

松田町地域防災計画

(地域防災計画・地震災害対策計画・風水害災害対策計画・特殊災害対策計画)

—令和元年度改訂—

令和元年5月

松田町防災会議

目次

第1編 地域防災計画

第1章 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の性格と構成	1
3. 計画の運用等	1
4. 松田町の概況	4
5. 町及び防災関係機関の業務の大綱	6
6. 町民・自主防災組織、事業所の役割	12
第2章 災害予防対策	14
1. 水害予防	14
2. 建造物災害予防対策	16
3. 火災予防対策	19
4. 防災訓練	22
5. 防災知識の普及	24
6. 防災資機材の備蓄	26
7. 自然災害回避行政の推進	29
8. 自主防災体制の強化	30
9. 要配慮者への対策	31
10. ライフラインの確保	34
11. 観光客安全対策	36
第3章 災害応急対策計画	38
1. 災害対策本部の設置	38
2. 現地災害対策本部の設置	43
3. 職員の動員	44
4. 気象予警報の伝達	46
5. 災害情報の収集・伝達	53
6. 通信	57
7. 災害広報	59
8. 避難	61
9. 食料供給対策	71
10. 物資供給	73
11. ライフライン応急対策	75
12. 住宅応急対策	81
13. 医療救護	83
14. 防疫・衛生	87
15. 障害物の除去	88
16. 緊急輸送対策	90
17. 交通災害応急対策	92
18. 応急教育	96

19.	ボランティア受け入れ	97
20.	警備・救助	100
21.	動物の管理・飼育対策	104
22.	消防活動	105
23.	水防	108
24.	相互応援・受援体制の強化	111
25.	災害救助	114
26.	二次災害の防止	116
27.	行方不明者の捜索及び収容・埋葬	117
28.	自衛隊災害派遣要請	119
第4章	災害復旧・復興	123
1.	復興体制の整備	123
2.	復興に関する調査	124
3.	復興計画の策定	126
4.	生活再建支援（被災者への相談機能の強化）	128
5.	り災証明書の交付	131
第2編	地震災害対策計画	
第1章	総 則	133
1.	地震災害対策計画の目的	133
2.	基本方針	133
3.	活断層	133
4.	被害の想定	134
5.	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務	137
第2章	地震災害予防計画	138
1.	都市防災	138
2.	建造物災害予防	140
3.	公共施設等の安全確保	141
4.	地盤災害予防	143
5.	火災予防	144
第3章	地震災害応急対策計画	146
1.	建築物等震後対策	146
第4章	地震災害復旧計画	148
第5章	東海地震に関する事前対策	149
1.	対策の目的及び基本方針	149
2.	地震防災対策強化区域	149
3.	予防対策	150
4.	警戒宣言等発令時の対策	151
5.	南海トラフ地震に関連する情報	173
第3編	風水害災害対策計画	
1.	災害時の応急活動対策	175
2.	水防対策	177

3. 土砂災害防止対策	181
4. 浸水対策	185
第4編 特殊災害対策計画	
第1章 火山災害対策計画	188
第2章 その他特殊災害対策計画	191
1. 危険物等の災害対策	191
2. 大規模事故対策	192
3. 放射性物質災害対策	194

第 1 編 地域防災計画

第1章 総則

1. 計画の目的

松田町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、本町に係る地震や風水害等の災害対策について、町及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めたものであり、この計画を基に災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、地域と町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とします。

2. 計画の性格と構成

- (1) 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松田町防災会議が定めたものであり、本町の防災対策の基本をなすものです。
- (2) 本計画は、神奈川県地域防災計画及び各機関が作成する計画と整合性・関連性を有するものとします。
- (3) 本計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が定める地震防災対策緊急支援事業5箇年計画の基礎となるものです。
- (4) 松田町防災会議（以下「町防災会議」という。）は、社会情勢の変化及び関係法令の改正並びに神奈川県地域防災計画の修正等に応じて常に実情に沿った計画とするため、毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正します。
- (5) 本計画は、「地域防災計画編」「地震災害対策計画編」「風水害災害対策計画編」「特殊災害対策計画編」の4編及び資料編で構成しています。

3. 計画の運用等

防災活動は災害応急対策活動、災害復旧活動に沿って行われることから、町及び防災関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、平時から防災に関する訓練等を実施して本計画を習熟するとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備し、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与します。

(1) 防災組織

町及び防災関係機関は総合的な防災体制を確立するために、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図り予防対策を積極的に推進します。

① 松田町防災会議

設置の根拠

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条

イ 松田町防災会議条例

所掌事務

ア 地域防災計画の作成とその実施の推進

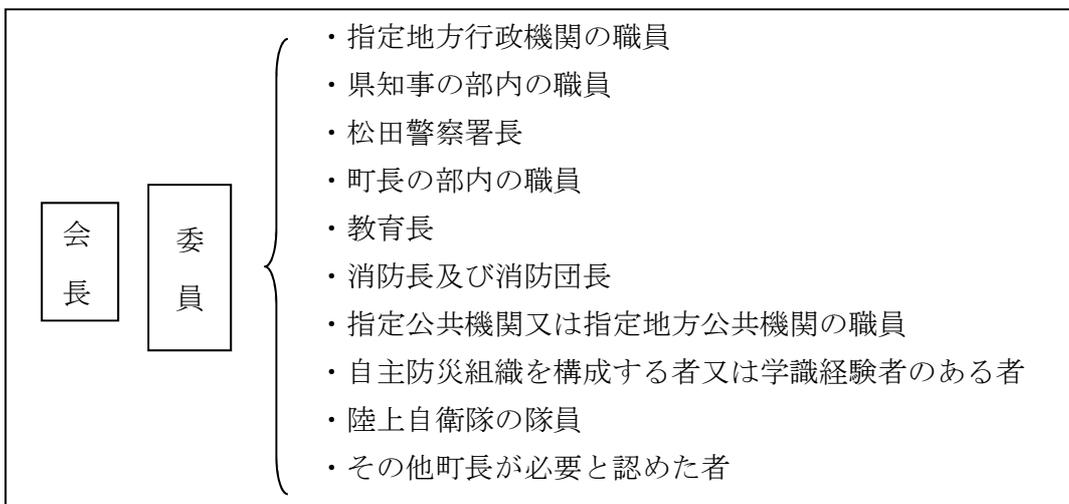
イ 町域にわたる災害情報の収集

ウ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

組織

災害対策基本法第16条 一抄一

- 1 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、(略) 市町村防災会議を置く。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、(略) 当該市町村の条例で定める。



(2) 松田町災害対策本部

設置の根拠

① 災害対策基本法第23条の2

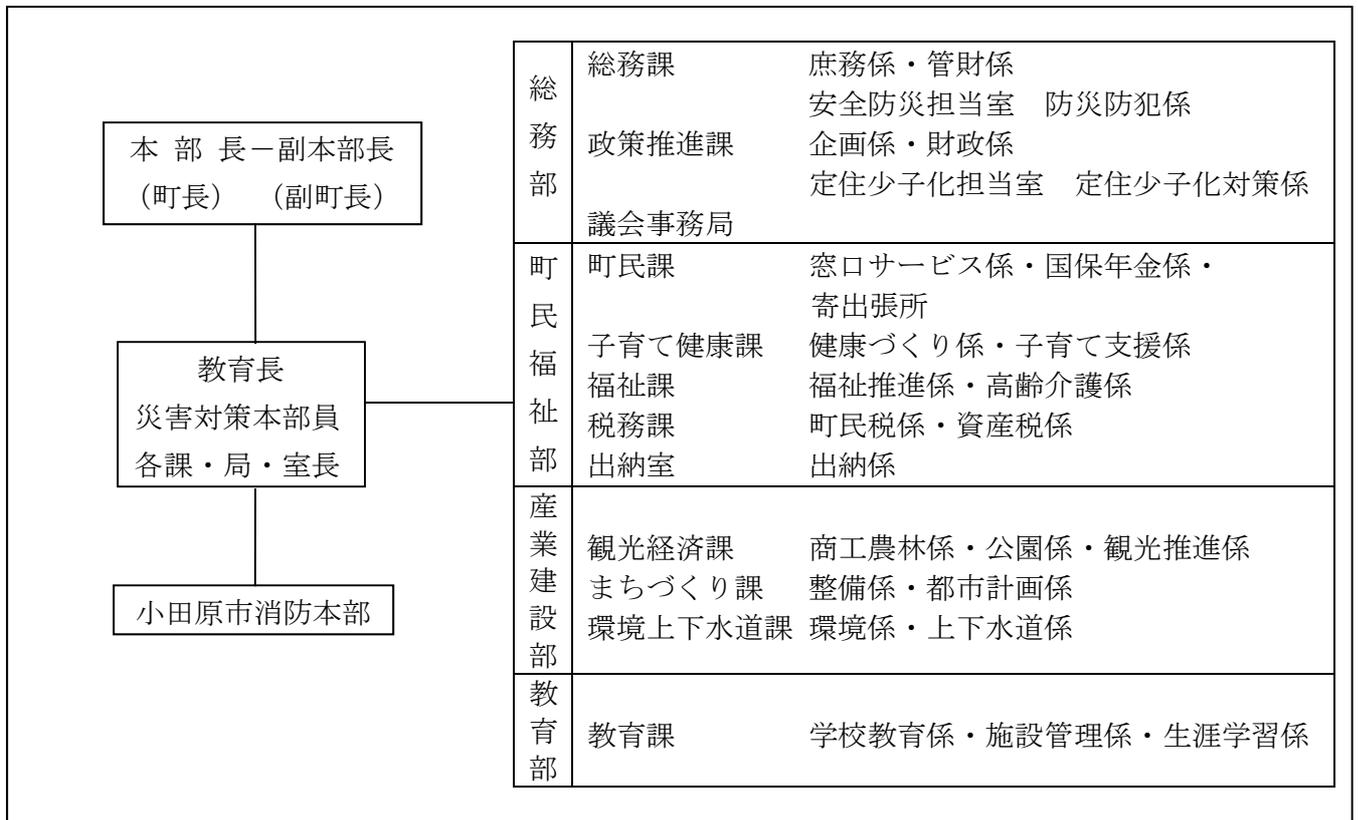
災害対策基本法第23条の2

- 1 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

② 松田町災害対策本部条例

所掌事務

地域防災計画の定めによる町域の災害予防及び災害応急対策の実施



(3) 自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域町民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会を単位として設置します。

災害対策基本法第5条
 2 市町村長は、(略) 町民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(4) 事業所

消防計画を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行います。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与します。

その具体的な活動は、概ね次のとおりです。

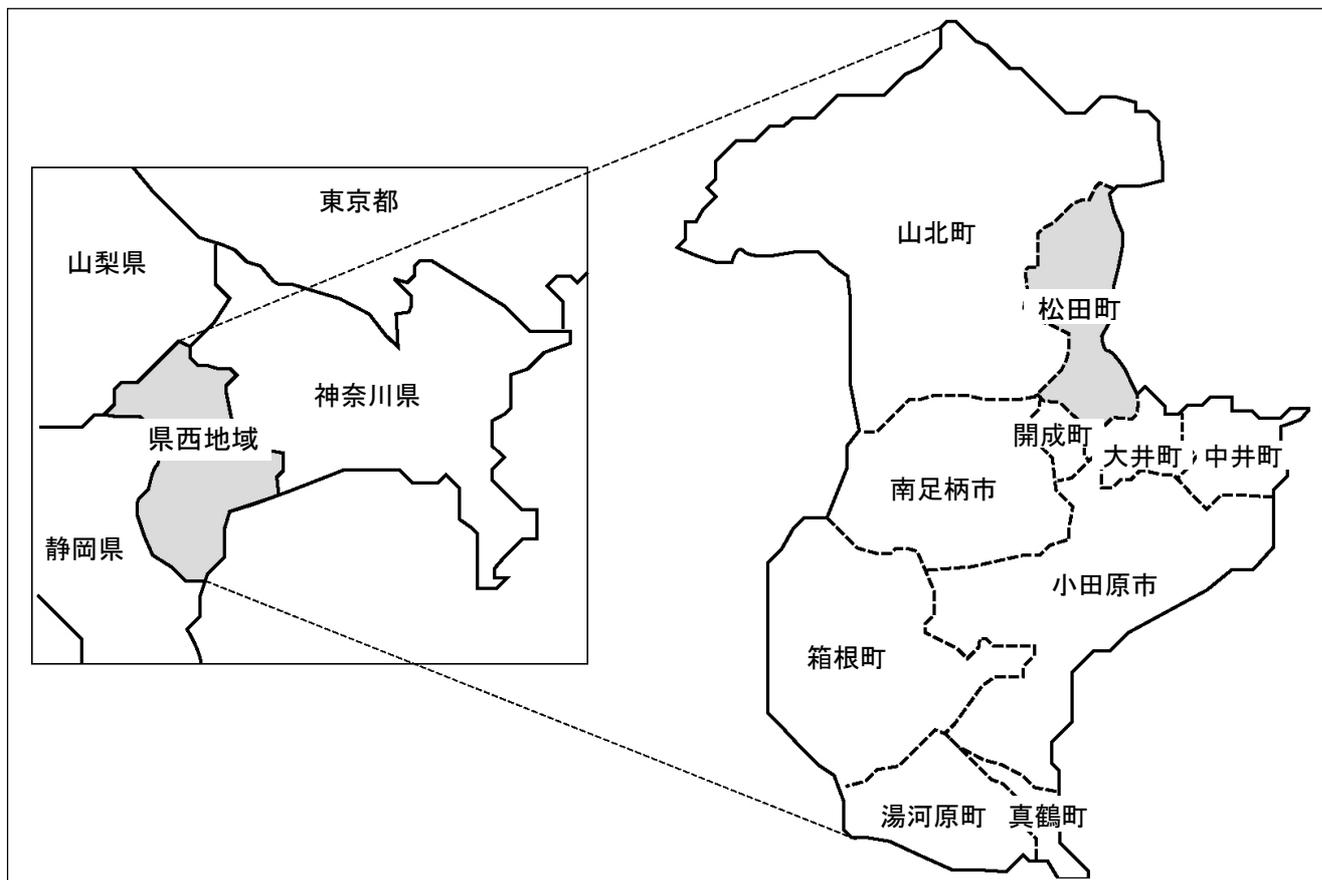
- ① 防災訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力

4. 松田町の概況

(1) 位置

町は神奈川県西部に位置し、県都横浜から 50km 圏内、首都東京からも 70km 圏内にあります。

松田町位置図



(2) 地勢

町は、東に秦野市、南東に大井町と接し、西及び北は山北町に接し、南西は酒匂川右岸を境にして開成町に面しています。東西の最長距離 4.77km、南北 12.12km にわたり、総面積 37.75k m² で、丹沢山塊の南西端部にあたる地帯で、第三紀層を中核として、南部は洪積層、沖積層の肥沃地帯で、北部は御坂層、小仏層の岩盤を葎した山野をもって形成されています。

松田町庁舎の位置は、次のとおりです。

所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

北緯	東経	海拔
35° 20' 42"	139° 08' 34"	83.00m

(3) 気象

町は、南東に渋沢岳陵、北は丹沢山塊、西に富士山麓、南に箱根連山がひかえているため、気候は概ね温暖です。

年間を通じての平均気温は15.5℃であり、年間の降水量は1,614mmです。

※参考：小田原市消防本部足柄消防署 平成 29 年分

(4) 町の構成

現在の松田町は、昭和 30 年に旧松田町と寄村が合併して誕生しました。現在でも、酒匂川と川音川による扇状地状の沖積平野に位置する「松田地区」と、背後に丹沢大山国定公園を控えた「寄地区」の大きく 2 つの特徴ある地区に分けられます。



(5) 人口

平成 31 年 2 月 28 日現在、本町の人口は 11,184 人、世帯は 4,903 です。このうち、松田地区が人口で 82.5%、世帯で 81.6%を占めています。

松田町の人口

字名	世帯数	人口 単位：人		
		総数	男	女
総数	4,903	11,184	5,552	5,632
松田地区	4,001	9,231	4,583	4,648
寄地区	902	1,953	969	984

平成 31 年 2 月 28 日現在、住民基本台帳（外国人を含む）

(6) 土地利用

本町は、南北に長い地形をしており、町内を東西に通る東名高速道路を境に北側が山地部、南側がほぼ平地となっています。

市街地は、小田急線新松田駅、JR御殿場線松田駅を中心に、松田地区が形成されているおり、山間部の寄地区では集落が点在しています。

農地としては、市街地や松田山斜面に畑がありますが、規模が小さく利用がしにくいことや農家の兼業化が進展していることなどにより遊休化が進んでいます。全体として、地形が急で、市街地の大幅な拡大は見込めません。

■ 土地利用の状況			面積 (ha)	構成比 (%)
総面積			3,775.0	100.00
自然的土地利用	農地	田	8.1	0.21
		畑	208.0	5.51
		耕作放棄地	0.1	0.00
	山林		2,924.3	77.46
	河川・水路・水面		33.1	0.88
	荒地・河川敷		136.0	3.60
	小計		3,309.6	87.7
都市的土地利用	住宅用地等		122.7	3.25
	商業用地等		12.4	0.33
	工業用地		14.2	0.38
	公共用地等		28.2	0.75
	運輸施設用地		7.9	0.21
	交通用地	道路	109.0	2.89
		鉄道	10.6	0.28
	空地	公共空地	15.0	0.40
		民間空地(ゴルフ場)	125.3	3.32
その他		20.1	0.53	
小計		465.4	12.3	

(まちづくり課：平成30年3月都市計画基礎調査)

(7) 交通

本町は、東京から約70kmの距離にあり、小田急線、御殿場線の2本の鉄道、東名高速道路、国道246号等が通る交通の要衝となっています。小田急線新松田駅を中心としてバス路線が設けられ、町民の日常の足として、また、丹沢大山国定公園を訪れる観光客の足として利用されています。

5. 町及び防災関係機関の業務の大綱

(1) 町

町は基礎的な地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び指定地方公共機関(※)、他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務があります。

- ① 松田町防災会議に関する事務
- ② 災害対策組織の整備、防災に関する調査研究、教育及び訓練
- ③ 防災施設の整備
- ④ 防災に必要な物資、資材の備蓄、整備
- ⑤ 消防、水防活動その他の応急措置
- ⑥ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 避難の勧告、指示
- ⑧ 被災者の救助、救護処置
- ⑨ 施設及び設備の応急復旧
- ⑩ 災害時の保健衛生、交通、文教、給水等の応急措置
- ⑪ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
- ⑫ 防災知識の普及
- ⑬ 災害教訓の伝承に関する啓発
- ⑭ 町内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- ⑮ 警戒宣言が発令された場合の事前対策
- ⑯ 緊急交通路・輸送路の確保
- ⑰ 県及び防災関係機関との連絡調整
- ⑱ 災害における文教、保健衛生
- ⑲ 防災関係機関が実施する災害対策の調整

※ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

(2) 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

- ① 県西地域県政総合センター
 - ア 市町及び防災関係機関との連絡調整
 - イ 管内区域、諸施設の被害調査及び応急対策
 - ウ その他必要な災害応急対策に関すること
- ② 県西土木事務所
 - ア 災害時における管内区域の県管理道路の被害調査及び災害復旧
 - イ 河川、砂防に関する被害調査及び災害復旧
 - ウ その他必要な緊急活動
- ③ 小田原保健福祉事務所足柄上センター
 - ア 災害時における管内区域の保健衛生対策及び医療救護対策
 - イ その他必要な緊急活動

- ④ 県西教育事務所足柄上指導課
 - ア 管内区域の小中学校等の被害調査及び災害復旧
 - イ 災害時における管内区域の教育対策
 - ウ その他必要な緊急活動
- ⑤ 県企業庁酒匂川ダム水系ダム管理事務所（三保ダム管理事務所）
 - ア ダムの放流に伴う警報
 - イ ダム関係施設の被害調査及び被害復旧
- ⑥ 松田警察署
 - ア 災害時の社会秩序の維持・救助対策
 - イ 災害時の緊急輸送のための交通対策
 - ウ 警戒宣言発令時における混乱防止対策
 - エ その他必要な緊急活動

（3）消防

- ① 小田原市消防本部
 - ア 災害の警戒及び防御
 - イ 救出、救助及び救急
 - ウ 災害情報の収集
 - エ 災害応急対策
 - オ 緊急消防援助隊の要請
- ② 松田町消防団
 - ア 災害の警戒及び防御
 - イ 人命の救出及び救急協力
 - ウ 防災訓練の実施及び町民に対する初期消火訓練等の指導

（4）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

- ① 農林水産省関東農政局神奈川支局
 - ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
 - イ 応急用食料・物資の支援に関すること
 - ウ 食糧の需給・価格動向や食品の表示等に関すること
 - エ 輸出証明に関すること
 - オ 関係職員の派遣に関すること
- ② 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象業務に必要な観測体制の充実
 - ウ 気象、地象（地震については、発生した断層運動による地震動に限る）水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達

- エ 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- オ 地域防災計画の改定やハザードマップ等の作成に関する支援・協力
- カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等の実施
- キ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

③ 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(5) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ① 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- ② 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ③ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- ④ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力します。

- ① 地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院
 - ア 災害時における傷病人の看護及び収容
 - イ その他必要な緊急活動
- ② 足柄上三師会及び看護協会（一般社団法人足柄上医師会、一般社団法人足柄歯科医師会、公益社団法人小田原薬剤師会足柄支部、公益社団法人県看護協会小田原支部）
 - ア 医療等の救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
 - ウ その他必要な緊急活動
- ③ 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- ④ 電気通信機関（東日本電信電話株式会社神奈川支店・株式会社NTT 神奈川支店）
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い

- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- エ その他必要な緊急活動
- ⑤ 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
 - エ その他必要な緊急活動
- ⑥ 中日本高速道路(株)東京支社
 - ア 道路の耐災整備
 - イ 災害時の輸送路の確保
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ その他必要な緊急活動
- ⑦ 鉄道機関（東海旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)）
 - ア 鉄道軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道軌道関係被害調査及び復旧
 - オ その他必要な緊急活動
- ⑧ バス機関（富士急湘南バス(株)、箱根登山バス(株)）
 - ア 被災地の人員輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ その他必要な緊急活動
- ⑨ 一般社団法人神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ その他必要な緊急活動
- ⑩ 放送機関（NHK横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
 - オ その他必要な緊急活動
- ⑪ 酒匂川左岸土地改良区
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地たん水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査並びに復旧
 - エ その他必要な緊急活動
- ⑫ 日本郵便(株)
 - ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救援用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物

の料金免除

- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 被災者救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常扱い
- カ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資
- キ その他必要な緊急活動

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

次に掲げる各機関は、その業務がもつ公共的な性質や施設の重要性などから、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

- ① かながわ西湘農業協同組合
 - ア 県・町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農産物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっ旋
 - エ 被災農家に対する融資のあっ旋
- ② 松田町森林組合
 - ア 県・町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっ旋
 - ウ 風倒木、被害木の処理
- ③ 松田町商工振興会
 - ア 県・町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 被災組合員に対する融資又はそのあっ旋
- ④ 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者等の治療及び助産
 - エ 災害時における収容者の保護、避難誘導
- ⑤ 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金融資
- ⑥ 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- ⑦ 危険物取扱所の管理者
 - ア 危険物の安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- ⑧ 足柄建設業協会
 - ア 道路、橋梁の震災復旧体制検討への協力
 - イ 救出活動等における重機、車両の協力
 - ウ 道路、橋梁等の震災復旧への協力

- エ 応急仮設住宅の建設等への協力
- ⑨ 松田町社会福祉協議会
 - ア 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資斡旋
 - イ ボランティアの受け入れ及び活動支援
- ⑩ 飲食料メーカー、旅客（貨物）運送事業、コンビニエンスストア等
 - 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、若しくは資材又は役務の供給又は提供

(8) 自衛隊

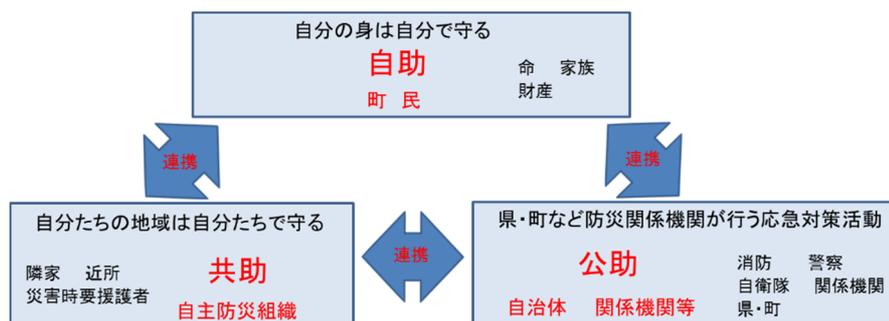
- ① 防災関係資料の基礎調査
- ② 自衛隊災害派遣計画の作成
- ③ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- ④ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
- ⑤ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- ⑥ 町に合わせた防災に関する訓練への参画

6. 町民・自主防災組織、事業所の役割

災害から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業所での自主防災力の向上です。町は、各家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施します。事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図ります。

(1) 町民・自主防災組織の役割

- ① 町民は、「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、少なくとも3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、自らが防災対策を行います。
- ② 町民は、「皆の地域は、皆で守る。」という「近助」「共助」の観点から、自主防災組織の活動へ積極的な参画や運営に努めます。
- ③ 町民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を大規模災害等発生時に発揮できるよう努めます。
- ④ 自主防災組織は、災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難にあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。



家庭に求められる自主防災力向上対策

①危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（耐震診断、補強等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の確認
- オ 避難所、広域避難場所の確認（地区で指定された施設等が使用できないことも考慮し、複数箇所を確認する）
- カ 避難所、広域避難場所までの避難経路の確認
- キ 消火器、火災警報器、感震ブレーカーの設置

② 備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食料、水、燃料（最低3日間、推奨1週間分）
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品
- キ ラジオ等の情報収集用品
- ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね、生理用品等）

③ 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル「171」等の利用方法
- エ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認
- オ 河川の洪水ハザードマップや土砂災害警戒等区域ハザードマップ等の確認

（2）事業所の役割

- ① 平時から、その管理する施設及び設備の耐震性等の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- ② 災害対策の責任者を定め、災害時の従業員のとるべき行動を明確にし、地域町民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- ③ 災害時には、地域町民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

第2章 災害予防対策

1. 水害予防

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 環境上下水道課 観光経済課

(1) 治山対策

本町は西丹沢の南斜面に位置し、台風及び集中豪雨等による被害を受けやすい地域となっており、ひとたび災害が起これば町民生活に与える影響が非常に大きくなると思われます。山林並びに原野に降る雨は、中津川を経て川音川より流出し局地的な豪雨の際には、多量の土石類が流出し氾濫をきたす原因となる可能性があります。しかし、これらの地域は、保安林に指定されているので伐採もない状況です。このような現状に鑑み、荒廃地については、適正な管理を促進し、森林の持つ多面的機能を十分発揮するよう県に積極的な予防対策の推進を図るよう要請します。

(2) 河川対策

本町の河川は、二級河川として酒匂川、川音川、中津川及び虫沢川があります。各河川とも護岸改修などが進められ、ほぼ整備が完了していますが、近年集中豪雨が頻発しており、水害の危険を軽減するため、河川整備水準を向上するとともに、老朽箇所への補強や必要に応じて根固工などの整備を進めていくことを県に要請します。

(3) 砂防対策

土砂災害から町民の生命を守るため、県では、今までのハード対策に加え、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、土砂災害警戒区域を指定し、土砂災害のおそれがある区域について、危険の周知を行います。このうち、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造規制、特定の開発に対する許可や既存建築物の移転の勧告を行います。また、町では、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警報情報のほかに、パトロールや町民からの通報等を収集し、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。避難情報等は防災行政無線等により、迅速に町民へ伝達します。

(4) 洪水調節

酒匂川は相模川と同様に利水面においてきわめて重要な役割を果たしていますが、近年における流域の市街化は交通網の整備にともなって著しく、災害が発生すれば被害は甚大なものになると予想されます。

※ 昭和 54 (1979) 年に完成した三保ダムは、酒匂川水系河内川に建設された多目的ダムとして洪水調節、水道用水供給及び発電の機能を有し、治水上の役割も大きい。三保ダムは、ダム地点において、100 年生起確率の計画高水流量毎秒 2,100

m³に対して毎秒 1,250 m³を放流し、毎秒 850 m³を調節しようとするもので、下流域の災害や水害の軽減を図っています。このため、洪水期の6月15日から10月15日の間は、貯水池の水位を常時満水位標高 321.5mからマイナス 4.7mの 316.8mを洪水期制限水位として洪水に備えています。

洪水の調節は、316.8mから 321.5mまでの容量 1,000 万m³を利用して行うものとされています。

(5) 上下水道

上水道では、災害時の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化を図り、配水池には緊急遮断弁を設置します。

管路については、耐震施設が被災したり、給水量が被災した場合に耐震性の向上を図るため、老朽化した送水管や配水管を順次更新しています。また、飲料水兼用耐震性貯水槽を松田中学校校庭と役場駐車場の2箇所に設置してあります。

(6) 造成地

宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づき県が指定する宅地造成工事規制（※）区域の指定促進を図ります。

※ 宅地造成工事規制

高さ2mを超える崖ができる切土、高さ1mを超える崖ができる盛土、500m²以上の造成工事などを行う場合などは、都道府県知事の許可が必要。

2. 建造物災害予防対策

主管課	まちづくり課
-----	--------

(1) 災害に強いまちづくりの推進

良好な生活環境の創出により、健全かつ安全で災害にも強いまちづくりを推進するため、災害の発生をできる限り防止し、町民の生命財産を守ることは町づくりの基本です。建物の耐震化については、耐震改修促進法に基づく「松田町耐震改修促進計画」により計画を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 不燃化対策

地震、火災等による被害を最小限にとどめるため、建築物の不燃化及び耐震化を促進します。なお、準防火地域の指定区域内にあっては、建築基準法により防火施設を配慮した開発を行うとともに、その他の地域にあっては適正な開発に対する指導を実施するなど、開発行為により災害防止を促進します。

(3) 建築物対策

町は、地震時における個々の建築物の安全性を高めるとともに、「神奈川県耐震改修促進計画」及び「松田町耐震改修促進計画」に基づき、県と共同して既存建築物の耐震性の向上を図ります。

① 建築物並びに防災設備の査察及び指導方針

建築物については、建築確認手続きの一環として事前に本町が関与する際、風水害、地震等に関する安全性の観点から敷地、建築構造について確認し、必要があるときは、法令に基づく立入検査を実施し、防火避難設備の位置及び消防用設備等の維持管理について防火防災上の見地から必要な指導を行います。

② 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

町は、新耐震基準導入前の耐震性の劣る建築物を対象に、その所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及、啓発を図り、必要に応じて耐震診断・耐震改修補助、情報提供、その他の措置を講じます。

また、町が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるものなどを優先的、計画的に耐震化に取り組みます。

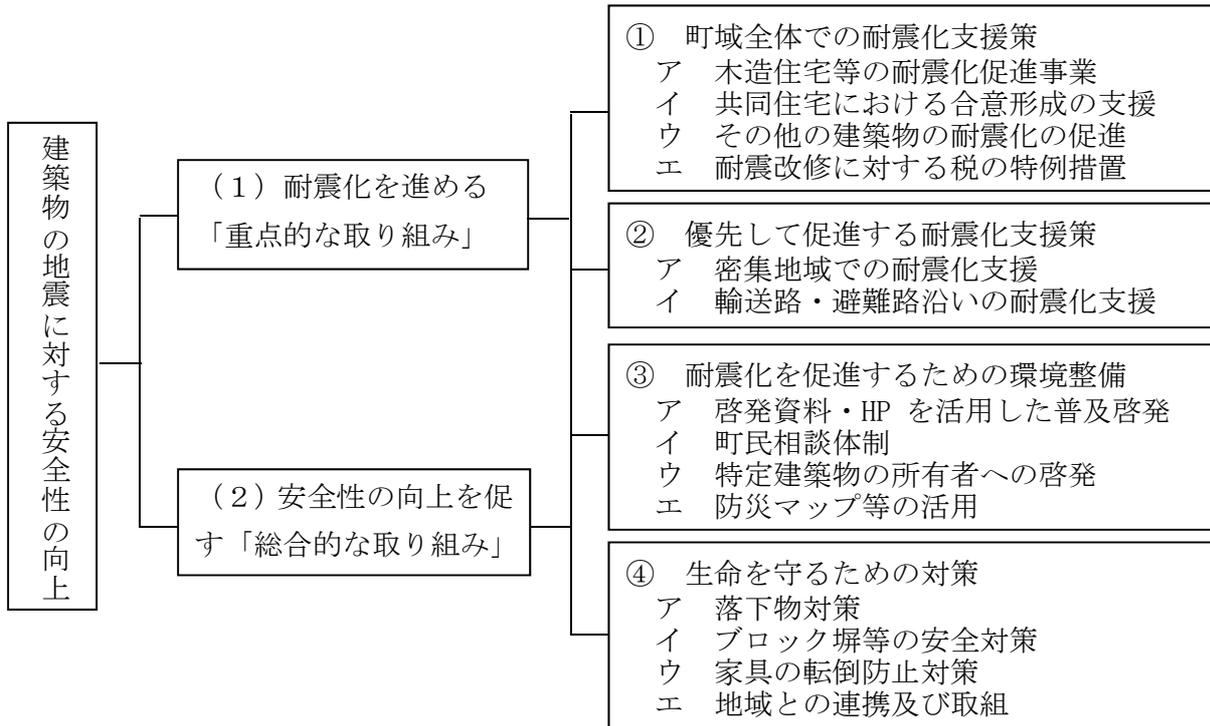
③ 建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、町は、国・県と協調し、適切な情報提供をはじめとして、技術者の育成等の環境整備や、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。

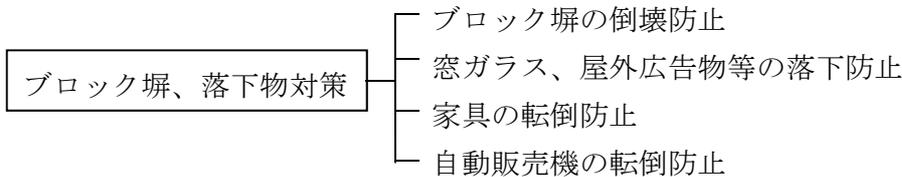
その一環として、昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた木造の一戸建て住宅、2世帯住宅又は店舗併用住宅を対象として、木造住宅耐震診断補助制度・木

造住宅耐震改修補助制度を設け支援しており、さらに制度を周知します。

【耐震化を促進するための施策】



ブロック塀等の倒壊防止及び落下物防止対策の推進



ア ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し町民の啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について周知を図ります。ブロック塀を設置している町民に対しては平時から点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に関しては危険ブロック塀等撤去費補助制度や生垣設置補助制度による生垣化やフェンス化を、図るよう指導します。また、地震時にはすばやくブロック塀から離れるよう啓発を強化します。

イ 落下物防止対策

市街地の安全性の向上を図るため、落下物の防止対策について、町内にある地上3階建以上の建築物実態調査に取り組んでいくとともに、建築物所有（管理）者に対して、落下防止の普及及び指導、助言を行います。

ウ 家具等転倒防止対策の推進

町民に対し、地震時の家具、備品類の転倒による事故を防止するため、固定方法の普及や啓発をします。

エ 自動販売機の転倒防止

自動販売機は、その場で倒れるよりも、前の道路まで滑り出して倒れることが

多い。このため、道路機能を麻痺させ、緊急初動活動にも支障を与えることが考えられます。自動販売機の設置には、日本工業規格の「自動販売機の裾付基準」に従った設置をするように啓発を図ります。

(4) 災害に強い公共施設の整備促進

① 公共建築物の耐災害機能の整備、強化

平成 18 年 3 月に、免震構造による庁舎が完成し、災害時の拠点が確保されたところです。また、学校教育施設については、これまで耐火、耐震機能の強化を図ってきました。その他の公共建築物に関しても耐災害機能の整備を強化します。公共施設等が災害の発生に対し、その機能が確保されるよう、施設の危険箇所等の調査を実施するとともに、補修工事、耐震補強を実施し、整備を強化します。

② 公園、緑地の整備

公園、緑地は防災・防火の拠点としてのオープンスペース機能を有します。今後このような観点からも、延焼遮断機能や避難場所となる都市公園、緑地の整備を促進します。

③ 公共施設の整備

町は、アドバイザーの派遣等により避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。また、避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化を促進します。

3. 火災予防対策

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 環境上下水道課

火災の発生及び延焼を未然に防止し、火災発生時の被害を最小限にとどめ、町民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり、消防力の充実・強化及び消防水利施設の整備等を図ります。

(1) 消防団の育成強化

消防事象に即応した知識及び技術の向上を図り、地域における消防防災の中核として重要な役割を果す消防団の施設、装備等の充実、地域の企業従事者などの団員への参加促進を図り、消防団員が消防活動を適切に行うため、研修会、講習会等に参加させるほか、現状にあわせた実地研修を行うなど、消防団を育成強化します。

また、平日昼間の団員不足を補うため、機能別消防団員制度を取り入れ活動に備えます。

(2) 消防力の整備、強化

人員及び施設、機械器具等の現況を把握し合理的運用を図るほか、消防力の充実・強化を図るため、消防力の基準の改正を踏まえて強化方策を策定し、消防車両や耐震性貯水槽等、消防水利の整備を図ります。(資料編【資料3】消防力の現況、資料編【資料4】消防水利等を参照)

① 公設消防力の拡充、強化

町は、次により消防力を拡充・強化します。

ア 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織を拡充・強化し、特に消防団員を確保するとともに常設消防の強化推進を図ります。

イ 消防施設等の整備、強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設の整備強化を図ります。

② 自衛消防力の整備、強化

町は、工場、事業所等の自衛消防隊の組織及び消防用設備等の充実強化について指導します。

(3) 出火予防

出火予防対策の実施者は、町、各事業者、一般家庭です。

本町は自らが出火予防対策を講ずるとともに、これらの実施者に対しても行政指導、啓発、訓練を通じ、出火予防対策を講じます。地域町民の共同連帯意識に基づく防火意識の高揚については、火災予防運動のほか、職場、自治会等を通じて火災予防に関する情報を提供し、さらに効果的な運用を確保するなど、防火管理の適正化を進めます。

① 一般家庭に対する啓発・訓練

ア 防火思想の啓発

地震及び地震火災発生時の各家庭での行動、特に火災警報器や感震ブレーカーの設置や地震時の火の始末についてパンフレット等や各種会合を通じて啓発します。

イ 初期消火の推進

住宅用消火器の設置を啓発するとともに、防災訓練等の機会を利用して、実際に消火器を使った消火訓練や模擬火災の消火訓練を実施し、初期消火の方法を実地習得させます。同時に町民の安全を考慮して、初期消火活動の限界についても指導します。

ウ 自主防災組織の指導

自主防災組織の指導者に対して、出火防止方法、初期消火方法等について指導、啓発を行います。

(4) 小田原市消防本部に要請する対策事項

火災予防の観点から、小田原市消防本部に対し、以下の諸施策を積極的に展開するよう要請するものとします。

① 建築同意制度の活用

消防法に規定する建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

② 防火管理者の育成

消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期し、その他当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検について充分指導するものとします。

③ 予防査察の強化

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき、火災等の災害を未然に防止するため、町内の防火対象施設の査察を実施します。

ア 定期査察

定期的に防火対象施設を査察し、出火危険度に関する調査結果に基づき、当該防火管理者を通じ、その旨の指導を行います。

イ 臨時査察

次に掲げる場合、臨時査察を実施し、指導します。

(ア) 年末、年始、祭礼等で特に査察を必要とするとき

(イ) 防火対象物の新築、増築、改築にともなう査察を必要とするとき

(ウ) 消防用設備等、火気使用施設、電気施設その他の施設又は設備のうち、特定のものについて査察を必要とするとき

(エ) 仮設興行場が設置されたとき

(オ) その他特に必要と認めるとき

ウ 特別査察

次に掲げる場合には、特別査察を実施します。

(ア) 類似火災の続発にともない、同種の対象物の査察を必要とするとき

(イ) その他特に必要と認めるとき

(5) 防災空間の確保

火災の延焼防止、避難所として有効な公園・緑地の整備を一層進めるとともに、既存の公園や広場等をライフスポット（自活のための要素を備え、災害時に自立できる拠点）として活用できるよう、飲料水確保施設、資機材の備蓄倉庫などの整備を行います。

また、道路については、一定の延焼防止効果を有するとともに、消火活動や避難活動に必要な機能を有することから、拡幅が必要と求められるものについては、沿道住民等の協力を得ながら拡幅等を推進します。

4. 防災訓練

主管課	総務課安全防災担当室
-----	------------

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速円滑に実施するため、町は、防災関係者の防災知識の普及及び技能の向上と地域住民に対する啓発を図り、また、応急対策計画の実効性を検証することを目的として、防災訓練を行うものとします。

(1) 訓練の区分、実施の時期、場所及び方法等

① 消防訓練の実施

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施します。

② 水防訓練の実施

町の水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。

③ 災害救助訓練の実施

災害救助救護の活動を円滑に遂行するため、災害救助訓練を実施します。

④ 総合防災訓練の実施

防災に関する機関との連携協力のもとに、災害時における情報の収集・伝達、住民の避難、救出救護などの確・迅速な実施が要求されます。町及び防災関係機関は、情報受伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、火災防衛訓練、ライフライン復旧訓練など個別訓練を有機的に連携させた総合防災訓練を実施します。

特に、自主防災組織、事業所等独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動が被害の軽減に大きく寄与することが予想されます。町は、自主防災組織、事業所等が「自らの身は、自ら守る、自分たちのまちは、自分たちで守る。」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、実践的な訓練を実施するよう指導助言します。

⑤ その他の訓練

災害応急対策実施機関は、災害対策を実施するため、災害通信連絡訓練、非常召集訓練、避難訓練などの訓練を実施するものとし、図上訓練等必要に応じ関係機関と合同して行います。

町等が行う防災訓練

区 分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法
消防訓練	町 消防団	火災時期又は火災 予防週間中等訓練 効果のある時期	火災危険地域 又は訓練に適 当な場所	必要に応じて防災関係機 関との合同又は他の訓練 と併合して実施する
水防訓練	町 消防団	水害が予想される時 期前のもっとも訓練 効果のある時期	水害危険地域 の適当な場所	必要に応じて防災関係機 関との合同又は他の訓練 と併合して実施する
災害救助訓練	町	適宜	適宜	防災関係機関と合同又は 他の訓練と併合して実施 する

総合防災訓練	町 自主防災会 消防団 消防本部 自衛隊ほか	防災週間の1日及び 適宜な時期	適宜	防災関係機関や自主防災 会が一体となり、あらかじめ 作成された災害想定により 総合的・立体的に実施する	
遭難救助訓練	町 消防団 救助隊	5月	丹沢登山道	山岳遭難に対応した訓練 を実施する	
その他の 訓練	災害通信 連絡訓練	町 自主防災会	月1回	適宜	移動系無線による交信訓練 を実施する。
	非常召集 訓練	町	適宜	適宜	適宜
	図上訓練	町ほか	年1回	庁舎内	水防訓練又は地震訓練
	避難訓練	学校等 要配慮者 利用施設	適宜	学校等 要配慮者 利用施設	建物内の人命保護を目的 として実施する

(2) 訓練結果の検証

各防災訓練の終了後、訓練における問題点・課題の抽出を行い、その後の改善方策・対応策を立てることによって、次回の訓練における重点的チェックポイントとして有効に活用します。

また、蓋然性の高い災害を想定した訓練、地域防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施による地域町民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

5. 防災知識の普及

主管課	総務課安全防災担当室
-----	------------

(1) 目的

災害発生時の被害の防止や軽減を図るためには、町及び防災関係機関等が災害対策を推進することはもとより、町民一人ひとりが自発的かつ適切な行動が重要です。そのため平時及び災害時において、町民及び職員が的確に判断し、行動しうよう防災教育・研修を行います。

また、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するとともに、被災時における男女のニーズの違いや性的少数者の視点に十分配慮します。

(2) 目標及び現状

① 目標

災害から自分を守るためには、防災意識を持つことと、防災知識を得ることが重要です。このため、防災意識の高揚と防災知識の普及を目指す、防災教育、研修及び広報を適切に実施します。

② 現状

自主防災組織のリーダー及び職員等に対する研修を行っているほか、防災マップを全世帯に配布しており、町広報紙により随時広報を行っています。

(3) 実施機関

防災知識の普及は、普及を要する災害事務を分掌するそれぞれの機関において、適当な方法により行うものとしますが、町における広報は、総務課が行います。

(4) 普及の方法

防災知識の普及は、次の方法により行うものとする。

- ① 職員に対する防災教育・研修
- ② 学校や地域における防災教育
- ③ 自主防災組織リーダーに対する防災教育・研修
- ④ 事業所に対する啓発
- ⑤ 町広報紙の配布
- ⑥ 防災マップ、地震時の行動マニュアルなど冊子の配布
- ⑦ 防災行政無線による広報

(5) 職員への教育・研修事項

災害時における職員個々の判断・対応を適切なものとするため、災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知、災害時に感染症が発生した場合の対応など、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育を実施します。さらに、地域防災計画の内容を簡潔に示す「職員行動マニュアル」を基に、地震発生時には、マニュアルを基に災害対応にあたり

ます。教育、研修の内容は概ね次のとおりです。

- ① 防災活動の概要
- ② 職員行動マニュアルに基づく、災害時の行動、心構え、役割分担などの徹底
- ③ 救急、救命講習会への参加
- ④ 防災資機材の取扱い
- ⑤ 防災行政無線の取扱い

(6) 町民への広報の内容

町は、各種普及啓発資料の作成・配付、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、町民に対する防災知識の普及を図ります。特に、3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の備蓄、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制及び行動についてのルールづくり等、家庭での防災対策について、周知徹底を図ります。

6. 防災資機材の備蓄

主管課	総務課安全防災担当室
-----	------------

(1) 防災資機材の備蓄

災害時に必要な資機材は、町（7箇所）及び自主防災会（45箇所）の防災資機材倉庫と県防災資機材倉庫（1箇所）に備蓄していますが、避難所やその他の公園、学校のグラウンドなどのオープンスペース等の倉庫を活用し、可能な限り、資機材の備蓄を進めます。

食料・生活必需物資等の備蓄に際しては、高齢者、障がい者等や季節性に配慮した備蓄品目を検討し、整備を進めます。

防災資機材倉庫

No.	名 称	所 在 地
1	城山①	松田庶子 591 番地
2	城山②	松田惣領 3178 番地
3	中里①	松田庶子 498 番地
4	中里②	松田庶子 432 番地先
5	かなん沢	松田庶子 237 番地
6	谷津	松田庶子 105 番地
7	谷戸	松田惣領 1878 番地 3
8	中央	松田惣領 2030 番地
9	仲町①	松田惣領 1194 番地
10	仲町②	松田惣領 1291 番地 3
11	河内①	松田惣領 821 番地
12	河内②	松田惣領 821 番地
13	中丸①	松田惣領 920 番地
14	中丸②	松田惣領 943 番地
15	宮前	松田庶子 204 番地
16	中沢	松田惣領 1861 番地
17	新松田①	松田惣領 1303 番地
18	新松田②	松田惣領 1303 番地
19	沢尻①	松田惣領 1630 番地
20	沢尻②	松田惣領 1617 番地
21	仲町屋①	松田惣領 1427 番地
22	仲町屋②	松田庶子 1400 番地
23	町屋①	松田惣領 166 番地 3
24	町屋②	松田惣領 6 番地
25	町屋③	松田惣領 370 番地先
26	店屋場①	松田惣領 436 番地
27	店屋場②	松田惣領 436 番地
28	神山①	神山 227 番地

29	神山②	神山 246 番地
30	神山③	神山 404 番地
31	茶屋①	松田惣領 582 番地
32	茶屋②	松田惣領 638 番地
33	湯の沢	寄 123 番地 9
34	萱沼	寄 709 番地
35	虫沢①	寄 6410 番地
36	虫沢②	寄 6410 番地
37	田代	寄 5325 番地
38	宮地	寄 5237 番地
39	弥勒寺①	寄 2371 番地
40	弥勒寺②	寄 1781 番地
41	弥勒寺③	寄 1501 番地 1
42	大寺	寄 4618 番地
43	中山	寄 3314 番地
44	宇津茂①	寄 3214 番地先
45	宇津茂②	寄 4341 番地
46	土佐原	寄 2867 番地
47	松田町役場庁舎	松田惣領 2037 番地
48	町第一水防倉庫	松田惣領 1720 番地 2
49	町第二水防倉庫	松田惣領 740 番地 2
50	松田小学校	松田庶子 204 番地
51	松田中学校屋内運動場	松田惣領 1427 番地 3
52	寄中学校屋内運動場	寄 2540 番地
53	県防災倉庫	寄 3139 番地 1

(2) 災害応急対策に必要な備蓄資材、器材の整備点検

町では、防災資機材倉庫を設置し、災害応急対策に必要な備蓄資材、器材の確保を図るとともに、器材の整備点検を行います。また、備蓄資材、器材については、毎年度計画的に補充して非常時に備えます。

また、緊急事態に臨んでは、町内業者等より買い上げ、これを調達します。

(3) 災害救助用生活必需物資の調達

災害が町の全域に及ぶとき、又は一部に限られた場合を想定して、生活必需物資の調達を行います。町が常に備蓄資材を保有することは困難であることから、緊急事態に臨んでは、町の店頭にあるものを買い上げて対応することとし、業者等については商工振興会等を通じて協定の締結を進め、緊急時の物資調達に備えます（資料編【資料6】燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先、資料編【資料7】履物、寝具、衣類調達先、資料編【資料8】食料品（レトルト食品、インスタント食品、缶詰等）調達先、資料編【資料9】日用品調達先を参照）。

(4) 県西（足柄上）地区広域防災活動拠点との連携

県では、大規模災害時に広域的な応急活動を行うため、足柄上合同庁舎に広域防災活動拠点を整備しています。ここでは、救援物資の受入れ、集積及び配分、ヘリコプター臨時離着陸場の開設、国及び他県等の応援部隊の進出時の受入れ及び防災資機材の貸与、市町村への防災資機材の貸出し並びに情報連絡活動等を行います。

町では、この広域防災活動拠点との連携を図り、災害時応急活動対策を充実します。

7. 自然災害回避行政の推進

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	まちづくり課

(1) 基本的方針

自然災害から町民の生命、財産を守るために、自然災害が発生する危険性が高い土地についての情報を的確に町民に提供し、県と協力して自然災害に対して回避可能性が高いより安全な土地利用をめざします。

本町の防災行政は、これまでに得られた防災関連情報を活かし、それを町民に周知するとともに、日常の行政に反映させ、自然災害に強いまちづくりをめざします。

(2) 具体的施策の方向性

① 情報提供

広報やホームページ等を通じ、災害履歴や危険区域箇所に関する具体的情報を町民に知らせ、アボイドマップにより自然災害に対する日常的備えを喚起します（資料編【資料10】地震時に揺れやすい区域、資料編【資料11】水害予防のための地盤高線図を参照）。

② 自然災害回避可能性を高める公共工事等の実施

本町で実施される道路、河川等公共施設の整備にあたっては、自然災害の発生にともなう被害を軽減する効果を発揮できる構造、仕様の実現に努力します。

③ 安全な土地利用の誘導

事業者等から開発行為や建築行為に関する申請があったときは、関係法令やまちづくり条例等を活用し、事業者等の協力を得て自然災害回避可能性の高い土地利用を誘導します。

8. 自主防災体制の強化

主管課	総務課安全防災担当室
-----	------------

阪神・淡路大震災や東日本大震災、西日本で起きた平成30年7月豪雨のような大規模な災害が発生した場合、行政組織の活動だけでは十分な成果が得難いばかりか、行政組織自体の活動能力が著しく低下します。特に、夜間・休日は職員の参集に時間を要し、また発災直後は庁舎内での対応に追われることが予想されます。

そこで、「自ら身を守る」という自主防災の理念のもと、町民各自の自発的活動の活発化やコミュニティ組織の育成・機能強化、消防団及び自主防災組織の防災リーダーなどによる自主防災体制の確立・強化が非常に強く求められます。さらに、平時からの備えや心得によって、いざという時に、自身の生命、財産を自らの努力によって守る「自助」、また、普段から顔を合わせている近隣住民の助け合い、「近助」「共助」の防災隣組の支え合いが必要です。このため、町と自主防災会により自主防災組織の運営の基となる新たなマニュアル作りを進めます。

(1) 自主防災組織の育成・連携強化

自主防災組織が主体となった防災訓練を促進するとともに、町民の意識啓発を推進し、組織の育成・強化を図ります（資料編【資料12】自主防災組織機能発揮連絡図を参照）。さらに、自主防災組織及び消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、訓練等の実施により防災リーダーを育成します。特に、女性固有の事情を考慮しつつ、女性の登用を推進します。

また、組織の機能充実を図るため、防災資機材の整備を支援します。

(2) 防災体制の強化

消防団員の定員割れが続いているため、消防団活動への理解を深め、消防団への入団を促進するよう啓発するとともに、資機材等の整備を進め、消防力の充実を強化します。

また、平日の日中の団員不足を補うため、機能別消防団員制度の導入を図ります。

地震等が発生した場合においては、建造物の崩壊・倒壊、土砂崩れ等により、がれき、倒壊物、倒木、土砂などの障害物の発生が予想されます。そのため、悪路やぬかるみ等の条件下での救助・復旧活動を支援する「情報収集用バイク」を消防団に配備しています。また、がれきの下敷きや生き埋めなどの被害にあった人を探し出す救助犬部隊の支援を要請します。

(3) ボランティア受入体制の整備

町は、地震災害時における災害ボランティアの受入について、関係機関等と連携を図り、平時からその受入体制の整備を図るとともに、災害時にボランティアの活動拠点となる町社会福祉協議会へ必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境を整備します。

9. 要配慮者への対策

主管課	福祉課
関係課等	総務課 安全防災担当室 政策推進課 子育て健康課 教育課

(1) 在宅者についての対策

① 所在情報の把握

事前に民生委員児童委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の所在情報を避難行動要支援者名簿に取りまとめ、災害等時に支援者が迅速に活用します。

また、学童保育等における児童の安全確保等のため、災害時の対応や保護者との情報共有の取組の促進を図ります。学童保育等の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び児童等の安否情報・所在情報を確実に把握します。

② 事前の準備

要配慮者がいる家庭においては、要配慮者の生活必需品を備蓄します。

町は高齢者家庭等に対し救急医療情報キット(※)の普及を推進し、救急医療活動の効率化を図ります

※救急医療情報キット(あしがら安心キット)

高齢者や障がい者等の安全と安心を守るため、氏名、生年月日、持病、服薬内容、かかりつけ医療機関、緊急連絡先等を記載したシートとともに、健康保険証の写し、診察券の写し等を円筒形の専用容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておき、「もしも・・・」のときに救急隊員が冷蔵庫から取り出し、救急医療活動に活用するもの。キットが保管されている印として、玄関の中や冷蔵庫の外扉にシールを貼付するもの。65歳以上の独居の方が対象。

③ 緊急通報システム等の整備

町は、避難行動要支援者の安全を確保するため、個人情報を守り、地域保健活動と連携をとりつつ、緊急通報システム等を整備するとともに、在宅者の安全性を高めるため、消火器、火災警報機、感震ブレーカー等の設置を啓発します。

④ 防災知識の普及・啓発

町は、広報紙やホームページ、パンフレット等を利用し、避難行動要支援者及びその家族に向け、日頃から災害に備えた対策等に関する知識の周知を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めます。

⑤ 避難誘導、搬送等

避難行動要支援者及び要配慮者の避難誘導、搬送等について、迅速、かつ安全に行えるよう、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得ます。

⑥ 情報伝達体制の整備

避難行動要支援者及び要配慮者に対して、医療等に関する情報を提供するため、避難所等における情報伝達体制を整備します。

(2) 病院入院患者等についての対策

町内の病院、診療所等の医療機関においては、入院中の重症患者、新生児、乳幼児、高齢者等、自力で避難できない患者等については、発災時に十分な安全性が確保できるようあらかじめ適切な手段を講じておきます。

(3) 社会福祉施設等を活用した二次避難所の確保

町は、あらかじめ避難所の指定にあたり、要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心した生活ができる体制を整備した避難所(福祉避難所)を指定します。また、高齢者、障がい者等の二次避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結びます。

(4) 外国人についての対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、広域避難所、避難標識等の災害に関する表示板の外国語表記や外国人も含めた防災訓練や防災教育、外国人の雇用や外国人との交流の多い企業等に対する防災訓練教育等の指導や支援をします。

(5) 要配慮者利用施設における避難対策

① 平成29年6月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内ある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化され、当該計画を作成しない場合は、町長が施設管理者等に対し、作成を求める指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができることとなりました。

町は要配慮者利用施設等が作成する自衛水防組織の業務に関する事項等の非難確保に関する計画や、当該計画に基づく自衛水防組織の設置及び構成員、避難訓練の実施状況等について確認するとともに、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の支援として、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、電話、ファックス等による洪水、土砂災害に関する情報の伝達体制を整備し、避難確保計画の作成や避難訓練実施のための支援を行うものとします。

なお、本町の要配慮者利用施設は次のとおりです。

	施設名称	所在地	連絡先	避難所	区域該当
1	寄幼稚園	寄 2505	89-2452	寄幼稚園	
2	松田幼稚園	神山 404	83-2517	※松田幼稚園 町民文化センター	洪水
3	寄小学校	寄 2540	89-2201	寄小学校屋内運動場	
4	松田小学校	松田庶子 204	82-0371	松田小学校屋内運動場	
5	松田中学校	松田惣領 1400	82-2261	※松田中学校屋内運動場 町民文化センター	洪水
6	立花学園高等学校	松田惣領 307-2	83-1081	※松田中学校屋内運動場	洪水

				町民文化センター	
7	松田さくら保育園	松田庶子 162-1	46-8300	松田小学校屋内運動場	土砂
8	足柄上病院	松田惣領 866-1	83-0351	※松田中学校屋内運動場 町民文化センター	洪水
9	特別養護老人ホーム レストフルヴィレッジ	寄 3090-1	88-2910	寄小学校屋内運動場	土砂
10	ハートフルケアホームまつだ	神山 438-1	46-8718	※松田幼稚園 町民文化センター	洪水
11	シルバーハウス風の里	松田惣領 1217-2	82-3555	松田小学校屋内運動場	
12	グループホームみやま の里	寄 4165	89-2037	寄小学校屋内運動場	土砂
13	セントケアホームあしがら	松田庶子 373-1	85-1071	松田小学校屋内運動場	
15	NPO 法人しあわせ サービス	松田惣領 1249	82-8571	町民文化センター	土砂
17	コスモス学園松田センター	松田惣領 824-1	46-8511	松田町民文化センター	洪水
18	KOMNY すみれの家	松田惣領 17-2	83-7394	※松田中学校屋内運動場 町民文化センター	洪水
19	放課後等デイサービス 喜の実	松田庶子 869-17	25-5470	松田小学校屋内運動場	

※区域該当については、敷地の一部または全部が警戒区域等にしていされている施設です。

避難所等は状況から判断して「避難所一覧（P65～66）」から選定します。

土砂：土砂災害警戒区域等（がけ崩れ・土石流）

浸水：洪水浸水想定区域

- ② 洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は土砂災害に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。
- ③ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を町民等に周知します。

10. ライフラインの確保

主管課	環境上下水道課
関係課等	総務課安全防災担当室、その他ライフライン関係各課

平時の生活は、上下水道、電気・ガス、交通・通信、放送などのライフラインに大きく依存していますが、阪神・淡路大震災や中越震災、熊本震災では、こうしたライフラインはもろくも寸断され、社会生活や経済活動に甚大な被害が発生しました。

こうしたライフラインは、ひとたび破壊されると、機能回復には多大な労力・費用と期間を要することから、日頃から各ライフラインの耐久性・耐震性の維持・向上と代替性・多重性を確保するとともに、重大な災害によってライフラインが破壊された場合の対策について定めます。

(1) 上水道

① 給水対策

地震により電力の供給が停止することもあるため、水源地では、受電施設の複数系統化や非常用発電機等の設備の整備を進めるとともに、配水池に緊急遮断弁を設置し、飲料水の確保を図っています。また、主要水道施設の耐震化を進めるとともに、異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備や応急給水のため隣接事業者（大井町）との相互融通が可能な共同施設を整備しています。

② 応援協力体制の整備

町は、長時間の電力供給停止により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を周辺市町村と十分協議し、その内容、方法等、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を進めます。

③ 広報活動

町は、応急給水活動状況の伝達や給水方法等について、伝達方法の整備や周知活動を行います。

④ 井戸水の利用

町では、町内にある井戸水の水質調査を実施していますが、飲料水として適当なものは少ない状況です。今後は町内の井戸のなかから、位置、水質、水量等を考慮し災害時の利用を図るため、所有者の協力を得ながら飲料水として指定していくとともに、煮沸・消毒により飲料水としての利用ができるよう、非常用発電機等や殺菌・消毒器具の整備を進め、災害時のライフラインとして利用できるようにします。

また、飲料水としての利用に適さないものについても、所有者の協力を得て防火用水としての利用ができるよう指定します。

⑤ 非常用飲料水貯水槽の利用

町では、松田中学校運動場及び役場庁舎前駐車場に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しており、震度4以上の地震時には緊急遮断弁が作動し、飲料水を確保することができます。

(2) 下水道

県では、下水道施設について、国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」による提言等を受け、下水道施設の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、流域下水道の処理場や幹線ネットワークのバックアップ体制の整備を進めています。

町は、重要な幹線等について、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき耐震設計を行い、下水道施設の整備を進めます。

また、女性や要配慮者も安心して使えるマンホールトイレの整備を進めます。

(3) 電気、ガス、電話・通信

① 東京電力パワーグリッド(株)では、復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプターや応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の対策を進めています。また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の町民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、町災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

② LPガスの供給維持、安定供給の確保、応急復旧体制の確保、供給対策の整備、資機材の備蓄等の応援体制の確保等の対策を進めています。また、(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めます。

③ 東日本電信電話(株)は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備をします。災害時に備え、避難場所にり災者が利用する災害時用公衆電話(特設公衆電話)事前に設置済みです。また(株)NTTドコモは、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備する等、各社とともに電話・通信の輻輳時における災害時優先電話の確保と一般加入電話の利用の制限等応急活動のための対策を進めます。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。

1 1. 観光客安全対策

主管課	観光経済課
関係課等	安全防災担当室

本町は、その一部が丹沢大山国定公園に含まれ、それに接する部分は自然環境保全地域に指定されています。こうした豊かな自然環境を背景に、ドッグラン、マス釣り場、ルアー・フライフィッシング場やキャンプ場、ハイキングコース、鮎釣り等の自然系、また、大名行列、寒田神社、延命寺等の人文系の地域資源が存在しています。

また、みかん狩り園、ゴルフ場、ミニSL、ドッグランなどのレクリエーション施設や、まつだ桜まつりやハーブフェスティバル、寄口ウバイまつりなどの行事にも、多くの観光客が訪れています。

さらに、都心への近接性、交通利便性に恵まれており、特に休日には沢山の観光客が来訪しています。

こうしたことから災害発生時における観光客の安全を確保します。

観光客数の推移

(単位：人)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
寄地区	日帰り	187,392	193,534	199,949	189,218	205,235
	宿泊	4,029	3,284	3,747	3,725	4,098
松田地区	日帰り	374,261	359,314	398,139	480,622	518,764
	宿泊	248	172	172	0	0

(観光経済課：1月から12月までの集計)

(1) 観光施設の災害安全性の強化

① 施設面での安全性確保

町内の観光施設について、既設の施設に関してはその防災性能の改善を図るとともに、新設する際には十分な災害安全性をもつものとするよう指導、支援します。

② 従業員等に対する防災教育

発災時に当該観光施設の従業員等が観光客に対し臨機に適切な措置をとるためには、従業員等が日頃から避難路の確保や安全確保措置に習熟していなければなりません。当該観光施設の管理者等は、従業員に対して、そのような知識情報を積極的に提供します。

③ 標識等の整備

観光施設管理者等は、観光客が当該施設内において発災時に適切に行動できるよう、適切な場所に適切な標識等を設置します。

また、今後は外国人観光客の増加も予想されることから、標識等の多言語表示を促進します。

(2) 宿泊施設に関する対策

町内の旅館、民宿等の宿泊施設は、観光客の災害に対する安全性の確保に努め、避難

収容施設、救急施設として活用体制を確立するものとします。

① 防災計画の作成

個々の宿泊施設について、それぞれの事情に即した防災計画の作成を指導します。

② 防災研修会の開催

③ 町内の宿泊施設管理者を対象として、防災研修会を開催します。

防災訓練の実施

宿泊施設管理者が自ら作成した防災計画に基づき、災害時に従業員等が分担する任務を適切に遂行できるよう、適宜防災訓練を実施するよう指導します。

④ 宿泊施設管理者は、観光客が発災時に適切な行動がとれるよう、案内標識等を設置します。

第3章 災害応急対策計画

1. 災害対策本部の設置

主管課	総務課
関係課等	全ての課、局、室

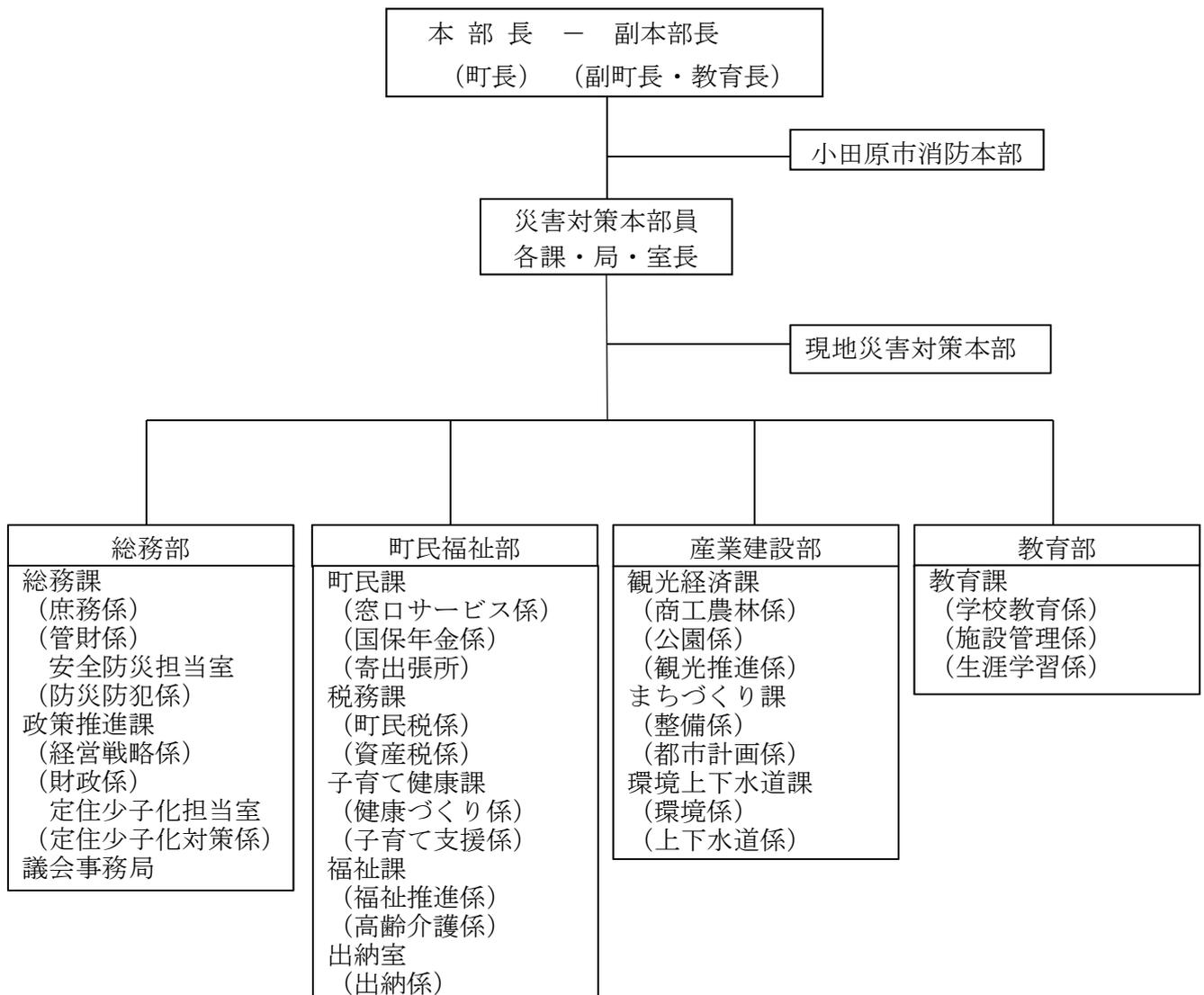
町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施する必要を認めるときは、この計画の定めるところにより、松田町災害対策本部（以下「本部」という。）を庁舎に置くものとします。

本部を置く程度に至らない災害にあつては、町の通常の組織体制又は消防団の組織をもって対処します。

(1) 組織

松田町災害対策本部の組織は「松田町災害対策本部条例」（資料編【資料13】参照）に定めませんが、その概要は次のとおりです。

① 本部の組織



松田町災害対策本部組織

部門	課	係	分担業務
総務部	総務課	庶務係	1 職員の動員に関すること 2 復興体制の整備に関すること 3 復興に関する調査に関すること 4 本部庶務に関すること 5 本部会議に関すること 6 防災会議、その他関係機関との連絡に関すること 7 被災状況の報告に関すること 8 各課各係との連絡調整に関すること
		管財係	1 町有財産の被害調査並びに応急対策に関すること 2 町営住宅の災害対策に関すること 3 町営住宅の被害調査に関すること 4 車両の調達、配車に関すること 5 物資供給に関すること
		安全防災担当室 防災防犯係	1 消防活動に関すること 2 消防関係施設の被害調査に関すること 3 消防機関その他関係機関との連絡に関すること 4 防災行政無線に関すること 5 水害予防・対策に関すること 6 防災訓練に関すること 7 防災知識の普及に関すること 8 防災資機材の備蓄に関すること 9 自主防災体制の強化に関すること 10 災害対策本部の設置に関すること 11 現地災害対策本部の設置に関すること 12 気象予警報伝達に関すること 13 災害情報の収集・伝達に関すること 14 避難に関すること 15 緊急輸送対策に関すること 16 交通災害応急対策に関すること 17 警備・救助に関すること 18 相互応援協力に関すること 19 災害救助に関すること 20 自衛隊災害派遣要請に関すること 21 被災証明書の交付に関すること 22 火災予防に関すること 23 警戒宣言等発令時の対策に関すること 24 災害時の応急活動対策に関すること 25 土砂災害防止対策に関すること 26 浸水対策に関すること 27 火山災害対策計画に関すること 28 危険物等の災害対策に関すること 29 大規模事故対策に関すること 30 放射性物質災害対策に関すること

	政策推進課	経営戦略係	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信に関すること 2 災害広報に関すること 3 復興計画の策定に関すること 4 被災の情報収集に関すること 5 課内その他関係機関との連絡調整に関すること
		財政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算に関すること 2 援助金、義援金の受付に関すること
		定住少子化担当室	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の入居に関すること
	議会事務局		<ol style="list-style-type: none"> 1 視察、見舞い等のため主要来庁者の接遇に関すること 2 部内及び関係機関との連絡調整に関すること
町 民 福 祉 部	町民課	窓口サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の転出入に関すること 2 被災者に対する食糧料の配分に関すること 3 身元不詳の罹災者、死亡者に関すること 4 行方不明者の捜索及び収容・埋葬行方不明者の捜索及び収容・埋葬
		国保年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の保険料、税の減免及び各種給付金の支払に関すること
		寄出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療に関すること
	税務課	町民税係	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災に係る被害調査及び減免に関すること
		資産税係	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災に係る被害調査及び減免に関すること
	子育て健康課	健康づくり係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療に関すること 2 災害時の防疫に関すること
		子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 受傷罹災者の調査に関すること 2 日赤活動との連絡に関すること 3 食料供給対策に関すること 4 医療救護に関すること 5 防疫・衛生に関すること 6 生活再建支援に関すること
	福祉課	福祉推進係 高齢介護係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時避難行動要支援者及び要配慮者への対策に関すること 2 福祉施設の災害対策に関すること 3 応急救助物資の配分に関すること 4 被災者の生活保護に関すること 5 避難所の開設、運営に関すること 6 ボランティア受け入れに関すること 7 応急仮設住宅の入居に関すること
	出納室	出納係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急支払いに関すること 2 援助資金の出納に関すること
		観光経済課	商工農林係
公園係			<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客の安全確保に関すること

産 業 建 設 部		観光推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客安全対策に関すること 2 自然休養村の応急対策に関すること
	まちづくり課	整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園等の被害調査並びに応急対策に関すること 2 道路、河川、橋梁及び建築物等の応急修理及び緊急措置の工事設計に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 農道・林道・農業用水路の被害調査並びに応急対策に関すること 5 都市防災に関すること
		都市計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建造物災害予防対策に関すること 2 自然災害回避行政の推進に関すること 3 住宅応急計画に関すること 4 二次災害の防止に関すること 5 公共施設等の安全確保に関すること 6 建造物災害予防に関すること 7 地盤災害予防に関すること 8 建築物等震後対策に関すること 9 都市計画施設の被害調査並びに応急対策に関すること 10 大規模開発地域の被害調査並びに応急対策に関すること 11 再開発地域の被害調査並びに応急対策に関すること 12 応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること
	環境上下水道課	環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の清掃に関すること 2 災害時のし尿処理に関すること 3 災害廃棄物の処理に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 動物の管理・飼育対策に関すること
		上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフラインの確保・応急対策に関すること 2 水道施設の災害対策に関すること 3 水道施設の被害調査に関すること 4 公共下水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること 5 応急給水に関すること
教 育 部	教育課	学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児児童生徒の安全確保に関すること 2 災害時に学校教育活動に関すること 3 教職員の動員に関すること 応急教育に関すること
		施設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害対策に関すること 2 教育施設の被害調査に関すること
		生涯学習係	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設・文化施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財の保護及び応急対策に関すること 3 災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関すること

②本部の指揮

災害対策本部の指揮は、本部長である町長が、また町長が不在の場合には、副本部長である副町長が執ります。

(2) 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項の規定により防災の推進を図るため、また、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めたときに設置されますが、その設置基準は概ね次のとおりです。

- ① 強風、大雨、洪水注意報、若しくは暴風、大雨、洪水警報が発表され、設置の必要があると認められるとき
- ② 火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要が認められるとき
- ③ 震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは大規模な災害が発生又はそのおそれがあるとき
- ④ 災害が町内広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき
- ⑤ 具体的に大規模な災害の発生が予想される時
- ⑥ 激甚な災害で総合的な応急対策を必要とするとき
- ⑦ その他町長が必要と認めたとき（なお、町長が不在の場合は、副町長が必要と認められたとき）

(3) 本部の設置

町長（災害対策本部長）は、松田町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を松田町庁舎内に設置し、庁舎入り口に町災害対策本部の表示を行います。

町長（災害対策本部長）が不在又は連絡がとれない場合は、次の者が意思決定者となります。

- （第1順位） 副町長
- （第2順位） 教育長
- （第3順位） 総務課長

(4) 配備

本部は防災活動の強力な推進を図るための災害の種類、規模及び程度に応じ迅速かつ強力な非常配備体制を執ることとします。

(5) 本部廃止の時期

- ① 予想された災害の危険が解消したと認められるとき
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

2. 現地災害対策本部の設置

主管課	町民課
関係課等	全ての課、局、室

ここでいう現地災害対策本部とは、庁舎内に設置される災害対策本部に対して、寄出張所に設置する非常時かつ臨時の対策本部を指します。

(1) 設置

災害対策本部が設置された場合、寄出張所に現地災害対策本部を設置します。また、必要に応じて寄出張所以外の多目的地域集会施設、学校等の公共施設に同本部を設置し、災害時における本部との連携を図ることとし、設置基準は災害対策本部の設置基準に準じます。

(2) 指揮権限者

現地災害対策本部の指揮は、予め定めた者が執ります。

(3) 業務

大規模な災害が発生した場合は、別に定める職員が支援にあたります。寄出張所職員又は災害対策本部長が指名する職員は、以下のとおり業務を行います。

- ① 町民の誘導
- ② 災害対策本部との連絡
- ③ 周辺地域の被災情報収集
- ④ 町民への情報提供
- ⑤ 現地災害対策本部施設（寄出張所）の運営

3. 職員の動員

主管課	総務課
関係課等	全ての課、局、室

(1) 動員の実施者

災害応急対策活動に必要な職員の動員は、災害対策本部長の命により各課長が行います。

(2) 職員の招集

- ① 職員の動員は、職員の動員は、あらかじめ定めた電話等可能な非常連絡方法によります。
- ② 職員は災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合には、自主的な判断により、また、招集を受けたときは、直ちに登庁します。ただし、寄在住の職員は、寄出張所に向かうものとします。
- ③ 必要ある時は、地方自治法 252 条の 17、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、国又は他の公共団体から、応援職員として技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

非常配備の基準及び職員動員計画表

区 分	配備体制	状 況	配備時期の基準	招集人員
事前配備 (監視体制)	○情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制を整える。	・被害が未確認又は被害発生危険性が低い場合で、本部長が必要を認めたとき。	・次のことにおいて、本部長が必要を認めたとき。 ・大雨、洪水等の気象注意報の発表。 ・台風の進路にあたるとき。 ・震度4を記録。	総務課長、防災担当及び本部長が指名した者。
(準備体制)			・次のことにおいて、本部長が必要を認めたとき。 ・大雨、洪水等の気象警報が発表され巡回が必要なとき。 ・台風の接近。	総務課長、防災担当、まちづくり課長、観光経済課長、教育長が指名した者及び本部長が指名した者。
1号配備 (初動体制)	◎災害警戒本部設置（災害発生時に対策本部に移行） ○災害の発生に対処するため、警戒活動及び応急活動の体制を整える。	・局地的な被害が発生した場合又は被害が予想される場合で、本部長が必要を認めたとき。	・震度5弱を記録した場合で、本部長が必要を認めたとき。	課長代理以上及び本部長が指名した者。
2号配備 (警戒体制)	◎災害対策本部設置 ○第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制を整える。	・相当規模の災害が発生した場合又は相当規模の災害が予想された場合で、本部長が必要を認めたとき。 ・東海地震注意情報が発表されたとき。	・台風の直撃又は、震度5強を記録した場合で、本部長が必要を認めたとき。 ・東海地震注意情報が発表されたとき。	係長以上及び本部長が指名した者。
3号配備 (非常体制)	◎災害対策本部設置 ◎地震災害警戒本部設置（東海地震発生時に災害対策本部に移行）。 ○要員の全員をもって災害対策にあたる完全な体制を整える。	・激甚災害が発生した場合又は激甚災害の発生が予想される場合若しくは大規模（広域的）な災害が発生した場合。	・震度6弱以上を記録した場合で、本部長が必要を認めたとき。 ・東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。	全職員

気象庁において、平成29年11月1日から運用が開始された「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」発表時の対応については、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」の内容等により、2号配備以上の体制において「地震災害対策計画編第5章東海地震に関する事前対策計画」に準じて対応します。

4. 気象予警報の伝達

主管課	総務課安全防災担当室
-----	------------

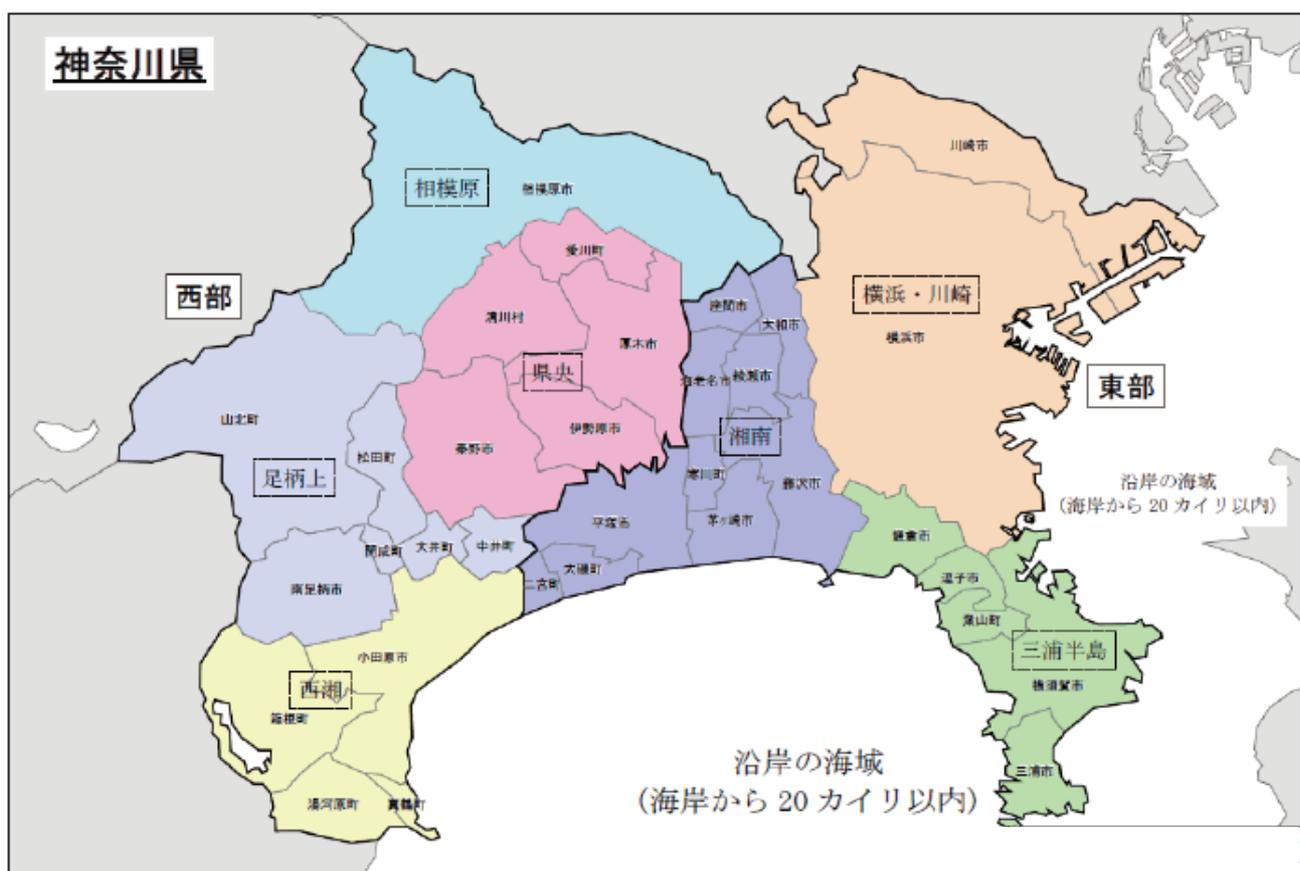
災害対策基本法及び気象業務法に基づく「神奈川県全域」又は「神奈川県西部」に係わる警報、注意報及び情報並びに水防法に基づく洪水予報、水位情報、水防警報及び消防法に基づく火災気象通報の伝達はここに定めることとします。

(1) 警報・注意報

① 地域細分

横浜地方気象台が発表する予報や警報・注意報の地域細分は次のとおりです。

予報や警報・注意報の地域細分図

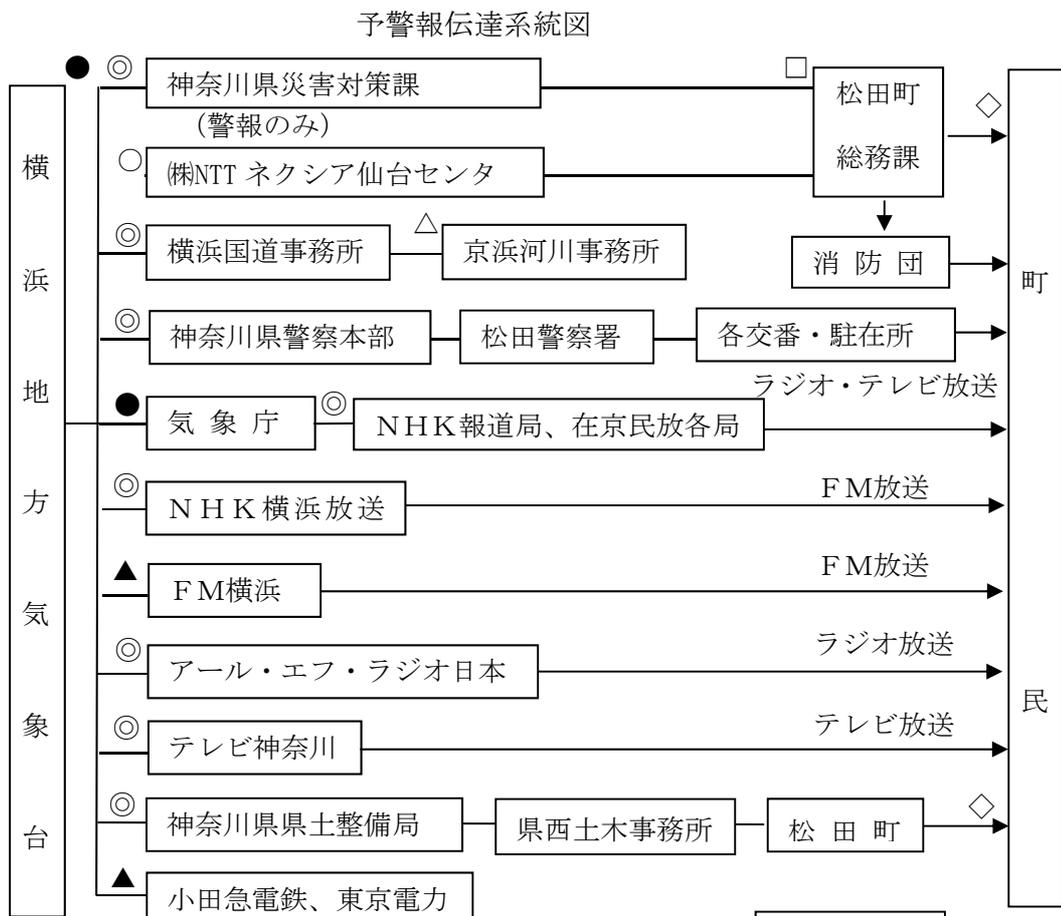


※ 警報・注意報は、市町村を対象に区域（沿岸の海域を含む）をに分けて発表します。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村名
東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
	湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
	三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西 部	相模原	相模原市
	県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡（愛川町、清川村）
	足柄上	南足柄市、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
	西湘	小田原市、足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）

② 気象・洪水等に関する注意報、警報の伝達系統

気象・洪水等に関する注意報、警報の伝達系統は、次のとおりです。

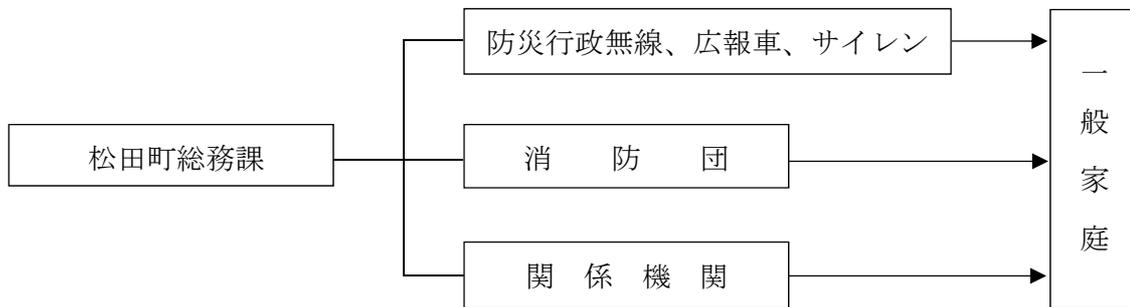


地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止、軽減により一層貢献するため、神奈川県を通じた情報伝達に加え、県内の市町村や消防機関等にも提供しています。

- 凡 例**
- ◎ 防災情報提供システム（専用線）
 - オンライン
 - 専用電話・FAX
 - △ 加入電話・FAX
 - 県防災行政通信網
 - ◇ 町防災無線
 - ▲ 防災情報提供システム（インターネット）

また、町内における気象・洪水等に関する警報・注意報の伝達系統は、次のとおりです。

町内通報系統図



③ 警報及び注意報の種類

災害と関連のある気象警報等の定義は次のとおりです。

区 分	定 義
特 別 警 報	数十年に一度の強度の災害が起こるおそれのある場合に行う。
警 報	重大な災害が起こるおそれのある場合に行う。
注 意 報	災害が起こるおそれのある場合に行う。

④ 種別及び発表基準

警報等の種類及び発表のための気象条件は、次のとおりです。なお、表中の数値はおおよその基準を示しています。

横浜地方気象台は、県内において、気象等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、地域を分けて警報又は注意報を発表し、町民や防災関係者に警戒を喚起します。

警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台：足柄上）平成30年1月17日現在

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大 雨	表面雨量指数基準 ※1（浸水害）	17	25
	土壌雨量指数基準 ※2（土砂災害）	108	144
洪 水	流域雨量指数基準	川音川流域＝15.3 中津川流域＝9.9	川音川流域＝19.2 中津川流域＝12.4
	指定河川洪水予報 による基準	酒匂川	酒匂川
暴 風	平均風速	—	25m/s
強 風	平均風速	12m/s	—
暴風雪	平均風速	—	25m/s 雪を伴う
風 雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	—
大 雪	降雪の深さ	※3 山地：12時間降雪の深さ10cm	山地：12時間降雪の深さ30cm
		平地：12時間降雪の深さ5cm	平地：12時間降雪の深さ10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	—
乾 燥		最小湿度35% 実効湿度55%	—
濃 霧	視 程	100m	—
霜		最低気温4℃以下（発表期間は原則として4月1日～5月20日）	—
低 温		夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬季：最低気温-5℃以下	—
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	—
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

降雨による土砂災害発生の危険性を示す際の指標

※1 表面雨量指数：土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量や降水短時間予報をもとに、5キロメートル四方の領域ごとに算出。

※2 土壌雨量指数：降った雨がどれだけ地表に残っているか示す指数。

※3 山地：標高500メートル以上の地域 平地：山地以外の地域

⑤ 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に、行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、次のとおりです。

種 別	運 用
(1) 水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える
(2) 水防活動用気象警報	大雨警報 //
(3) 水防活動用洪水注意報	洪水注意報 //
(4) 水防活動用洪水警報	洪水警報 //

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表します。

(3) 土砂災害警戒情報

神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう原則として市町村ごとに発表します。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表します。

神奈川県の基準：1時間降水量 100mm 以上

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表します。有効期間は、発表から1時間です。

(6) 洪水予報

① 洪水予報河川(酒匂川)

県西土木水防支部長は、神奈川県と横浜地方気象台とが共同で発表する酒匂川洪水予報を受けたときは、県防災行政通信網ファックス等で町に連絡があります。

なお、酒匂川洪水予報実施区間、基準地点・基準水位及び発表する情報の種類、発表基準は次のとおりです。

《酒匂川洪水予報実施区間》

実施区間	基準地点	関係市町
左岸 足柄上郡山北町山北字役野から海まで	平山水位観測所	小田原市、南足柄

右岸 足柄上郡山北町平山字屋久野から海まで (足柄橋から海まで 延長約 18.2 km)	松田水位観測所 富士道橋水位観測所	市、大井町、松田町、 山北町、開成町
---	----------------------	-----------------------

《各基準点の概要》

基準地点	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
平山水位観測所 (山北町)	2.00 m	3.00 m	4.80 m	6.00 m
松田水位観測所 (松田町)	1.40 m	2.30 m	2.80 m	3.80 m
富士道橋水位観測所 (小田原)	1.10 m	1.40 m	2.40 m	2.90 m

《発表する情報の種類、発表基準》

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。
氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
氾濫危険情報 (レベル4)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
氾濫発生情報 (レベル5)	基準地点の水位が、氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

② 水位周知河川（川音川・中津川）

水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位）に達した時は、県西土木水防支部長からその旨を当該河川の水位又は流量を示して町に通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知されます。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断を資するため、町にその通知に関する事項について通知されます。

《各基準点の概要》

河川名	基準水位 観測所名	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)
川音川	川音	0.40 m	0.70 m	0.95 m	1.80 m
中津川	田代橋	1.10 m	1.40 m	3.05 m	4.20 m

(7) 水防警報等

定義

区分	定 義
水防警報	水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣が指定する河川等については、国土交通省出先の長が、知事の指定する河川にあつては、知事が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。
洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省又は県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行うものをいう。

※「水防警報の種類」「内容及び発表基準」は、風水害災害対策計画編にて記載

(8) 火災気象通報及び火災警報

横浜地方気象台は県内の気象状況について火災予防上危険であると認めるときは、次の基準に基づき防災情報提供システム(専用線)により火災気象通報を県に通報します(資料編【資料18】情報発表用紙、資料編【資料19】注意報の発表様式、資料編【資料20】台風情報発表様式、資料編【資料21】警報信号参照)。

- ① 実効湿度が55%以下、最小湿度が35%になる見込みのとき
- ② 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき(降雨、降雪時には通報しない場合がある。) 県は、本通報が行われた場合、直ちに町に伝達します。
町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができます。

(9) 通信途絶時における措置

通信施設が使用不能若しくは使用困難なときには、主に防災行政無線を活用するとともに、町広報車を利用する等、適切かつ迅速な方法によって広報活動を行います。

5. 災害情報の収集・伝達

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	庁内全ての課、局、室 その他全ての関連機関

(1) 情報の通報

本計画は、異常現象及び災害に関する情報、災害応急対策等の情報収集及び被害の報告・伝達等について定めます。

① 発見者の通報義務

災害が発生、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに庁舎又は県警察、小田原市消防本部若しくは消防団に通報します。

② 町長の処置

ア 町長は、異常現象を発見した者、又は警察官が、町に通報する窓口を定め、平素から町民、公共的団体、関係機関等に周知徹底させておかなければなりません。

イ 災害対策基本法第 54 条に基づき、町長が行う異常現象の通報は、次により行うものとしします。

(ア) 通報すべき事項

a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば竜巻、強い降ひょう等）

b 地象に関する事項

気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

c 水象に関する事項

気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象

(イ) 通報先

町長は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。なお、その現象が自然現象である場合は横浜地方気象台にあわせて通報します。

③ 災害原因に関する情報の通報

町は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、県又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織等に通報します。

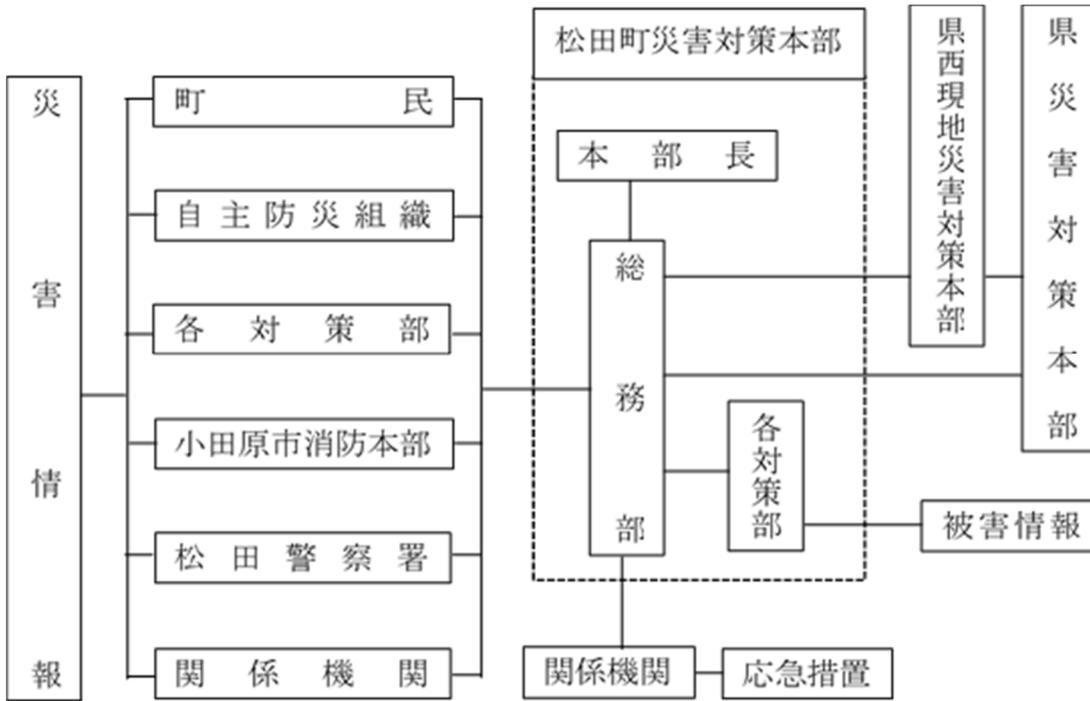
(2) 情報の収集及び被害報告

関係部署の職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに関係情報を収集します。その際、状況に応じて、県警察及びその他の防災機関と密接に連絡をとり、被害状況及び災害応急対策について必要な情報の収集にあたります。

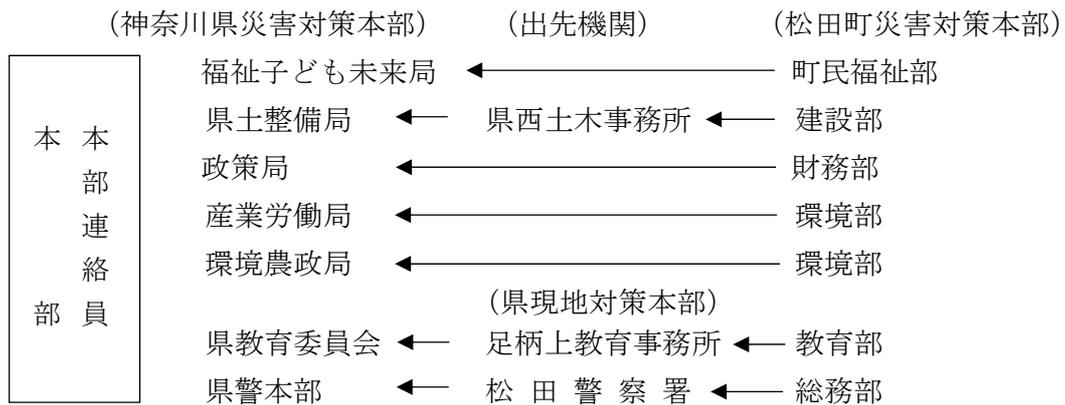
(3) 災害情報及び被害状況等の報告系統

災害情報及び被害状況等の報告系統は、概ね次のとおりです。

① 一般系統図



② 部門別系統図



(4) 報告の方法

- ① 被害状況の報告は、有線・無線又は電話等可能かつ迅速確実な手段をもって行います。
- ② 通信施設が利用できない場合は、伝令を派遣して報告する等、あらゆる手段をつくして報告します。

(5) 報告の種類及び内容

① 災害発生報告

本報告は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況、災害防除上必要と認められる事項に対して既に実施し、又は実施しようとする応急対策の概要について報告します。

② 被害報告

ア 被害中間報告

被害状況が判明し次第逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更のあるときは、その都度変更の報告をします（資料編【資料22】被害状況報告、【資料23】被害の程度、【資料24】被害状況調書を参照）。

イ 被害最終報告

災害の原因となる自然現象等が収束し、被害の程度が最終的に判明したときには、各課（局・室）長は被害状況等報告書により本部長に報告します。

③ その他の報告

災害の報告は所定様式によるか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行います。

④ 自治会長（自主防災会長）は、組長を通じ、人的災害、住家の被害、非住家の被害等について状況把握を実施し、災害対策本部に通報します。

(6) 被害の分類判定基準

人及び住家等の被害程度の認定は、次の基準によるものとします。

被害の分類判定基準

人	死者	遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定されるものをいう。
	行方不明	所在が不明であり、かつ生死が不明の状態にあるものをいう。
	重傷者	医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1か以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治療できる見込みのもの。
住家等	全壊 全焼 全流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
	半壊 半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
	床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの、及び半壊以上には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上以上に達しない浸水の程度のも。
	一部破損	破壊の程度が半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	大規模 半壊	住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難であるもの。

(注) 「住家」とは現実にその建物を居住のために使用しているものをいいます。

(7) 関係機関等との情報交換

町は、県、近隣市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上

重要な施設の管理者等と、必要に応じ相互に被害状況等について情報交換を行います。

(8) 被害状況の調査等の留意事項

① 脱漏及び重複等の防止

被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡し、脱漏重複等のないよう十分留意し、正確を期するものとします。

② 文書による報告

被害状況の報告は、通常電話、無線によることとなりますが、最終報告及び特に指示された事項については、文書によって重ねて報告します。

6. 通信

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	政策推進課

予報、警報及び災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示命令、報告等の受伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用するための通信連絡体制について定めます。

(1) 災害時における通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信手段を確保します。

使用する通信設備は次のとおりです。

- ① 加入電話
- ② 町防災行政無線
- ③ 地域振興無線（消防用）
- ④ 県防災行政通信網
- ⑤ 県災害情報管理システム
- ⑥ アマチュア無線
- ⑦ 携帯電話（緊急速報「エリアメール」）
- ⑧ 衛星携帯電話
- ⑨ 電子メール（あんしんメール）
- ⑩ 町ホームページ
- ⑪ J-ALERT（全国瞬時警報システム）
- ⑫ L-ALERT（災害情報共有システム）
- ⑬ tvkデータ放送「防災気象情報」
- ⑭ twitter（ツイッター）

(2) 公衆電気通信施設使用不能等の場合における措置

通信設備が使用不能になった場合、県は災害時における放送要請に関する協定により、放送機関に対し通信のための放送を要請するので、常時ラジオを用意しておくものとします。

また、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用することについて検討します。

県・町に派遣された自衛隊が構成した自衛隊通信の利用について自衛隊の任務に支障のない範囲で要請します。

(3) 有線通信施設、広報車等の利用

町内町民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達については、同報無線、町ホームページ、登録制電子メール（あんしんメール）、広報車等を利用するほか、電話等可能な

手段の活用により実施します。

(4) 有線通信が途絶の場合

町と地域との間の情報交換等は、自治会長（自主防災会）宅へ配備している地域振興無線（消防用無線移動局）を利用するものとします。

(5) 防災行政無線システムの活用

防災行政無線システムは、災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法及び気象業務法の諸法令に基づき、それぞれの地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する業務を遂行するため、効果的運用を図ります（資料編【資料25】松田町防災行政無線設置及び配備表を参照）。

(6) 通信の統制

災害発生時においては、有線通信及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信を円滑迅速に行います。

(7) 通信施設の維持管理

① 通信施設の防護

町民に対する連絡が主として無線通信手段により行われるため、平常より施設の更新保護には特に留意します。

② 非常電源の確保

無線機用の充電器及び発電機をいつでも使用できるように整備します。

7. 災害広報

主管課	政策推進課
-----	-------

災害時の広報活動は町民に対して正しい情報を周知させるとともに、人心の安定を図るための活動を行います（資料編【資料14】土砂災害ハザードマップ資料編、資料【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）、【資料16】【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）、【資料17】洪水ハザードマップを参照）。

（1）実施機関

町災害対策本部政策推進課経営戦略係が行います。

（2）広報活動の内容

① 災害発生直後の広報

- ア 災害に関する情報
- イ パニック防止及び流言飛語の防止の呼びかけ
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助の協力呼びかけ
- カ 医療、救護に関する事項
- キ 町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- ク 町の応急対策実施状況
- ケ その他必要な事項

② 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 被害情報
- イ 応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ 生活関連情報
 - （ア）電気、水道等ライフラインの復旧状況
 - （イ）食料、生活必需品等の供給状況
 - （ウ）その他生活関連事項
- オ 通信施設の復旧状況
- カ 道路交通状況
- キ 交通機関の運行状況
- ク 医療機関の活動状況
- ケ 行政施策の実施等に関する事項
- コ その他必要な事項

（3）広報活動の方法

広報活動の方法については、以下のような方法により、状況に応じ最適な手段をもって行います。

- ① 防災行政無線の放送を通して広報活動を行います。
- ② 広報車をもって必要に応じ、町内へ広報活動を行います。
- ③ 必要に応じチラシ等を作成し、現地において配布又は掲示します。
- ④ 新聞、ラジオ等の報道機関に対し、災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じ随時発表します。
- ⑤ ホームページ、電子メール（あんしんメール）等を用い、町内外へ情報を発信します。
- ⑥ 聴覚障がいの方のための情報入手方法として、あんしんメールの登録、FAX 機能付き電話の設置を、また視覚障がいの方には同報無線の個別受信機の設置（現在デジタル放送化に向け準備中）、テレホンサービスの利用等を推奨します。
- ⑦ 自主防災会に広報活動協力を依頼します。

8. 避難

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	政策推進課 福祉課 子育て健康課 税務課 教育課 議会事務局 消防団 自治会等関連機関

災害時における危険地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための勧告、また指示及び避難所の開設等について定めます。

(1) 実施機関

避難のための立退き勧告及び指示は、次の機関が行います。

- ・町 長……災害対策基本法第60条（災害一般）
- ・警察官……災害対策基本法第61条（町長が避難のための立退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき）
- ・自衛官……自衛隊法第94条（警察官がその場にいないとき）

(2) 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命を保護するとともに災害の拡大防止等を図るために、特に必要があると認められたときは、危険地域の居住者に対し、次に掲げる者が避難のための勧告又は指示を行うものとします。

また、高齢者や障がい者の方が避難するためには、一般の人よりも多くの時間を必要とするために、避難勧告より前に避難準備・高齢者等避難開始情報を発信します。

① 町長の勧告、指示

あらゆる災害に対処して、その必要が認められるときは、町長は次のような内容で避難勧告、指示を行います。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告、指示対象地域
- ウ 避難先の場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

② 警察官の指示

警察官は、災害現場において町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合）、又は町長から要求があったときは、立ち退きの指示をすることができます。この場合、その旨を町長に速やかに通知します。

③ 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、その場の災害を避けさせるため、その場に居る者を避難させます。

④ 知事等の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命

を受けた職員又は水防管理者は立退きを指示します。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

⑤ 避難の勧告・指示の基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような事態になったときに発します。

ア 地震火災の拡大により、町民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

イ その他町民の生命を災害から保護するため必要と認められるとき。

⑥ 水防上の警戒区域の設定と指示

水防現場においては、町長（水防管理者）及び消防機関等は緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動を迅速に行います。

水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとします。

(3) 避難指示の伝達方法

① 避難指示の伝達方法

避難指示の一般的伝達は、災害対策本部の広報活動によりますが、事態に即応して避難指示を出した者は、応急的に避難地区町民に周知します。この場合、自主防災組織を十分活用するものとします。

② 避難指示の通知

町長のほか、避難指示を行ったものは、直ちにその状況を災害対策本部に通報するとともに、その後における避難所の開設、町民の誘導その他救助活動に協力しなければなりません。

(4) 避難所の開設

避難所の開設は、災害の規模、状況に応じ行うものとします。また、町長は避難所の開設状況について、速やかに県知事及び関係機関に報告又は通知します。

(5) 避難所に収容する対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った方
- ② 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない方
- ③ 災害によって現に被害を受けるおそれのある方

(6) 避難者の誘導

- ① 避難のための立退きを指示した場合、関係者は警察官等の協力のもとに避難者の誘導を行います。
- ② 誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、危険地点を指示するほか、状況により誘導員を配置し事故防止を図ります。

(7) 要配慮者・避難行動要支援者の避難対策

① 避難誘導

要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため個別計画を作成し、自主防災会、消防団等は、地域保健福祉活動組織との連絡を密にし、連携・協力を十分に図りつつ、円滑に避難誘導を実施します。

② 災害情報の提供

災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、要配慮者が理解できる手段によって、情報提供します。また、避難準備情報を発する場合にも同様の措置をとります。

③ 避難行動支援

地域の住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、消防署、警察署、松田町社会福祉協議会などと協力して、要配慮者や避難行動要支援者の避難行動を支援します。

④ 避難所生活の状況調査

管理責任者は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障がいの状況、災害による被害程度などの状況を把握します。また、健康状態等について聞き取り調査を行います。なお、調査に当たっては、個人情報の取り扱いに十分に配慮します。

⑤ 相談窓口の設置

要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の要配慮者の負担を軽減します。

⑥ 病院入院患者の避難誘導

病院、診療所等の医療機関は、入院中の重症患者、新生児、乳幼児、高齢者等、自力で避難できない患者等については、発災時に十分な安全性が確保できるようあらかじめ適切な手段を講じておくものとします。

⑦ 外国人の避難誘導

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、発災時に適切な避難行動がとれるよう、避難場所、避難所、避難標識等の防災、避難に関する情報を外国語表記するとともに、外国人の雇用や外国人との交流の多い企業は、あらかじめ適切な手段を講じておくものとします。

⑧ 学童保育等の避難誘導

学童保育等の管理者は児童の安全確保等のため、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。また、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握します。

(8) 避難所勤務者の執務要領

① 避難所従事者は、罹災者を誘導する際、町民福祉部長の指示が間に合わないときは、自己の判断で処理します。

② 避難順序は、要配慮者や避難行動要支援者を優先します。

③ 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合には、上司に報告・相談し、避難者の移転を行います。

- ④ 避難所内の衛生については特に留意し、必要な措置を講じたときは上司に報告します。
- ⑤ 給食、その他物資の配分については統制を保ち、かつ公平に行います。
- ⑥ 避難所の運営にあたり、避難所ごとに運営委員会を設置し、男女双方の視点にも十分配慮した生活環境を保ち、混乱の無い運営を行います。
- ⑦ 避難所従事者は常に本部と連絡を密にし、その使命の万全を期するものとします。
- ⑧ 避難所収容者名簿、報告書等を整備し、閉鎖後直ちに本部に提出します。

(9) 避難にあたっての町民の平時留意事項

避難が円滑に実施されるため、次の事項に平素から留意するよう指導します。

- ① 最寄りの避難所の位置を確認しておくこと。
- ② 老朽化した建造物、塀などが密集した地域や崖の付近など、地震等の発生に際して、危険を生ずるような箇所を知っておき、避難所への最適な経路を確保しておくこと。
- ③ 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
- ④ 食料、水、手拭い、チリ紙、最小限の着替え肌着、照明器具、使用中の薬等を携行すること。
- ⑤ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- ⑥ 前各号のうち平素用意できる物品は、非常用袋等に入れておくこと。

（資料編【資料28】足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定、資料編【資料29】松田山ハーブガーデン内農林漁業体験実習館（ハーブ館）屋上に設置されたライブカメラからの映像の使用に関する協定書、資料編【資料30】災害時における一時避難場所に関する協定書を参照）

(10) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期するものとします。この場合において、施設の地理的条件等を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示、伝達の方法等を十分に検討しておく必要があります。

(11) 避難所の選定

避難所の選定開設及び収容等については、概ね次によるものとします。

- ① 避難場所の選定基準
 - ア 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とします。
 - イ 避難場所は、要避難地区のすべての町民を収容できるように配置するよう考慮します。
 - ウ 避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険がないところにします。
 - エ 洪水の場合は、コンクリート造の中高層建築物又は平坦な場所、川沿いを避けた高地とします。
 - オ 地震の場合は、大震火災を防除しうる条件を備えた耐火建築物、又は空地とします。

② 避難地区分けの実施

ア 避難地区分けの境界線は、自治会単位を原則としますが、主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるよう境界を設定することができるものとしてします。

イ 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにします。

③ 避難場所の選定

災害時の避難をより適切、有効なものとするため、避難場所の選定に関しては、災害の規模、内容に応じ、弾力的な措置をとるものとしてします。その基準については、次の点を考慮します。

ア 主な選定場所は、学校、公民館、神社、寺院等の既存建物を応急的に整備して使用しますが、これらの施設が得難いときは、野外にバラックを仮設するかテントを設置します。

イ 災害の状況により、予定した避難所が使用できないときは、町長は、知事又は隣接市町長と協議し、避難所の設定又は被災者の収容について所要の措置を講じます。

④ 福祉避難所の指定

高齢者、障がい者等の避難に配慮し、町内の適切な社会福祉施設等を福祉避難所として指定します。

(12) 避難所等の収容範囲

① 避難所

「避難所一覧 (P64~65)」の表のとおりです (資料【資料15】土砂災害ハザードマップ (松田地区)、【資料16】【資料16】土砂災害ハザードマップ (寄地区)、【資料17】洪水ハザードマップを参照)。

② 避難所の管理者及びその事務

ア 避難所内の管理者は、災害対策本部長が指名する者としてします。

イ 管理者は、収容者名簿 (住所、氏名、性別、年齢、職業等) を作成し、災害対策本部長に提出します。

ウ 避難所の安全性を常に検討します。

エ 避難所内の情操及び衛生について特に留意します。

オ 要配慮者に配慮した運営を行います。

避難所一覧

番号	名称	所在地	収容人数 (人)	地震	水害	土砂
1	町屋地域集会施設	松田惣領 7-20	42	○	○	○
2	店屋場地域集会施設	松田惣領 424-6	48	○	×	○
3	神山地域集会施設	神山 242-3	64	○	×	○
4	茶屋地域集会施設	松田惣領 605	41	○	×	○
5	河内児童センター	松田惣領 821-3	40	○	×	○
6	中丸地域集会施設	松田惣領 840	36	○	×	○

7	仲町地域集会施設	松田惣領 1177-1	20	○	×	×
8	谷戸地域集会施設	松田惣領 1964-2	45	○	○	×
9	沢尻地域集会施設	松田惣領 1824-11	38	○	×	○
10	宮前地域集会施設	松田惣領 1718-5	36	○	×	○
11	かなん沢・中里地域集会施設	松田庶子 237-3	36	○	×	×
12	城山地域集会施設	松田庶子 559-4	42	○	×	×
13	仲町屋地域集会施設	松田惣領 1427-1	52	○	×	○
14	松田町民文化センター	松田惣領 2078	※ 532	○	○	○
15	松田町体育館	松田庶子 1475	290	×	×	○
16	松田中学校屋内運動場	松田惣領 1427-3	977	○	×	○
17	松田小学校屋内運動場	松田庶子 204	292	○	○	○
18	松田幼稚園	神山 404	257	○	×	○
19	萱沼地域集会施設	寄 718	29	○	○	○
20	弥勒寺多目的集会施設	寄 2282-1	30	○	○	○
21	中山地域集会施設	寄 3324	19	○	○	○
22	土佐原公民館	寄 2867	17	○	○	×
23	宇津茂地域集会施設	寄 3214	30	○	○	×
24	大寺地域集会施設	寄 4618	23	○	○	○
25	宮地多目的集会施設	寄 5065	20	○	○	×
26	虫沢地域集会施設	寄 6420	46	○	○	○
27	田代地域集会施設	寄 5311	20	○	○	×
28	湯の沢児童センター	寄 121-24	22	○	○	○
29	寄幼稚園	寄 2505	126	○	○	○
30	寄小学校屋内運動場	寄 2549	478	○	○	○
	合計		3,748	30	16	22

※ 大ホール観覧席 891 席を含まない（オーケストラピットを揚げた状態）

この表に定める避難所に収容することが不可能な場合には、次の方法により対応するものとしてします。

(ア) 学校教室、神社、寺院、公園、旅館等民間施設の応急利用

(イ) テント等による野外仮設物の利用

※「地震」・「水害」・「土砂」欄に×が記載してある避難所は、その災害について避難所として適しません。（神奈川県で指定した「酒匂川・川音川の氾濫に伴う浸水想定区域」及び「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」。）

(13) 広域避難場所の周知

大規模災害の発生時、多くの町民の生命、身体を守るために、延焼拡大を続ける火の手などから町民を遮断し、一時的に安全な場所に退避させる機能をもつ相当規模のオープン・スペースは、「広域避難場所」と位置づけられ、制度化されています。

本町においても、常日頃、広域避難場所の存在を町民に周知させるよう、広報その他

の手段で啓発を図るとともに、認知されやすい場所にその旨の標識と相当数の掲示を設置します。

また、自主防災組織に対しても、最悪の場合、広域避難場所に逃げ込めば安全だとの理解をもつよう指導します。

広域避難場所一覧

番号	避難場所の名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地震	水害	土砂
1	松田中学校グラウンド	松田惣領 1400	7,798	3,899	○	×	○
2	松田小学校グラウンド	松田庶子 204	4,986	2,493	○	○	○
3	松田幼稚園園庭	神山 404	2,408	1,204	○	×	○
4	町営臨時駐車場	松田惣領 1291-3	1,777	880	○	○	×
5	神山清水公園	神山 225 地先	810	405	○	×	○
6	湯の沢西公園	寄 130-8	1,373	688	○	○	×
7	寄小学校グラウンド	寄 2540	5,268	2,634	○	○	○
8	寄みやま運動広場	寄 3111	10,600	5,300	○	×	×
9	旧焼却場跡地	寄 6942	800	400	○	×	○
合 計			35,824	17,903	9	4	6

注：広域避難場所の位置については、資料【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）、【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）、【資料17】洪水ハザードマップを参照。

※「水害」・「土砂」欄に×が記載してある広域避難場所は、その災害について広域避難場所として適しません。（神奈川県で指定された「酒匂川・川音川のはん濫に伴う浸水想定区域」及び「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域。）

（14）避難経路

避難所への避難経路は、『神奈川県新アボイドマップ 松田町版』掲載の危険区域や倒壊・落下物の危険性のある区域を回避し、安全かつ迅速に避難できるルートを選定します。

平時より町民各自がより安全な避難経路についての認識を高めるよう広報等を通じて関連情報を提供します。なお、避難道路については、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行います。

（15）警戒区域の設定

町長が必要と認めした場合、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定することができます。

（16）避難所の運営

避難所における良好な生活環境の確保とし「避難所における良好な生活環境の確保

に向けた取組指針（2013年8月内閣府制定）に基づき避難所の生活環境の確保について計画的に取り組みます。

① 避難所の運営主体

町は、避難所運営マニュアルを策定し、自主防災組織、施設管理者及び町職員等で構成する避難所運営委員会が主体となり避難所を運営します。避難所運営委員会には、女性の参画を促し、また災害に備え平時よりその運営体制を強化し、避難所開設時には、避難者やボランティアと協力しながら避難所運営を行います。

また、避難所において救援活動を行うボランティアの受け入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

② 避難所の運営業務

避難所運営に係る主な業務は次のとおりです。

ア 町災害対策本部からの情報伝達・収集

イ 避難者名簿の作成

ウ 混乱防止、秩序保持のための避難所生活のルールづくり

エ 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・配給

オ 避難者の生活支援、健康管理（心のケアを含む）

カ ペット同行の避難者についてのルールづくり。

③ 避難所における健康管理等

保健師等により避難所を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行うとともに、避難所の生活環境を確保するため、仮設トイレの早期設置や清掃等について必要な措置を講じ、常に良好な衛生状態を保ちます。

④ 避難生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合、町は、プライバシーの確保やカウンセラーによる心のケア（被災者相談）等を実施します。

また、避難生活や仮設住宅の生活が長期化するにつれ、応急物資以外の生活関連機器等も必要となるため、企業等の協力によるテレビ、冷暖房機器、冷蔵庫、炊事設備、掃除機等の調達を検討するとともに、生活困窮者については県と連携し生活保護の認定も考慮します。

⑤ 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図ります。

ア 本部長(町長)から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝えます。

イ 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を本部に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告します。

(17) 帰宅困難者への対応

警戒宣言が発せられた時、公共交通機関の運行停止等により、発生する帰宅困難者については、次のように対処するものとします。

- ① 一斉帰宅者の発生の抑制
 - ア 基本原則の周知

町は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。
 - イ 帰宅困難者への必要な情報の提供

町及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報を提供します。
- ② 帰宅困難者への支援
 - ア 避難場所の提供

帰宅の手段を失い、駅周辺や観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時滞在施設を提供します。一時滞在施設は、町立公民館（町民文化センター）、萱沼・城山・宮地・田代・河内の各地域集会施設及び湯の沢児童センターとします。
 - イ 避難誘導及び治安維持等
 - （ア）土地勘のない観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
 - （イ）駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。
 - （ウ）町は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者等とも連携して行います。
 - ウ 松田警察署は、治安の維持を確保し、町等と連携し交通安全を確保します。
- ③ 帰宅困難者の把握

町は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握するものとします。
- ④ 避難場所における措置

町は、避難場所において次の措置をとります。

 - ア 町災害対策本部と避難場所との通信体制の確保
 - イ 災害時要援護者要配慮者等に対する救護措置
 - ウ 飲料水等の供給体制の確保
 - エ 交通機関の運行状況の把握及び周知
 - オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供
 - カ その他必要な措置
- ⑤ 県への報告

町災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力を要請します。

（18）園児、児童、生徒の保護対策

- ① 幼稚園、保育園、学校の対応

災害時には、幼稚園・保育園・学校においては、園児・児童・生徒の生命・身体 の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災計画が講ぜられなければなりません。特に園長・校長は、園

児・児童・生徒の保護、保護者等への引き渡し等について次により具体的な措置を講じます。

ア 園長・校長は、それぞれ警戒本部を設置及び情報を把握し、的確な指示にあたります。

イ 園児・児童・生徒については、教職員の指導のもとに全員が園・学校待機とし、保護者等に引き渡します。ただし、公共交通機関の不通等により保護者が帰宅できない状況も想定されることから、保護者等が来園・来校するまでは、園・学校で園児・児童・生徒等を保護します。

ウ 園長・校長は、町ほか指導・監督機関に避難・誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 幼稚園・学校の各施設の保安措置をとります。

オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

② 教職員の対処・基準

ア 発災時には、園児・児童・生徒を教室に集めます。

イ 園児・児童・生徒の避難・誘導にあたっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。

ウ 学級担任等は、出席簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。

エ 障がいのある園児・児童・生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮します。

オ 園児・児童・生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。

カ 児童・生徒の帰宅は、地区別、方面別等班編成を工夫し、単独の下校は極力避けます。

キ 留守家庭等で帰宅できない園児・児童・生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

ク 園児・児童・生徒の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたります。

③ 登降園時・登下校時、在園・在校・在宅時に災害が発生した場合の対策

ア 登降園時・登下校時に災害が発生した場合は、状況に応じて直ちに登園・登校あるいは帰宅するよう指導します。

イ 交通機関利用時については、関係機関の指示に従うよう指導します。

ウ 在宅中の時は、登園・登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。

エ 園児・児童・生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。

オ 園児・児童・生徒の登下校経路の被害状況を把握し登下校が不可能の場合は、降園・下校しないよう指導し、その旨を保護者の連絡網を活用し連絡します。

9. 食料供給対策

主管課	福祉課 子育て健康課
-----	------------

本計画は、災害により食料を確保できない被災者及び救助活動にあたる者に対し、食料の確保と炊き出し及びその他の食料の確実な供給を期するため、平素より災害用食料を備蓄するほか、業者との協定等により緊急に食料を調達する方法について定めます。

(1) 実施機関

被災者及び災害応急事業現地従事者に対する食料の供給は、町長が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受け又は知事の補助機関として実施します。

(2) 食料供給需要の把握

町は、被害状況及び食料供給需要者数を早期に把握し、適切な食料の供給を行います。

(3) 食料の応急供給

① 応急供給を行う場合

地震、風水害、大火、その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときです。

② 応急供給の対象

ア 避難所の収容者

イ 自宅に被害を受け、自炊できない者

ウ 町内の旅行者又は一時滞在者等で帰宅困難な者

エ 自宅に被害を受け、一時的に縁故先に避難する者

オ 救助活動に従事する者

カ その他町長が必要と認める者

(4) 応急供給品目

① 米穀

② 保存食（乾パン、アルファ米、缶詰等）

③ パン等麦製品

④ インスタント食品、カップめん

⑤ おにぎり、弁当等

⑥ 乳児用品（粉ミルク、ほ乳瓶等）

(5) 食料の備蓄と調達

① 備蓄

町は、町民一人ひとりが防災意識を持ち、各自3日分（推奨1週間分）の食料等の備蓄を行うよう意識啓発を図るとともに、避難所への迅速な供給が可能となるよう

地域性や町民のニーズを考慮して供給体制を整備します。

② 調達

町は、町の備蓄量、販売業者等が保有している量を把握のうえ、協定締結業者、その他の業者から調達します。それだけでは供給が困難な場合は、県知事に要請します。また、調達した食料については、台帳等に記入し整理します。

なお、調達する際には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、暖かいもの、やわらかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮します。

③ 災害救助法が適用になった場合の措置

災害救助法が適用された場合で、交通・通信途絶のため知事へ要請できない場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に災害救助用米穀の緊急引渡を要請し、最後に県知事への情報提供を行います。

(6) 食料の輸送

町が調達した食料及び県から供給された食料については、「第3章 16.緊急輸送」に定める緊急輸送車両をもって給食場所に輸送します。

(7) 米飯の炊き出し

① 米飯の炊き出しは、給食可能設備を有する施設において行います。町はこれの使用について連絡調整、指揮・監督にあたります。

② 炊き出しは、町等関係機関職員、被災者、自主防災組織が行いますが、状況によりボランティア、自衛隊、日本赤十字等の協力を得て行います。

10. 物資供給

主管課	総務課
-----	-----

衣料・生活必需品その他物資供給の確保と配給の円滑な運営を期するため、次の計画によって実施します。

(1) 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与は町長が行いますが、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき知事又は町長が行います。

(2) 衣料、生活必需品等物資供給対象者

災害によって住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができない状態であると認められる者としてします。

(3) 被服・寝具・その他の生活必需物資

被災者に供給する衣料物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限のものとしてします。

- ① 寝具・・・就寝に必要な最小限の毛布及び布団等
- ② 外衣・・・作業衣（普通着）、婦人服、子供服等
- ③ 肌着・・・シャツ、ズボン下、パンツ等
- ④ 身のまわり品・・・タオル、手拭い等
- ⑤ 炊事道具・・・鍋、釜、包丁、バケツ等
- ⑥ 食器・・・茶碗、汁椀、皿、はし等
- ⑦ 日用品・・・石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、女性生理用品等
- ⑧ 光熱材料・・・マッチ、ローソク、まき、木炭、LPガス等

(4) 災害救助法が適用になった場合の措置

① 物資の輸送及び引渡し

町長は救助物資を知事から受領するものとし、この間の輸送は知事が行います。

② 被服、寝具、その他生活必需物資の確保及び給与又は貸与の方法

救助物資は知事が調達しますが、救助を迅速に行う必要があると知事が認めた場合は、町長が調達することになります。町長は知事と連携を保ちつつ、全壊（焼）、半壊（焼）、流出及び浸水の状況を勘案し、知事から引渡しを受けた救助物資の配分計画を作成し、実施します。

③ 給与又は貸与の期間

給与又は貸与の期間は、災害救助法に基づき10日以内とします。ただし、災害の状況により厚生労働大臣と協働して延長することができます。

④ 町長の報告

町長は、救助物資を配分した報告書を知事に提出します。

(5) 物資の集積場所

救援物資の集積場所は町民文化センター大ホールとします。

(6) 物資の調達

必要物資は、町内業者から調達します（資料編【資料6】燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先、資料編【資料7】履物、寝具、衣類調達先、資料編【資料8】食料品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先、資料編【資料9】日用品調達先を参照）。

(7) 物価安定・物資供給安定の確保

町は、災害時における食料品等生活必需物資等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請や指導等を行います。

11. ライフライン応急対策

主管課	環境上下水道課
関係課等	総務課 観光経済課 政策推進課 教育課

(1) 給水対策

災害時における被災地区の町民に対して、必要最小限の生活用水を確保するため、次のとおり定めます。

① 実施機関

被災者に対する応急飲料水の供給は、町長が行います。

② 対象者及び給水量

災害のために、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染又は枯渇したため飲料水が得られない方に対し、1日1人約3ℓを供給するものとします。

③ 応急飲料水の供給方法

ア 応急飲料水の確保

(ア) 沢水、河川水及び井戸水等をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて、飲料水を確保します。

(イ) 地震対策用応急飲料水と兼ねて設置してあるプールの水は、常に満水にしておき、応急給水、及びろ過による応急飲料水のために確保します。

(ウ) 町内の井戸のうち、水質、水量等を考慮して、飲料水として適当と判断されるものは、災害時の飲料水及び防火用水として指定します。

(エ) 長期保存可能なペットボトルにより飲料水を確保します。

イ 被災者への供給

給水タンク等を積載したトラックにより、直接被災地で供給します。

④ その他

応急飲料水以外の生活用水についても、確保及び供給を図ります。

⑤ 資材・器材の整備

町は、災害時に応急飲料水及びそれ以外の生活用水の確保及び供給が、迅速かつ円滑に実施できるよう次表の資材、器材の整備を図ります。

資材・器材の名称	単位	数量	保管場所
給水容器	10ℓ入	300	庁舎
〃	10ℓ入	200	宮下水源
〃	10ℓ入	200	中河原水源
〃	10ℓ入	300	弥勒寺水源
次亜塩素酸 ナトリウム 溶液（滅菌液）	kg	500	庁舎
比色検査器		2	庁舎
給水タンク	1.0 m ³ 入	2	宮下水源
	1.5 m ³ 入	1	

⑥ 広域的な連携の強化

水道施設が被災し、給水量が不足した場合に応援が要請できるよう、各種の応援協定に基づき連携体制を強化します。

ア 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（平成9年6月1日適用）

イ 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定（平成元年締結）

ウ 大井町との水道緊急連絡管接続協定（平成7年締結）

エ 湯の沢簡易水道事業に関する協定（平成14年締結）

⑦ 給水体制の確立

応急給水については、町災害対策本部に上下水道班を編成し、円滑な実施を期します。

(2) 上・下水道応急復旧計画

① 緊急活動

上・下水道管理者は、災害が発生した場合、被害状況の調査、施設の点検を実施し、上・下水道機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、緊急活動を行います。

ア 要員及び応急復旧用資材の確保

災害発生時において、町の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各協定等に基づいて関係機関等への協力要請を行い、必要な要員及び応急復旧資材の確保を図ります。

イ 緊急調査及び緊急措置

災害発生後速やかに、緊急調査及び緊急点検を実施し、上・下水道施設の被害の有無等を把握し、道路や周辺施設等において必要に応じ緊急措置を講じます。

② 応急復旧活動

緊急活動に引き続き、上・下水道施設全体の被害状況を把握し、応急復旧計画の策定等を行い、上・下水道施設の機能確保のための効率的な緊急活動を実施します。

ア 応急復旧調査

上・下水道施設全体の応急復旧計画策定のため、本格的な施設の被害状況調査を実施します。

イ 応急復旧計画の策定

応急復旧工事の効率的な遂行を図るため、応急復旧計画を策定します。

ウ 応急復旧工事の実施

被害の状況に応じた応急復旧工事を早期に実施し、上・下水道施設の機能を確保します。

③ 経費の負担

経費負担として、緊急活動、応急復旧活動等の復旧に要した資機材等の経費は町の負担とします。ただし、宅内の給・排水設備の修理費は個人負担とします。

(3) 電気、ガス、電話・通信応急復旧対策

① 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持します。

ア 防災体制

(ア) 非常態勢の区分

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとします。	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域あるいは所属事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 	第3非常態勢

(イ) 非常態勢の組織

本社、総支社並びに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりです。

事業所	組織	機能
本社	非常災害対策 本社本部	<ul style="list-style-type: none"> ・本社における非常災害対策活動の実施 ・全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
総支社	非常災害対策 総支社本部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・自事業所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括及び指揮
第一線機関	非常災害対策 支部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における非常災害対策活動の実施

イ 非常災害対策活動

(ア) 非常災害時における電力設備の運転

- 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続します。
- 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じます。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡します。

(イ) 非常災害時の情報の収集・連絡

a 情報の収集

- 非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共用するシステム（以下、災害情報システムという）へ登録します。

- ・自社設備等に係わる人身災害発生状況

- 停電状況（停電件数、停電地域等）、停電による主な影響、重要な顧客等の停電状況、停電復旧状況
- カスタマーセンター等で受け付けた顧客からの特別な要請・設備情報
- 各設備の被害状況(被災画像等)、設備復旧状況
- 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- 非常災害対策要員の出勤状況、社員及び家族の被災状況
- 社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁署）、報道機関および顧客等への対応状況）
- 公共交通機関や道路等の被害情報等
- その他気象等に関する情報、交通状況等

(b) 情報集約

- 各非常災害対策本部は、災害情報システムにより集計された総合的な被害状況を把握します。

(ウ) 被害の復旧

a 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、復旧資機材の調達、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成します。

b 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定められたものによることを原則としますが、公共交通機関や道路等の被害状況及び自社設備の被害状況並びに設備の復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行います。

c 復旧作業上の留意事項

- (a) 災害発生の状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続きを実施します。
- (b) 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業者であることを明示します。
- (c) 幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除きます。
- (d) 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておきます。

(エ) 広報活動

a 顧客に向けた広報

- (a) 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行います。
- (b) 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が数万軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼します。

詳細については、区市町村との協議によります。

b 報道機関を通じての広報

(a) 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故及び電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行います。

(b) 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部が調整のうえ実施します。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告します。

(c) 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社本部は、あらかじめ定められた手続きに従い、NHKおよび在京ラジオ7社に同時広報を行います。

② ガス

（公社）神奈川県LPガス協会が中心となって応急復旧体制の整備を進めるとともに復旧状況の周知や安全確認のための広報を実施します。

③ 通信

電気通信事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が著しく困難になり、通信が途絶するような場合においては、重要通信を確保するため、通信の利用制限、緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。なお、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難所を優先し設置します。災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び防災関係機関を優先します。

(4) 廃棄物等の処理

① ごみ収集・処理

被災直後は、ごみ処理活動にかかわる被害の範囲や規模を把握し、ごみ処理計画を立案し、ごみ処理施設（東部清掃組合）の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定します。

ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、災害にともない発生したごみは、なるべく早く収集・運搬し、処理します。また、処理施設は速やかに点検を行い稼働できるよう対処します。なお、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて県や他の市町村、関係団体に応援要請します。

② し尿収集・処理

し尿処理の基本的考え方として、上水の供給停止に伴う下水道機能の低下に備えて、生活用水を確保するとともに仮設トイレ等を使用します。

ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸、河川等によって水を確保して下水道機能の活用を図ります。なお、被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置します。

避難所においては、被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、河川、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図ります。それでも、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。

12. 住宅応急対策

主管課	まちづくり課
関係課等	総務課 福祉課 定住少子化担当室

本計画は、災害により住家を失った被災者で自らの資力では住家の確保ができない方に対する応急仮設住宅の建設、又は民間賃貸住宅の借り上げ（みなし応急仮設住宅）、及び災害による被害住宅を応急的に修理し、居住の安定を図ります（資料編【資料31】主要材料販売業者を参照）。

（1）実施機関

- ① 災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は知事が行い、建設用地の確保は町長が行います。
- ② 町で対応が不可能な場合は、県、国、その他の関係機関の応援を求めて実施します。

（2）応急住宅の建設及び応急修理並びに収容対象

① 応急仮設住宅

災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居基準等は、次のとおりです。

ア 収容の対象

- （ア）住家が全焼、全壊又は流失した方
- （イ）居住する住家がない方
- （ウ）次に掲げる方で自らの資力では住宅を確保することのできない方

イ 設置戸数

- （ア）原則として、設置戸数は県知事が定めます。
- （イ）町長は、町内の住家の全壊・全焼・流失世帯数を県知事に報告します。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（2年以内）とします。

エ 設置の方法、工事費の限度額及び期日

災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとし、応急仮設住宅の設計図書に基づき建設します。ただし、大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣へ協議して必要最小限の期間を延長することがあります。

- （ア）設置場所は、町長が選定します。
- （イ）応急仮設住宅の規模は、1戸当たり平均29.7㎡（9坪）とします。
- （ウ）工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

② 住宅の応急修理

災害救助法に基づく住宅の応急修理の基準等は、次のとおりです。

ア 応急修理の対象

- （ア）住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活を営むことができない方

- (イ) 自らの資力では住宅を確保することのできない方
- イ 応急修理の範囲、費用及び期間
- 居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことのできない最小限の部分の応急修理に限られます。
- (ア) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによります。
- (イ) 期間は、災害発生の日から原則として1か月以内とします。ただし、事前に厚生労働大臣に協議して、必要最小限の期間を延長することができます。

13. 医療救護

主管課	子育て健康課
関係課等	福祉課 教育委員会 教育課 その他医療機関等、関連機関

災害時における被災者の医療救護を適切に行うため、今後発生が予想される大規模災害に備え、関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療活動を次の方法により実施します。

(1) 実施機関

被災者に対する医療救護活動は、町長が行います。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき知事又は町長が行います。

(2) 医療救護班の編成

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施するため、足柄上三師会及び県看護協会（社団法人足柄上医師会、足柄歯科医師会、社団法人小田原薬剤師会足柄支部、県看護協会足柄支部）と相互協力して業務の処置にあたります。

- ① 医療救護班の編成は、医師2人看護師2人（必要に応じ助産師も含む）事務員1人とし、医師が班長となります。
- ② 医療救護が町内の医療救護班のみでは実施困難であると町が認めたときは、近隣市町及び県に対し医療救護班の応援を要請します。

(3) 救護所の設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、町は直ちに医師会等の協力により救護所を設置し、医療及び救護を実施します。

① 救護所設置場所

- ア 松田町健康福祉センター
- イ 国民健康保険診療所

なお、救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には、状況等を判断し、他の適切な場所に設置します。

② 保健医療活動チーム等の設置

県保健福祉事務所は、地域災害医療対策会議を通じて、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム等の派遣要請や傷病者の搬送調整等を行います。

③ 救護所用帳票等

医療救護班は医療の実施にあたり、次の帳票等により記帳等を行います。

- ア 松田町災害救助診療録
- イ トリアージ・タグ

(4) 応急医療需要の把握

町は、次の状況を踏まえ、発災時における医療救護需要を把握します。

- ① 在宅要配慮者・避難行動要支援者の把握

② 医療を必要とする町民の人数、負傷状況の把握

(5) 応急医療活動方針の決定

① 応急医療基本方針

発災時において、速やかに救護班の編成を行い、迅速に救護所を設けます。

被害の状況により、救護班の編成が困難な場合には、広域応援要請を行うとともに直接医療機関への搬送を行います。

救援期には、避難所等に適切な医療救護所の設置を行い、被災者に医療を提供します。

② 医療機関による医療及び助産の依頼

災害が発生し、傷病者等緊急に搬送する必要のある者が多数存在する場合、町内の医療可能な病院、診療所等医療機関又は助産機関へ収容するための措置を次のように行います。

ア 医療を必要とする状態にある町民の人数、負傷状況等及び町内の医療機関の被害状況を小田原市消防本部に報告し、救急車等による搬送を要請します。

イ 災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、病院自体が被害を受けたり、負傷者が被災地の病院に殺到することが予想されるため、医療活動、救急搬送活動に困難が生じる可能性があります。

このため、消防本部の救急車や自衛隊の車両等による搬送の応援及び医療関係者、血液、医療品等の応援については、遅滞なく、県を通じ要請を行います。

(6) 疾病、傷病者等の収容

疾病、傷病等のため、医療機関に収容する必要を生じたときは、関係機関と連携を図り、災害医療拠点病院等へ迅速に収容します。

(7) 医療の実施

応急医療の実施については、応急医療活動方針に基づき、適切かつ迅速に行わなければなりません。

① 医療品の確保

医療に必要な薬品等については、町の備蓄及び足柄上三師会、町内医薬品取扱業者等の協力を得て確保します。なお、町において、医療救護活動に係る医薬品等に不足が認められる場合は、県に対して医薬品等の供給を要請します（資料編【資料3-2】町内医薬品取扱業者を参照）。

② 医療救護班が行う治療等の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 医療機関への収容

オ 看護

③ 医療に要する経費

医療に要する経費医療に要する経費は、災害救助法及び関係法令の定めるところ

によります。

④ トリアージ

医療を実施するにあたっては、トリアージ（治療優先度）の考え方にに基づき、トリアージ・タグを用いて優先的に医療を実施すべき負傷者の選別を行います。

(8) 救急・救助

① 負傷者等の救出及び搬送

負傷者等の救出及び救護所、病院等への搬送は、小田原市消防本部が「第3章 22. 消防活動」に定めるところにより、消防本部及び消防団は自主防災組織等の協力を得て行います。

なお、自衛隊、緊急消防援助隊等が応援派遣された場合は、総務課は派遣部隊と連携し、救急・救助活動を行います（資料編【資料33】町内医療機関を参照）。

② 町外の医療機関に対する協力要請等

ア 町外医療機関に対する協力要請

子育て健康課及び小田原市消防本部は、必要に応じ、町外の医療機関に対し収容等に係る協力を求めます。

イ ヘリコプターによる患者搬送

子育て健康課及び小田原市消防本部は、重症患者等の搬送にあたり、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行うなど迅速に患者を搬送します。

なお、町外等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離着陸場及び派遣要請の手続等については「第3章 28.自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによります。

(9) 避難者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安や環境の変化によって避難者が健康を害し、災害関連死を防ぐためにも、保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項を実施します。

① 避難者の健康管理及び栄養指導

保健師等により避難所を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行います。

② 避難者のメンタルケア

被災に関する急性ストレス障がい(ASD)及び心的外傷後ストレス障がい(PTSD)や長期の避難所生活のストレス等に対処するため、医師や保健福祉センターによる巡回精神相談チームと協力し、被災者に対する相談体制を確立し、メンタルケアを行います。

③ 避難所における良好な衛生状態の確保

避難所では、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つとともに、必要に応じ救護所を設けます。

④ 精神的支援

ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

町は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して

相談窓口等を設け、医師、保健師等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

イ 被災児童・生徒等のかこころのケア事業

町は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

⑤ 車中泊など避難所外避難者への支援

被災者の中には、様々な事情により指定避難所へ避難することができず、車中や指定避難所以外へ避難する場合もあることから、これらの避難者へも食料・物資等や情報の提供を行います。また、運動不足や水分不足等によるエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知します。

14. 防疫・衛生

主管課	子育て健康課
-----	--------

本計画は、災害時における感染症患者等の発生又は流行を防止するため、防疫の実施方法、防疫薬品及び資材の調達、収容患者の輸送等について定めます。

(1) 実施機関

被災地域における防疫は、町長が実施します。ただし、災害の状況により町長が不可能と判断した場合は、知事にその旨を報告して、感染症法及び予防接種法等に基づき、県知事の応援を求めるものとします。

(2) 防疫の連携体制

- ① 医師、看護師等と連携して、被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に取り組みます。
- ② 衛生上必要がある場合は、関係機関と連携して被災地の消毒並びに鼠族、昆虫等の駆除を実施します。

(3) 感染症患者等への措置

感染症患者が発生したときは、感染症法に基づき県知事が当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告し、県知事の指示により、必要に応じて発生場所及びその周辺の場所等の消毒を実施します。(資料編【資料34】感染症指定医療機関を参照)

(4) 予防接種の実施

被災地において感染症が発生したとき、又は感染症が発生するおそれがあるときは、感染予防の見地から、次により予防措置等を実施します。

- ① 被災地域における感染症患者等の早期発見に取り組みます。
- ② 感染症予防上必要と認める場合、予防接種法第6条及び第9条に規定するところにより、知事の指示に基づき保健福祉事務所等関係機関と協議し、臨時の予防接種等を行います。

15. 障害物の除去

主管課	環境上下水道課 まちづくり課
関係課等	総務課

本計画は、災害時に発生したごみ、し尿の処理及び災害時における緊急措置の実施に障害となっている工作物等、並びにがけ崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で町民の生命身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去について必要な措置を定めます。

(1) 清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を期するため、災害時に発生したごみ、し尿の処理については、次の方法により実施します。

① 実施機関

被災地域の清掃業務は、地域町民の協力を得て、町長が実施します。

② ごみ処理

災害にともなう家屋並びにその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、被災状況に応じ地区別に集積所を設け、町は集積されたごみ等を収集し、焼却、埋立て等衛生的に適切に処分します。

委託業者

業者名	所在地	電話番号
新生実業社	松田町松田庶子 2	83-6888
松田衛生社	〃 松田惣領 292	82-0511

③ し尿処理

し尿の汲取りは、収集予定表を作成し、町指定業者に積極的な協力を要請します。

指定業者

業者名	所在地	電話番号	汲取能力(1日)
新生実業社	松田町松田庶子 2	83-6888	7,200ℓ
松田衛生社	〃 松田惣領 292	82-0511	7,200ℓ

(2) 障害物の除去計画

① 実施機関

ア がけ崩れ、浸水等によって、住居又はその周辺に運ばれた障害物は、町長が除去を実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき知事又は町長が行います。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が、警察、消防、自衛隊の協力を得て障害物の除去を行います。

ウ その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設敷地の所有者又は管理者が行います。

② 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、概ね次のとおりです。

ア 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

③ 障害物除去の方法

ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具等を用い、土木業者等の協力を得て速やかに行います。

イ 除去作業は原状回復でなく、応急的な除去とします。

④ 除去した障害物の集積場所

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地に廃棄します。

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所に保管します。

⑤ 除去に必要な機械器具

障害物の規模並びに範囲によってそれぞれ対策を立てるものとしませんが、建設業者の協力をもって行います（資料編【資料35】町内建設・建築業者を参照）。

（3）災害廃棄物等処理計画の策定

災害発生時における、し尿処理等にかかわる業者間協定などは締結済みですが、町としても、発災時のし尿、ごみ、廃棄物・障害物等の処理を効率的に行うため、今後、地震被害想定調査等の資料を参考に、災害廃棄物等処理計画を策定します。

16. 緊急輸送対策

主管課	総務課
関係課等	まちづくり課

本計画は、災害発生後、救助、救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するものとし、災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の緊急輸送を迅速かつ確実に行うため、次の事項を定めます。

(1) 実施機関

災害応急対策に必要な人員、物資及び機材等の緊急輸送は、町又はその他の関係機関が行うものとします。

(2) 緊急輸送の対象

災害応急対策に必要な人員、物資及び機材等の緊急輸送の対象の主なものは、次のとおりとします。

- ① 災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び機材の緊急輸送
- ② 重症患者、妊産婦の搬送
- ③ 飲料水の供給のための輸送
- ④ 救済用物資の輸送
- ⑤ 医療及び助産関係者の輸送
- ⑥ 行方不明者の捜索のための輸送
- ⑦ 遺体の捜索及び運搬のための輸送
- ⑧ 被災者の避難輸送
- ⑨ その他災害応急対策に必要な輸送

(3) 緊急輸送力の確保

災害発生時の緊急輸送を迅速に行うため、次の方法により輸送力を確保します。

① 緊急通行車両及び緊急輸送車両の登録

災害応急対策を実施するため、町所有の車両について、あらかじめ緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前登録を行い、「届出済証」を受けておきます（資料編【資料36】緊急通行車両・緊急輸送車両許可証、資料編【資料37】緊急通行車両事前届出済証を参照）。

② 登録車両のみでは不足する場合

災害規模に鑑み、町所有の登録車両のみでは不足する場合には、次の方法により輸送力を確保します。この場合、事前登録のない車両を緊急通行・輸送車両として使用する場合は、速やかに緊急通行・輸送車両確認申請書を県警察又は交通検問所に提出し、確認証明書及び確認標章の交付を受けるものとします（資料編【資料38】緊急通行車両・緊急輸送車両許可証を参照）。

ア 乗用車、貨物自動車の協力要請

町内のバス会社、町内運送業者、建設業者及び神奈川県トラック協会小田原地区支部加盟の運送業者に協力を要請します。

イ JR東海、私鉄の協力要請

町は、災害応急対策輸送に必要あるときは、JR東海、私鉄会社等に協力を要請します。

ウ 航空機の要請

町は、災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県知事を通じて、自衛隊に対してヘリコプターの派遣を要請します。

エ 県への協力要請

さらに不足するときは県に対し協力を要請します。

③ 応援協力要請の手続

町は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送機関、輸送対象、輸送台数等必要な輸送条件を明示して行います。

④ 燃料の調達

町内及び近隣市町の業者から調達します。

(4) 配車の実施

緊急輸送に従事する車両は、県警察又は交通検問所において緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行令に基づいて「緊急通行車両・緊急輸送車両」確認証明書及び確認標章の交付を受けたのち、各車両に配備・表示し、配車担当者の指示により行動します。また、配車担当者は、車両の活動状況を記録し、適正な配置を図ります。

(5) 緊急輸送道路等の指定

道路管理者は、地域内における緊急輸送を確保するため緊急輸送道路及びヘリコプターの臨時離着陸場（「第3章 28. 自衛隊災害派遣要請計画」を参照）を指定します。

松田町における緊急輸送道路

路線名		区間
第1次	① 第一東海自動車道(東名高速道路)	神山(大井町境)～松田庶子(山北町境)
	② 国道246号	寄(秦野市境)～松田庶子(山北町境)
	③ 国道255号	新籠場交差点～松田惣領(大井町境)
	④ 県道72号松田国府津	国道246号交点(庶子)～国道255号交点(松田惣領)
	⑤ 県道77号平塚松田	神山交差点～神山(大井町境)
	⑥ 県道712号松田停車場	新十文字橋(開成町境)～河南沢交差点
第2次	⑦ 県道72号松田国府津	国道255号交点(松田惣領)～松田惣領(大井町境)
	⑧ 県道710号神縄神山	国道246号交点～寄小学校
	⑨ 県道711号小田原松田	大井町境～県道72号交点(松田惣領)
	⑩ 松田町道12号線	県道72号交点～松田庁舎

17. 交通災害応急対策

主管課	総務課
関係課等	まちづくり課 環境上下水道課

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者や必要な資機材等の緊急輸送、その他応急措置の実施に必要な緊急輸送の確保を期すため、次の事項を定めます。

(1) 交通支障箇所の通報、連絡

- ① 町は、管理する道路、橋梁の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報するとともに周知します。
- ② 国・県等が管理する道路、橋梁の支障箇所を発見した場合、速やかに国・県等に通報し、適切な処置を要請します。
- ③ 国道、県道等の支障箇所について、横浜国道事務所、県土木事務所、県警察から連絡があった場合には、町長は、災害対策の各機関及び関係各課に通報します。

(2) 交通の禁止又は制限の処置等

町は、管理する道路、橋梁が交通の用に供することができなくなった場合、又は危険と認める状態に至ったときは、道路法に基づき、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の交通の禁止や制限を行います。

また、松田警察署は、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、町民等の避難の円滑と防災関係機関が実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施します。ただし、交通規制については、地震災害応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域町民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施します。

(3) 緊急避難路やう回路の確保

町は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。また、集落の孤立化を防ぐため、緊急避難路やう回路にもなる町道や農道の安全確保を行います。

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨げとなることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり必要と認める場合には、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。また、運転者等が不在の車両等においては、道路管理者により移動等を行うよう併せて要請します。

(4) 孤立化地域への対策、関係機関との連携

- ① 町は、う回路のない地域について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造、地形条件から、土砂災害等に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域を事前に把握します。

- ② 土砂災害警戒区域等や浸水想定区域などの危険区域からの避難方法等について、町民に周知します。孤立化が予想される地域の町民に対しては、各家庭における十分な食料や飲料水等を備蓄するよう啓発します。
- ③ 孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備し、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段が迅速に確保できるよう取り組みます。
- ④ 土砂災害等による被害等により孤立化地域が発生した場合に備え、町は、県や自衛隊等との協力体制が迅速に確立できるよう、平時から関係機関との連携を図ります。

(5) 道路、橋梁等の応急復旧

- ① 町は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路、橋梁等を速やか復旧できるよう、その復旧状況を関係機関及び管内に通報するよう周知します。
- ② 道路、橋梁等が災害により不通となり、応急対策上重要かつ緊急を要する場合で、町の能力では応急復旧が困難であるときは、知事に対し自衛隊災害派遣要請書（資料編【資料40】）を2部作成し派遣要請を求めます。緊急を要する場合は、取りあえず電話等をもって要請し、事後文書を送付します。ただし、神奈川県との通信が途絶した場合等、知事に対する要求ができない場合には、その旨及び松田町の被害状況等を自衛隊に通知することができ、事後速やかにその旨を県知事に通知します。
なお、災害派遣の目的が達成され、又は派遣の必要がなくなったと認められた場合、町長は、県及び派遣部隊の長等と協議し、自衛隊の災害派遣の撤収（資料編【資料43】）を速やかに知事に要請します。

(6) 交通の禁止又は制限情報の収集等

- ① 県公安委員会が災害対策基本法第76条及び同施行令第32条により行う所要の措置及びの実施にあたる警察署長の措置については、確実な情報を収集し、迂回路の検討等緊急輸送の円滑な確保を図ります。
- ② 町は、管内道路状況を把握し、復旧するとともに、緊急輸送に支障のないよう常に関係機関と連絡を密にします。
- ③ 孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等を整備するとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段を迅速に確保します。
- ④ 土砂災害等による被害等により孤立化地域が発生した場合に備え、町は、県や自衛隊等との協力体制が迅速に確立できるよう、平時から関係機関と連携を図ります。

(7) 危険物等の流出に対する応急対策

- ① 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害を防止します。
- ② 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避

難誘導活動を行います。

- ③ 危険物の流出が認められた場合、直ちに松田警察署に連絡します。松田警察署は、警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

18. 応急教育

主管課	教育委員会 教育課
-----	-----------

本計画は、学校施設の被災により、教育に支障をきたした場合の応急教育について定めます。

(1) 実施機関

- ① 町立学校等における応急教育は、町教育委員会が実施します。
- ② 私立学校における応急教育は、設置者が実施します。

(2) 文教施設の応急対策

被災校等については、関係機関の協力を得て、施設の転用又は借用して授業を開始します。

(3) 応急教育実施の予定場所

町立学校等が被災により授業が中止されないようにするため、応急教育の実施予定場所は、次のとおりとします。

応急教育実施予定場所

被害の程度 学校名	1校が一部被災した場合	1校が全部被災した場合	全校が被災した場合
松田小学校	特別教室	体育館	近接の神社、寺院又は児童館を利用し、状況によっては、仮校舎を建築する等の手段を講じて応急教育の実施を図る。
	体育館	松田中学校	
松田中学校	特別教室	体育館	
	体育館	松田小学校	
寄小学校	特別教室	旧寄中学校	
	体育館	体育館	
旧寄中学校	特別教室	寄小学校	
	体育館	体育館	
松田幼稚園	遊戯室	神山地域集会施設	
寄幼稚園	遊戯室	寄小学校	
		体育館	

(4) 応援の要請

町立学校等が被災し、応急教育のため町立学校等相互の調整をしてもなお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者の派遣、教材の供与等の要請を行います。

19. ボランティア受け入れ

主管課	福祉課
関係課等	社会福祉協議会等関係機関

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合に、町内外のボランティアの救援活動が必要となることから、これらボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う組織を設立し、町がその支援を行うことによって、円滑なボランティア活動が行われる体制を整備するための必要な事項を定めます。

(1) 実施機関

災害時におけるボランティア救援活動に係る事務は、(仮称)松田町災害ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)が行います。また、町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(2) ボランティアセンターの位置づけ

ボランティアセンターは、福祉課及び社会福祉協議会が主体となり、ボランティア活動に理解ある各種団体、個人等から構成される任意組織の協力を得て、災害時には、主体性、自主性、即応性等のボランティア組織としての特性を生かし、自ら救援活動を行うとともに、必要なボランティアの募集、受け入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行います。

(3) ボランティアセンター及び町の事務等

ボランティアセンター及び福祉課が行う事務又は業務は、概ね次のとおりです。

区 分	事務又は業務の内容
ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアの受け入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア保険加入に関すること ⑥ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑦ 災害対策本部及び福祉課との連絡調整 ⑧ 県ボランティアセンター、NPO等関係機関との連絡調整
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報、生活情報等ボランティア活動に関する情報の提供 ② 必要な資機材等の提供 ③ 必要な職員等の派遣 ④ 必要な財政措置 ⑤ ボランティアセンターとの連絡調整 ⑥ その他ボランティア活動に必要な支援

(4) ボランティア活動の要請範囲

町本部が、ボランティアの救援活動を要請する場合の範囲は、次のとおりです。

- ① 指定避難所等の運営の援助
- ② 救援物資の配分及び配送
- ③ 給水及び給食
- ④ 安否情報の収集整理等
- ⑤ 医療、看護、保健及び介護の補助
- ⑥ 手話通訳等の福祉活動
- ⑦ 清掃及び防疫
- ⑧ その他必要と認める活動

(5) ボランティアの要請手続

① 町における要請手続

町本部において、災害時にボランティア救援活動が必要となった場合の要請手続は、次のとおりとします。

ア 町本部の各課局等において活動の要請を必要とするときは、各課局長等が次の事項を明らかにして、福祉課に要請します。

- (ア) 活動の内容
- (イ) 活動の場所及び期間
- (ウ) 必要と思われる人員
- (エ) その他参考となる事項

イ 福祉課は、各種の要請内容を整理調整し、ボランティアセンターに対しボランティアの派遣要請を行います。

② ボランティアセンターにおける手続

ア ボランティアセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、ボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて町内外に対しボランティアの救援、協力要請を行います。

イ ボランティアセンターは、福祉課を通じて町本部等の救援活動要請の状況を常に把握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの把握も行い、ボランティアの要請が効率的に行います。

(6) ボランティアの受入れ手続

ボランティアセンターがボランティアを受け入れる場合の手続は、次のとおりです。

- ① ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動にあたっては、必要な手続を行い、所定の指示をしたうえで、活動につかせるものとします。
- ② 必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣します。
- ③ 必要な場合には、関係課局室と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行います。

(7) 活動拠点の提供

ボランティア活動の推進にあたって必要があるときは、松田町健康福祉センター及びその他の公共施設の一部を活動拠点として提供します。

(8) ボランティアセンター設立の支援等

① ボランティアセンター設立の支援

ア 町は、災害時の応急対策の円滑化を図るため、あらかじめボランティアセンターの設立について必要な支援・育成を行います。

イ ボランティアセンターの設立及び設立後の運営、育成の方法等については、関係課局室及び社会福祉協議会等が協議して別に定めます。

② ボランティアセンター組織が設立されるまでの間における暫定措置

災害が発生した場合のボランティア対応業務は、本章に準じ、福祉課が社会福祉協議会等関係機関の協力を得て暫定的に行います。

(9) 受け入れ体制の整備

ボランティアの受け入れを円滑にするため、関係機関と連携を図り有効な活動を展開できるよう、次のように受け入れ体制を整備します。

- ① 警察、消防、医療、行政との連携体制の確立
- ② ボランティアコーディネーターの確保
- ③ ボランティアグループの把握
- ④ 活動費用の負担等に関する検討
- ⑤ 活動拠点の確保及び資機材の調達・支援

(10) ボランティアの活動期間

ボランティアセンターの開設及び閉鎖については、関係課局室と社会福祉協議会が協議し、災害対策本部で決定します。

20. 警備・救助

主管課	総務課
関係課等	警察等関係機関

(1) 警備・救助対策

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します（資料編【資料44】関係警察機関一覧表を参照）。

(2) 警備体制の確立

- ① 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県災害警備本部を設置し、警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。
- ② 県警察は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(3) 災害応急対策の実施

県警察は、町災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

- ① 警報等の伝達
災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域町民に対する広報を行います。
また、当該警報等の緊急性、町の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、町の行う地域町民に対する警報等の伝達に協力します。
- ② 情報の収集・連絡
災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。
- ③ 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、町及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。
- ④ 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。
なお、警察官が上記の措置を行う場合は、原則として町地域防災計画の定める避難先を示すものとします。ただし、災害の種類、規模、現場の状況等により、町地域防災計画の定める避難場所を示すことができないときは、適宜の場所を指示します。
なお、避難させたときは、直ちに、松田町長又は県知事に通知します。避難の誘導にあたっては、松田町、小田原市消防本部等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の警備資機材を活用します。町民が避難した地域に対しては、状況の許

す限り、警ら・警戒・検問所の設置等を行い、財産の保護、その他犯罪を予防します。

⑤ 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

⑥ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序を維持します。

⑦ ボランティア等との連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、被災町民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるように必要な支援を行います。

⑧ 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

(4) 被災者等への情報伝達活動

① 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

町は、警察と協力し、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報を適切に伝達します。

② 防犯活動等の実施

町は、防災関係各機関と緊密に連携して、被災地における各種犯罪の未然防止を期するため、警察が行う警ら活動、検問所・防犯相談所等の設置のほか、自警心の喚起、行方不明者の搜索、死傷者の確認等に対する便宜供与の措置をとり、町民の不安の解消と心の安定を図ります。

(5) 県警察関係機関の実施する交通対策

県警察は、災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と地域町民の速やかな避難の実施を図るため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施します。

① 交通規制に関する措置等

ア 県公安委員会は、県内又は隣接する都県において発生した災害について、災害応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、被災地を管轄する都県公安委員会、都県知事又は市町村と緊密に連絡し、被災地の実態並びに道路及び交通の状況を把握したうえで、区域又は道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

イ 県公安委員会は、上記①による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内

容を当該道路管理者及び関係する隣接都県公安委員会に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道関係機関の協力、立て看板の設置により一般に周知します。

ウ 緊急交通路の確保等の所要の交通対策は、東海地震、神奈川県西部地震又は南関東地震の規模、状況等に応じて行うものとし、警察署長は、地震発生後直ちに署の規定に基づき、交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施します。

(ア) 通行禁止区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行禁止区域において、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止します。

(イ) 通行制限区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行制限区域において、通行禁止区域方向へ通行する緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止します。

(ウ) 通行禁止区域及び通行制限区域における迂回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止区域及び通行制限区域を囲む外周道路を迂回路とし、緊急通行車両以外の車両で通行禁止区域内へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域へ迂回させます。

(エ) 緊急交通路の確保

県公安委員会が緊急交通路として指定することを想定した道路（大地震発生時における緊急交通路指定想定路線）の中から道路の被災状況等を勘案のうえ指定した道路について、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保します。

松田町における緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
東名高速道路	神山（大井町境）～ 松田庶子（山北町境）
国道 246 号	寄（秦野市境）～ 松田庶子（山北町境）
国道 255 号	新竈場交差点～ 松田惣領（大井町境）
県道 77 号平塚松田線	神山交差点 ～ 神山（大井町境）

(オ) 交通検問所等の設置

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認、並びに同法第33条に規定する標章及び証明書の公布手続きは、県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通機動隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

② 運転者のとるべき措置

ア 避難のために車を使用しないこと。

イ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 自動車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

21. 動物の管理・飼育対策

主管課	環境上下水道課
-----	---------

災害時のペット、家畜及びその他町内で飼育される動物の管理・飼育、衛生の確保について定めます。

(1) 飼育・管理、衛生の確保

災害発生後のペットその他の動物について、飼い主の死傷・行方不明により、避難所における他の町民への影響等の支障がある場合は、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し救護体制を整備し、衛生面に十分配慮しつつ一時的に飼育・管理するものとします。

- ① 避難所でのペット対策については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギーなど衛生管理に注意を払い、避難所生活を適正に管理します。
- ② 避難所内でのペットの管理について、具体的にルールを定めます。また、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、あらかじめ地域住民に周知するものとします。
- ③ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進めます。
- ④ 飼育困難な動物については、一時的に専門機関での飼育を依頼します。

(2) 餌料の調達

上述のように一時飼育所で飼育する場合は、備蓄物資及び救援物資のなかから適量を調達し、動物の餌料としますが、餌料が限られている場合には、食べ残し等を有効に活用し、これをもって餌料に代えることとします。

(3) 飼い主の責務

災害時は人の救護が基本であり、ペットの飼い主にも「自助」が求められます。指定避難所等にペット用の救援物資が届くまで時間がかかることがあるため、飼い主は平常時からペットフードや水を5日分（推奨7日以上）備蓄し、また、他の動物やキャリーバッグを怖がらないよう慣らしておきます。

22. 消防活動

主管課	総務課
関係課等	消防団 小田原市消防本部

火災、その他の災害が発生し、又は発生が予想される場合、その被害を防除し、町民の生命、身体及び財産を保護するため必要な事項を定めます。

(1) 消防活動体制

① 小田原市消防本部

小田原市消防本部は、火災発生を確認次第、速やかに消防活動態勢を確立し、消火活動にあたります。

② 消防団

消防団は町からの出動命令を受けたときは、速やかに消防活動態勢を確立し、消火活動にあたります。また、自ら火災を確認したときには、速やかに小田原市消防本部及び町に通報するとともに、消火活動にあたります。

小田原市消防本部から出場要請を受けたとき、又は小田原市消防本部の消火活動態勢が確立したときには、消防団は小田原市消防本部の指揮のもと、消火活動を行います。

特に大規模地震のときには、同時多数の火災の発生が予想されるため、各分団の管轄地域における初期消火活動に力を注ぎます。

(2) 小田原市消防本部との連携

火災発生にともなう町民からの 119 番通報は、小田原市消防本部へ通報されます。ただし、地震災害にともなう火災発生については、広域的な被害及び多発火災も予想されるため、通報の障害や部隊の出動に支障をきたすおそれがあります。

町災害対策本部は、次のことを考慮し、消火活動等の円滑化を図ります。

- ① 本部を設置後、速やかに小田原市消防本部との連絡体制を総務課に設置されている専用電話により確立します。場合により、連絡員の派遣を要請します。
- ② 被害情報については、随時連絡を取り、可能な限りの活動を要請します。
- ③ 被害の規模、状況を判断し、現地消防力での対応が困難であることが判明したときは、速やかに広域応援を要請します。

なお、火災現場等で、消防団と小田原市消防本部が協力して活動する場合は、小田原市消防本部が指揮します。

小田原市消防本部	(TEL 49-4410)	県防災行政通信網	9-554-9209
		県防災行政通信網 FAX	9-554-9200
		※衛星経由の場合	
		県防災行政通信網	9-014-554-9209
		県防災行政通信網 FAX	9-014-554-9200

(3) 災害発生時の消防団の活動

① 消防団員の自主参集

消防団員の自主参集基準は、いかなる時間においても、松田町で震度5弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、自己の判断により本部員は消防団本部へ参集し、各分団員においては、所属する分団詰所に参集しなければならない。ただし、動員配備により招集命令を受けたとき及び災害の発生するおそれ又は災害の発生を認知したときは、地震規模に関係なく直ちに参集します。参集途上においては、可能な限りの被害情報を収集し、本部へ報告します。

② 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりです。

ア 災害地動員

(ア) 町本部長から災害の発生により消防団の出動命令を受けたときは、直ちに団長は団員を災害地の被害規模に応じて動員します。

(イ) 現地消防指揮者は、現地最上級の消防団員とし、関係機関との連絡を密に行います。

(ウ) 災害出動中の分団は、災害現場の状況を無線により報告します。

イ 消防活動

(ア) 地震発生直後は、居住地付近町民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに被害状況調査を行います。

(イ) 火災が発生したときは自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図ります。

また、事業所等に設置されている自衛防災組織についても、可能な限りの協力を得て、連携し、火災防御活動を進めます。

(ウ) 小田原市消防本部の消火活動が確立された場合は、この指揮下により、消火活動を行います。

(エ) 大規模な火災が多発した場合は、町本部へ小田原市消防本部の集中防御及び県本部を通じての県内消防本部や緊急消防援助隊の広域応援要請を行い、自らは全消防力をあげて消火活動を行います。

(オ) 避難誘導

a 延焼火災等により町民避難の必要性が生じたときは、これを町民に伝達するとともに、町職員、自主防災組織と連携をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導します。

b 避難勧告・指示又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記aの要領によります。

(カ) 救出活動

消防活動体制が確立したときは、消防活動と並行して救助、救出活動を行うことを基本とし、状況に応じて、人的災害の防止措置を図ります。

ウ 消防団の活動留意事項

(ア) 招集の伝達

消防団長は、出動可能な団員の数を把握し、消防団員のうちあらかじめ定められた当番者を消防ポンプ自動車等の置かれている分団詰所に待機させるとともに、他の団員に対しても常時出動できるよう周知徹底を図ります。

指定場所に参集したときは、直ちに指揮者に報告し、指揮者は団長に速報しなければなりません。

(イ) 招集時の服装、携行品等

ヘルメット又はアポロキャップ、活動服、安全靴等を装着し、手袋、タオル等を携行します。

エ 消防水利等の確保

消防水利等については、日常より消防水利施設の整備を行い確保していますが、地震発生にともない支障が生ずるおそれもあるため、次のことを考慮して確保します。

(ア) 通常、消火に際しては、街頭消火器、消火栓及び防火水槽による水利の利用を考えた消火を行います。

(イ) 地震等災害により水道管の破損、防火水槽の破損が生じて水利を求めることができない場合、町内全域に存在する水路の水、学校等にあるプールの水を利用することを考慮します。

初期消火においては、個人又は事業所が所有する井戸水を使用した消火も日常から検討します。

(ウ) 以上の消防水利のうち、松田町の特性としては、水路の水を使用できるということであり、消火栓が使用不能になった際の役割は重要です。1年を通して安定した水利を得られる水路、又は緊急時の水量調整の手段を日常から検討しておき、災害時に迅速に対応していくことが必要です。

(4) 相互応援協力

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、その状況により町長は、応急対策、災害復旧又は応急措置を実施するため必要があると認められたときは隣接の地方公共団体又は県内地方公共団体に対し、応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

詳細は、「24. 相互応援協力計画」を参照。

23. 水防

主管課	総務課
関係課等	まちづくり課

本計画は、洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るための組織及び活動等について定めます。

(1) 水防組織

① 町水防本部の設置

水防活動の万全を期するため、町水防本部を設置します。町水防本部の組織及び所掌事務は別に定めます。

② 水防隊の組織

町水防本部は、消防団をもって水防隊を編成します（資料編【資料47】水防隊編成図を参照）。

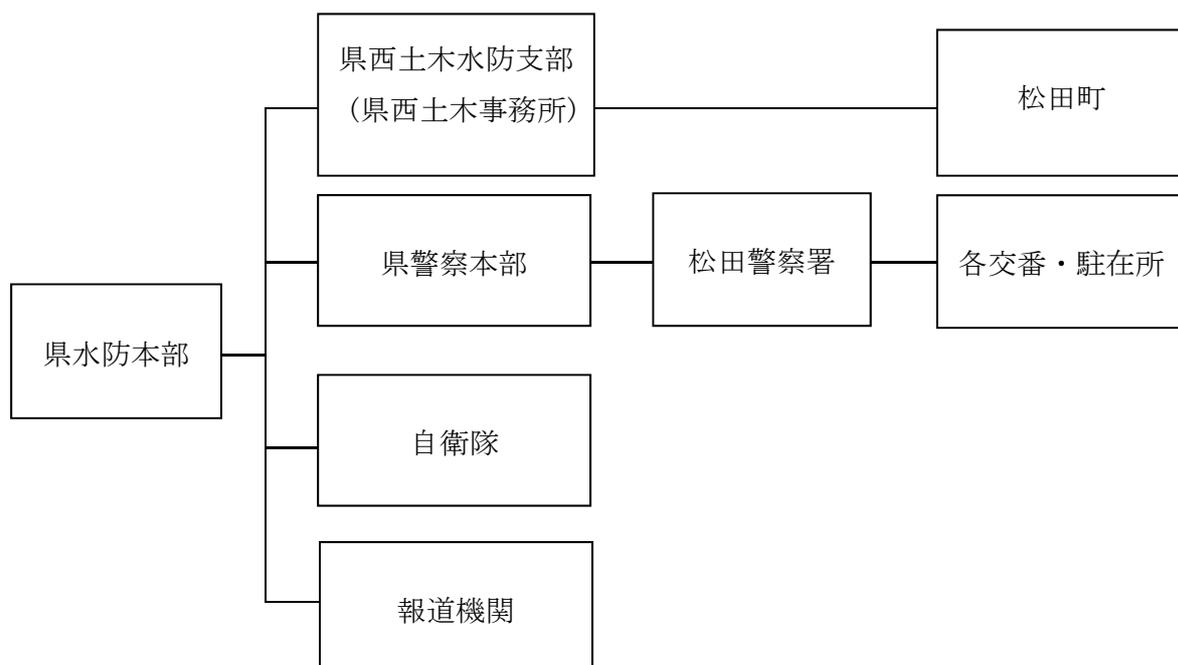
③ 指令及び情報交換

ア 町水防本部から発せられる水防活動に関する命令及び指令は、総務課から水防隊長に伝達されます。

イ 各部の災害情報は、総務課を通じて、水防隊長と交換されます。

(2) 水防警報

水防警報の取扱いは、神奈川県水防計画の定めるところに従うものとしませんが、その伝達系統は次のとおりです。



種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に は 、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等を図るとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を支援するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(3) 警戒配備及び非常配備

① 1号配備（準備体制）

水防隊の副隊長（消防団副団長）以上は町水防本部に出勤し、他の隊員は全員自宅又は消防詰所に待機します。

② 2号配備（警戒体制）

水防隊の副隊長（消防団副団長）以上は1号配備と同様町水防本部に出勤し、他の隊員は全員消防詰所に待機します。

③ 3号配備（非常配備）

水防隊の各分隊長（消防団分団長）は、巡ら班を編成して管内の警らを行い、その状況を本部に連絡し、本部の指示により活動を開始します。

(4) 水防資機材及び輸送

① 水防用資機材

ア 水防活動の万全を期するため平素、水防資機材を準備します。

イ 備蓄場所 松田町第1水防倉庫、松田町第2水防倉庫

② 輸送

水防用資機材、要員等の輸送は消防機動力を活用して行います。ただし、状況に応じ必要とする場合は、民間の車両の応援協力を要請します。

(5) 公用負担

- ① 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び水防隊長（消防団長）は次の権限を行使することができます。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土のう、竹木、その他資材の使用
 - ウ 運搬用具の使用
 - エ 工作物、その他障害物の処分

(6) 水防標識

- ① 水防のために出動する車両等は所定の標識を用いるものとする（資料編【資料47】水防標識を参照）。
- ② 水防要員である町職員は、所定の腕章を着用するものとする（資料編【資料49】水防腕章を参照）。

(7) 決壊等の通報及び措置

- ① 堤防等が決壊し、又はこれに準ずるような事態が発生した場合には、これを発見した水防隊員又は町水防本部要員は直ちにその旨を町水防本部に通報します。水防管理者は、これを県西土木水防支部長及び災害が予想される方面の隣接水防管理団体に通報します。
- ② 水防管理者及び消防機関の長は堤防その他の施設が決壊したときにおいては、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないように措置します。

(8) 立退きの指示

洪水、その他により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立退き、又はその準備を指示することができます。水防管理者が指示したときは、松田警察署長及び県西土木水防支部長を経由して県水防本部長に遅滞なくその旨を通知します。

(9) 水防信号

水防信号は次に掲げるものとする（資料編【資料50】水防信号を参照）。（昭和24年10月6日神奈川県水防信号規則）

- ① 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- ② 第2信号 水防隊員（消防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。
- ④ 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

24. 相互応援・受援体制の強化

主管課	総務課
関係課等	議会事務局

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、その状況により町長は、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、神奈川県及び隣接の地方公共団体又はその他県内地方公共団体に対し、次により応援を要請するとともに受援体制の整備を図り、又は応援の要請に応じます。

(1) 職員の派遣要請又はあつ旋依頼

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を求めます。

また、町長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、部隊等を自主派遣します。なお、町長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知します。

(2) 地方公共団体相互間の応援

災害が発生した場合において、町長は、近隣自治体等との間で結んでいる「災害時における相互援助に関する協定書」に基づく要請に加え、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事又は他の市町村長に対し、応援を求めます。町が、応援要請を行うにあたっては、県内被災市町村支援体制を定めた「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」により、応援を求めます。

なお、県知事又は他の市町村長から応援を求められた場合には、特段の事情がない限り、その求めに応じます。

(3) 派遣の要請又はあつ旋の手続

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、次の事項を記載した文書をもって関係機関の長に対し、職員の派遣要請又は職員の派遣についてあつ旋を求めます。

- ① 派遣の要請又はあつ旋を求める理由
- ② 派遣の要請又はあつ旋を求める職種及び職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣要請又はあつ旋について必要なこと

(4) 遠隔市町村との連携

本町の災害時にあっては、近隣市町においても同様の被害を被っている可能性も高

く、十分な相互応援ができない状況が予想されるため、県外への要請も検討します。

(5) 関係機関との連携

- ① 関係機関等との応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制の強化・充実を図ります。
- ② 町の防災体制にライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者を組み込み、円滑な応急対策がなされるように、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心に連携組織の設置や協定等の締結を促進します。
- ③ 平時から防災対策の検討などを通じて「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図ります。

(6) 応援部隊の受け入れ体制

応援協力の要請又はあっ旋を依頼する場合は、次の事項について検討し、受け入れ体制を整備します。

- ① 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
町長は、応援部隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複競合することのないよう、重点的、効率的な作業分担を作成します。
- ② 作業計画の作成及び資機材等の準備
町長は、応援部隊に対し作業を要請するにあたっては、事前に計画を作成するとともに、作業に必要な資機材等を準備し、かつ諸作業に関係がある管理者と緊密な連絡を図ります。
- ③ 宿泊地等の準備
ア 町長は、応援部隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受け入れ施設を確保します。
イ 町長は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地等を確保します。
- ④ 現地連絡班の受け入れ
現地連絡班が派遣されたときは、町有施設又は応援部隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置します。
- ⑤ 通信要員の派遣
応援部隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況を把握するとともに、町災害対策本部との連絡調整を図ります。
- ⑥ 連絡調整窓口の一本化
町長は、派遣された応援部隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ連絡窓口を明確にします。
- ⑦ 知事への報告
町長は、応援部隊の活動状況等を随時知事に報告します。

(7) 経費の負担

- ① 国・県及び他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条によります。
- ② 防災関係機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもの

のほか、その都度又は事前に協議して定めます。

(8) 町民、自主防災組織等との協力

災害発生時に各応急対策を実施するにあたって重要となる町民、地区及び自主防災組織等（消防署、警察署、消防団経験者など）について、自発的な防災活動に参加する等により、協力関係の確立を図ります。

また、防災対策上関係すると認められる民間団体と、協定等を締結することにより、協力関係の確立を図ります。

25. 災害救助

主管課	総務課
関係課等	子育て健康課 消防団

(1) 災害救助法の適用とその基準

本町において一定規模以上の災害が発生した場合、災害救助法の適用を申請します。災害救助法による救助は、災害が発生した自治体の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が、一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用されます。

① 適用基準1

住家の滅失した（焼失、倒壊、流失、土砂の堆積等）世帯が、40世帯以上に達した場合

② 適用基準2

神奈川県内の滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本町における被災世帯が20世帯以上に達した場合

③ 適用基準3

神奈川県内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

④ 適用基準4

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で、定める基準に該当する場合

(2) 災害救助法の適用手続き

① 町長は、災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのある時は、直ちに県知事に対し、その旨を報告します。

② 町長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができない時は、災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後、速やかに、県知事に情報提供します。

③ 県知事は救助を迅速に行うために必要があると認める時は、政令で定めるところによりその権限に属する救助に関する事務の一部を、町長に実施させることができます。

④ 県知事は、災害救助法を適用した時は、関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告します。

(3) 救出

① 救出の方法

救出活動は主として町災害対策本部があたるものとし、地震などの大災害時には本部長たる町長が事態に応じて消防団の出動を指示するとともに、一般町民に対しても救出活動の協力を求めるものとします。

ア 広報及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、町民の隣保相互扶助の精神に訴え、救出活動への協力を要請します。

イ 町内の事業所や自主防災組織等に対して、協力を要請します。

② 関係防災機関への協力要請

地震、風水害、特殊災害等により緊急に救出を必要とする町民が多数にのぼり、庶務課及び臨時救出班をもってしても救出が困難と認められるときは、神奈川県及び近隣市町村に応援を依頼します。被災町民の数が多く、しかも被災程度のはなはだしい大規模災害の場合には、自衛隊の派遣を要請します。

③ 県警察との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため、県警察に連絡し、交通規制及び現場の警備等を要請します。

④ 医療機関との連絡調整

救急業務の実施にあたり、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整については、事前に地元医師会との協力体制の確立を図ります。

26. 二次災害の防止

主管課	まちづくり課
-----	--------

余震又は降雨による水害、土砂災害や建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害の防止について定めます。

(1) 水害・土砂災害対策

町は、県及び関係機関と協力し、余震あるいは降雨等による二次的な被害を防止するため、パトロール・点検を行い、危険箇所については応急工事や関係機関への連絡を行います。土砂災害等の危険箇所の点検については、適宜専門技術者等を活用して行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民への情報提供を行うとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行い、警戒避難体制の整備などの避難対策を実施します。

(2) 建築物・構造物の倒壊対策

県及び町は、余震による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害から人的被害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、町民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施します。

また、建築業者等も、ボランティア・調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たすものとします。

(3) 爆発物・危険物・有害物質対策

事業者又は施設管理者は、ガス、石油類、電気及び薬物・毒物などによる被害の防止を図るため、一般家庭におけるガス栓、ブレーカーの遮断を徹底し、さらに、石油、薬物等を取り扱う事業所における流出防止措置を行うとともに、これらの流出、異常発生などの点検を行います。万が一、危険性が高まった場合は、人員を集結して防御にあたるとともに、適切な防御線を決定して避難誘導等の安全措置を講じます。

また、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域の設定を行います。

27. 行方不明者の搜索及び収容・埋葬

主管課	税務課 町民課
関係課等	福祉課 健康づくり課 総務課

災害による行方不明者の搜索、及び死亡者の収容・埋葬は、次の方法により実施します。

(1) 実施機関

災害時における遺体の収容、埋火葬は関係機関の協力を得て町が行います。

災害時における行方不明者の搜索は、関係機関の協力を得て町及び県警察が行います。

(2) 行方不明者の搜索並びに遺体の収容及び処理の方法

① 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索及び遺体の収容は、災害の規模により消防本部、県警察、自衛隊と消防団員が協力して行います。

② 遺体の発見、通報

ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに福祉課及び県警察にその旨を通報します。

イ 町は、調査、検視を経ずに埋（火）葬することを防止するため、死亡者を取り扱った場合には、必ず県警察に通報し、調査、検視を受けさせることを徹底します。

③ 遺体の調査、検視

遺体の調査、検視は、県警察が行います。

④ 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が実施します。なお、検案後、町は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

⑤ 遺体の収容

ア 町は、県警察と協議し、松田地区については松田町体育館を、寄地区については寄中学校を遺体収容（安置）所として指定します。

イ 町は、搜索により発見された遺体を遺体収容（安置）所に収容する際には、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名、住所等を必ず聴取し、確実に県警察に引き継ぎを行います。

ウ 町は検案の終了した遺体について、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

エ 長時間被災地に遺体を放置したり、病院預かりにならないよう、町は遺体の搬送作業の態勢を整え、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。

⑥ 身元の確認

ア 町は、県警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持金品を写真撮影するとともに、人

相、着衣、特徴等を記録し、遺留品等を保管します。

イ 町は、身元不明者の身元確認のため、足柄歯科医師会等へ協力要請を行います。

ウ 身元の確認ができず、県警察から引き渡された遺体については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理します。

⑦ 遺体の洗浄、縫合、消毒、納棺

ア 災害により、原型をとどめないほどに変形した遺体、泥土や汚物等が付着した遺体をそのまま放置しておくことは、社会的混乱時においても、人心の安定、防疫上の観点からも好ましいことではありません。遺体の洗浄、縫合の処置は、遺体の識別、確認のために不可欠な処置であり、周辺環境等への微生物汚染に注意し、必要に応じて消毒を行います。

イ 洗浄、縫合、消毒等の処置をした遺体は、顔、身体特徴が判明できる程度に布で覆い、棺に納め、安置場所に保管します。

⑧ 遺体の引渡し

ア 県警察は、遺体の見分、検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡します。この際、町長は県警察が行う遺体の引渡し作業に協力します。当該遺体について身元の確認ができない場合は、町長に引き渡します。

イ 町長は、遺体の見分、検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等を早期に発見します。

ウ 町長は、遺族等の引き取り者がいない場合は、火葬し焼骨を仮収蔵します。

エ 町長は、外国人の遺体については、領事館等に通報し、引き取り困難な場合は、上記に準じ処置します。

⑨ 資機材の調達等

町長は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な納棺用品、ドライアイス、ビニールシート、袋、毛布等の調達、また、感染性遺体を収納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保、及び作業要員の感染を防止するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保をするとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮します。

⑩ 広報

町長は、遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、県警察、消防等関係機関と協議のうえ、統一的に行います。

⑪ 葬祭業社等との協定の締結

遺体の処理は、高度の技術を要するため、町内葬祭業者、県葬祭業団体等とあらかじめ協定等を締結し、遺体処理体制を確立します。

⑫ 広域火葬等

町は、県、他市町村と協力して、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、遺体の広域的な火葬等の協力体制を強化します。

28. 自衛隊災害派遣要請

主管課	総務課
-----	-----

災害に際して、人命又は財産の保護のため、自衛隊の救援を必要と認めたときに、町長が行う派遣要請について定めます。

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

① 災害派遣要請の範囲

知事は、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣が必要であると認められた場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請します。その際の要請範囲は概ね次のとおりです。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う搜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう拵え、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、利用可能な消防車及びその他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して行う消火

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

ケ 炊飯及び給水

被災者に対する、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸付又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

県知事が必要と認めるもので、自衛隊との協議の整ったもの

② 災害派遣要請要領

ア 町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施する必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めます。

(資料編【資料 40】「自衛隊の災害派遣要請の要求について」参照)

イ 町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、通信の途絶等により県知事への要求ができない場合は、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊長に対して、災害の状況等を通知します。(資料編【資料 41】「松田町の被害状況について」参照)

ウ 町長は、上記②による通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知します。(資料編【資料 42】「自衛隊災害派遣に係る活動記録」参照)

エ なお、災害派遣の目的が達成され、又は派遣の必要がなくなったと認められた場合、町長は、県及び派遣部隊の長等と協議し、自衛隊の災害派遣の撤収(資料編【資料 43】)について速やかに知事に撤収を要請します。

オ 要請窓口

県知事への要請先は県くらし安全防災局災害対策課応急対策グループとします。

電話 045-210-3430 夜間直通 045-210-3456

防災行政通信網 (有線) 9-400-9301

(衛星) 9-014-400-9301

カ 要請に必要な事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

③ 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 (駐屯地名)	あて先	連 絡 先	
		連絡窓口所在地	電話番号 防災行政通信網
陸上自衛隊 東部方面混成団 (武 山)	東部方面混成団長	東部方面混成団 本部訓練科 横須賀市御幸浜 1-1	046-856-1291 (有線) 9-486-9201 (衛星) 9-014-486-9201
陸上自衛隊 第 1 高射特科大隊 (静岡県駒門)	第 1 高射特科大隊長	第 1 高射特科大隊大隊 本部第 3 係 御殿場市駒門 5-1	0550-87-1212 (有線) 9-636-9209 (衛星) 9-022-840-9106

④ 災害派遣部隊の受け入れ体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受け入れ体制を整備します。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複競合することのないよう、重点的、効率的な作業分担を作成します。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、事前に計画を作成するとともに、作業に必要な資機材等を準備し、かつ諸作業に関係がある管理者と緊密な連絡を図ります。

ウ 宿泊地等の準備

(ア) 町長は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受け入れ施設を確保します。

(イ) 町長は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地等を確保します。

エ 現地連絡班の受け入れ

現地連絡班が派遣されたときは、町有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置します。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣、活動状況を把握し、町災害対策本部との連絡調整を行います。

カ 連絡調整窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ連絡窓口を明確にします。

キ 知事への報告

町長は、自衛隊の活動状況等を随時知事に報告します。

⑤ 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣機関、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して知事に対して依頼します。

⑥ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担し、その内容は概ね次のとおりです。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く）の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義があるもののうち、派遣部隊等の長と協議し定めたもの

⑦ 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、町民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、町長は速やかに知事に対して撤収要請について協議します。

(2) ヘリコプター発着場適地

本町において、ヘリコプターの発着に適した場所は、次のとおりです。

名 称		所 在 地	発着場面積(東西×南北)
1	松田小学校校庭	松田庶子 204 番地	8 0 m × 6 5 m
2	松田中学校校庭	松田惣領 1400 番地	1 2 0 m × 1 0 0 m
3	寄小学校校庭	寄 2540 番地	4 5 m × 9 0 m
4	酒匂川町民親水広場	松田庶子 2133 番地先	5 0 m × 1 7 0 m
5	寄みやま運動広場	寄 3141 番地	5 9 m × 6 6 m
6	虫沢地区旧焼却場跡地	寄 6942 番地ほか	2 0 m × 4 0 m

第4章 災害復旧・復興

1. 復興体制の整備

主管課	総務課
関係課等	庁内全ての課、局、室

災害発生後、迅速かつ的確に災害復興対策を実施するため、災害復興体制を整備します。

(1) 復興計画策定に係る庁内組織の設置

復興にかかわる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）を庁内に設置するとともに、復興計画作成方針の検討及び復興計画案を作成します。

(2) 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び災害復興事業の実施のため、特に人材を必要とする部門については、弾力的かつ集中的に人員を配置するとともに、臨時職員等を雇用します。

また、不足する職員を補うため、次の区分により職員の派遣、応援を要請し、職員を受け入れます。

① 長期にわたって職員の派遣を求める場合

ア 地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の市町村の職員の派遣を求める。

イ 災害対策基本法 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

② 短期間の応援を求める場合

ア 災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町村に応援を求める。

イ 災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

2. 復興に関する調査

主管課	総務課
関係課等	庁内全ての課、局、室

町は、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。復興に関する調査は、町職員を迅速に召集し、調査体制を確立します。また、人員が不足するときは、県又は近隣市町に応援を依頼し、調査体制を確立します。調査内容は、以下のとおりとします。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況を調査し、その結果を整理して県に報告します。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

① 公園・緑地等の被災状況調査

町は、広域避難場所や応急仮設住宅用地となる公園等の被害状況を調査します。

② その他都市基盤復興にかかる調査

町は、治山・上水道・下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査します。

(3) 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うため調査します。

① 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

(4) 生活再建支援にかかる調査

① り災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

② その他生活再建にかかる調査

町は、災害時要支援者及び要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

町は、被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なる。そこで、町は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

3. 復興計画の策定

主管課	政策推進課
関係課等	庁内全ての課、局、室

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業となります。町は、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、県の指針に基づき、復興計画を策定します。

(1) 復興計画の基本方針の策定

- ① 復興理念と基本目標の設定 町民、事業者、町が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。
- ② 地域全体の合意形成 復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なので、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要があります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

(3) 復旧事業計画

本計画は、概ね次の事業について計画します。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとします。

- ① 河川、道路、橋梁、砂防施設等の公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 街路、都市下水路、公園施設等の都市災害復旧事業計画
- ③ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ④ 中小企業施設復旧事業計画
- ⑤ 上・下水道施設災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅災害復旧事業計画
- ⑦ 医療、福祉、学校等の公益施設災害復旧事業計画
- ⑧ その他災害復旧事業計画

(4) 復興計画策定のプロセス

- ① 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）の長は専門家から意見を聞き、復興計画策定方針を作成し、関係部局において部局案を作成します。

- ② 復興計画に町民の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
- ③ 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

4. 生活再建支援（被災者への相談機能の強化）

主管課	福祉課 子育て健康課 町民課 税務課 政策推進課 観光 経済課
-----	------------------------------------

被災町民の家族の消息、救護、生活関連情報（融資の相談、生業資金のあっ旋など）、その他各種事務手続きなどについての相談に因するため、災害対策本部及び現地对策本部において、相談窓口及び相談員を配備します。

（1）義援金品の受付及び配分

① 募集

義援金品の募集にあたっては、町ホームページを活用するほか、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼します。募集の可否又は募集の期間については、災害の規模、被害状況等により、その都度町災害対策本部長が決定するものとします。

② 受付

ア 義援金品の受付及び配分決定までの一時保管は、出納室が担当するものとします。

イ 義援金を受けたときは、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者に報告するものとします。

ウ 義援物資を受け付けたときは、一時保管の措置をとるものとします。ただし、食料品及び災害救助法の適用により定められた物品については、所管する部課に引き継ぎ、直ちに処理するものとします。

③ 義援金品の配分

政策推進課で受け付けた義援金品のうち義援物資は、子育て健康課が受け入れ、配分にあたっては被害の程度、対象者数などを勘案して配分率、配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に行うものとします。

配分に当たり、必要な場合には自主防災組織等の協力を得て行うものとします。

（2）被災者生活再建支援制度の適用

① 制度の概要

自然災害により生活基盤に著しく被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援しようとするものです。

② 適用基準

ア 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害です。

イ 被災者生活再建支援金の支給に係る事務手続き

町における災害が前記①の対象となる自然災害のいずれかに該当するときは、

被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

(3) 被災者の経済的再建支援

町は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び被災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免します。

また、外国人被災者が情報を入手できるよう被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で相談に応じるものとします。さらに、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行うものとします。

① 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県はこれを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

② 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます。

③ 災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた被災者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

④ 中小企業に関する融資

町は、被災中小企業による復興資金需要に対応するため、県の中小企業制度融資等の資金を周知し、利用促進を図ります。

⑤ 農業への支援

町は県と協力し、被災した農業の再建に加え、生鮮食料品の安定的な供給を図るため、国等が行う各種の農業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。また、速やかに生産等が再開できるよう、農業団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用の促進を図ります。

⑥ 生活保護

町は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度を周知し、県保健福祉事務所につなぎます。

⑦ 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人町民税、軽自動車税、固定資産税などの地方税について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討します。併せて、各種料金についても、納期限等の延長、徴収猶予、減免などの措置について検討します。

5. り災証明書の交付

主管課	総務課
関係課等	税務課

り災証明は、災害救助法による各種の施策や町税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に町長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとします。

(1) 交付手続

り災証明は、被災者が提出する「り災証明願」について、現地調査に基づき作成する被災者台帳で確認上、町長の証明を加えたものを交付します。

被災者台帳で確認できないときは、必要に応じて再調査等を行い判断します。

(2) 証明の範囲

- ① 全壊
- ② 流出
- ③ 半壊
- ④ 床上浸水
- ⑤ 床下浸水
- ⑥ 一部損壊

(3) り災証明に関する事前対策

り災証明に関しては、査定漏れや査定の追加などによる混乱が生じないように、事前に被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底等を図ります。

第2編 地震災害対策計画

第1章 総 則

1. 地震災害対策計画の目的

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づき、松田町の地域（以下「町域」という。）に係る震災の対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震に係る事前対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することとします。

また、大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、がけ、道路、橋りょうの損壊等の一時的被害、あるいは火災の発生、延焼、生活関連機関の機能停止による二次的被害等大きな被害が予想されることから、これら被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、事前の対策を推進して災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の災害応急対策に万全を期し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とします。

なお、本計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県知事が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

2. 基本方針

- (1) この計画は、地震の発生にともなう被害の発生を防止し、また、災害時の最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とするため、町及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものです。
- (2) この計画は、地震の発生が予知されてから地震災害発生までの間における事前応急対策を中心に作成するものとします。また、平時における地震・震災に関する教育、広報、訓練及び緊急整備事業等の対策についても計画化するものです。
- (3) この計画は、神奈川県及びその他の防災関係諸機関とともに、引き続き研究・協議を行い、必要な追加・補正を図り、計画内容の充実を期するものです。
- (4) 本町内に立地する関係諸機関及び町民は、この計画に基づき、それぞれ必要な具体的な計画又は対策等を定め、事前対策の実施に万全を期するものとする。また、災害時には、県や防災関係機関と連携を図りながら応急活動対策の調整を行うものです。

3. 活断層

全国には陸域において約2,000本の活断層が存在しており、本町で活動が想定されているのは次の活断層です。

なお、阪神・淡路大震災を契機として国が設けた調査研究機関である、地震調査研究推

進本部の地震調査委員会が、平成 27 年 4 月に発表した長期評価では、神縄・国府津－松田断層帯については「塩沢断層帯（山北町）」「平山－松田断層帯」「国府津－松田断層帯」に区分され、それぞれの活動について評価されています。また、「神縄断層」については遅くとも 50 万年前までには活動を停止していることから、活断層としては取り扱われなくなっています。

断層名	位置	最新活動時期	平均活動間隔	調査結果
平山－松田北断層帯	南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町 約15km	約2,700年前	4,000年～5,000年程度	平山、内川、日向、丸山、松田山麓、松田北の各断層からなる。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性がある。
国府津－松田断層帯	小田原市、大井町、松田町、走向/北西 約35km	12世紀～14世紀前半	約800～1,300年	大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはない。従っていわゆる活断層としての評価はしない。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に1回の割合で活動すると考えられる。

4. 被害の想定

(1) 想定される地震

本町は駿河トラフを震源域とするマグニチュード 8.0 の規模が予想される東海地震に関する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定を受けているばかりでなく、相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の規模が予想される南関東地震、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード 7.0 の規模が予想される神奈川県西部地震の発生による被害も懸念されます。

この想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）」に基づくものです。想定地震は、地震発生の切迫性が高いとされている地震、危機管理的視点から対応を検討しておく必要性が高い地震、切迫性は高くないが、発生すれば甚大な被害が県全域に及び可能性があるものについてで、町域の被害想定概要については次のとおりです。

想定地震

想定地震名	県内で想定される最大震度	発生確率	選定の視点
神奈川県西部地震	県西地域で震度 6 強	(過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生)	①・③

東海地震	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①・②・③	
南海トラフ巨大地震	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①・②	
大正型関東地震	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間隔)	③	
参考地震	元禄型関東地震	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの最大クラス地震	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	④
	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④

【選定の視点】

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及び可能性があり、超長期的な対応となる地震

※ 発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成27年1月14日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価。

(2) 想定される被害の概要

本町は駿河湾トラフを震源域とするマグニチュード8.0の規模が予想される東海地震に関する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定を受けているばかりでなく、相模湾トラフを震源域とするマグニチュード7.9の規模が予想される南関東地震、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7.0の規模が予想される神奈川県西部地震の発生による被害も懸念されます。県の被害想定調査に基づく町域の被害想定概要は次のとおりです。

被害想定調査結果

(神奈川県地震被害想定調査 H27.3)

想定地震	県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
発生時期等	冬 平日 午後6時 平均風速：3.447m/s 風向：北西			
人口	11,280人（平成27年6月30日、人口統計調査数値）			
世帯	4,910 世帯（同上）			

震源域		神奈川県西部	駿河トラフ	南海トラフ	相模トラフ	
モーメントマグニチュード		6.7	8.0	9.0	8.2	
建物	全壊棟数	10	0	*	2,270	
	半壊棟数	210	30	60	1,080	
火災	出火件数 (件)	0	0	0	*	
	焼失棟数 (棟)	0	0	0	320	
人的被災	死者 (人)	*	0	0	110	
	重症者 (人)	0	0	0	50	
	中等、軽症者 (人)	30	*	*	630	
	避難者	1日目～3日目	230	30	70	7,390
		4日目～1週間後	230	30	70	6,790
1か月後		230	30	70	6,100	

(注) ・「*」：わずか（計算上0.5以上10未満 0：計算上0.5未満は0とした）
 ・「モーメントマグニチュード」

岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード（ M_w ）と言う。一般に、マグニチュード（ M ）は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要のため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難。

(3) 津波に関する想定

津波による被害想定は、「神奈川県津波浸水予測図（平成27年6月修正）」によるものです。

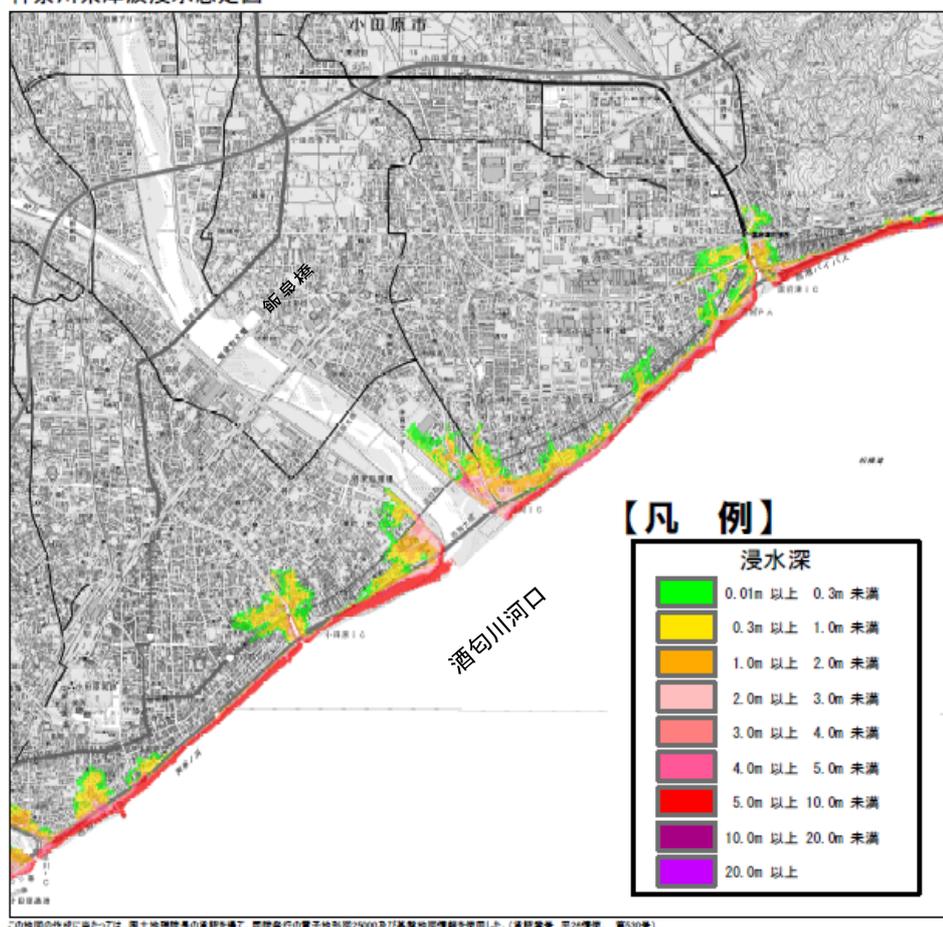
これまで県では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、平成24年3月に、津波浸水予測図を公表し、津波対策に取り組んできたが、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、発生頻度が2千年から3千年あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示されます。

このため、国の新たな知見を取り入れ、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成27年2月27日に神奈川県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による「津波浸水予測図」が公表されます。

これらの津波浸水予測図をもとに、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面（津波浸水想定図）が作成され、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」が設定されました。本町には、いずれの地震においても津波によ

る浸水は想定されていません。なお、酒匂川河口付近の津波浸水想定図は次のとおりです。

神奈川県津波浸水想定図



5. 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務

町域に係る地震防災に関し、本町の区域内的の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務は、松田町地域防災計画第1章に定めるとおりです。

第2章 地震災害予防計画

1. 都市防災

主管課	まちづくり課
関係課等	観光経済課

東海地震、南関東地震及び神奈川県西部地震等の大規模地震が発生したとき、広範囲にわたる甚大な面的被害が現実のものとなります。町内の土木構造物や建築物が破壊され、道路の通行が阻害され、電気、ガス、水道等のライフライン施設も破壊されます。町内各所では、火災が同時多発し、町民は避難場所への安全な経路を求めます。

また、同地震では、電話をはじめとする有線系通信基盤の寸断や情報運用能力の乏しさから、情報伝達に支障をきたし、被害拡大の一因になったともいわれています。このように考えると、事前に安全な都市環境を整備するとともに、その運用面に関しても本計画にしたがい十分な対策を実施するものとします。

本町の都市構造の安全性の強化に関しては、平成29年3月に策定された「松田都市計画に係る市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」「松田町都市計画マスタープラン」に基づき、災害に強いまちづくりを目指すものとします。とくに松田駅・新松田駅周辺地区においては、震災発生時、火災の延焼等による被害の発生が予想されるため、災害の発生防止と町民の安全な避難の確保等に必要な施策を総合的に展開し、防災機能の向上を図るものです。

また、「松田町まちづくり条例」の運用を図り、良好な生活環境を創出し、健全かつ安全な災害に強いまちづくりを推進するものとします。

(1) 土地利用計画の推進

災害に強いまちづくりは、適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に地震防災の観点から上下水道、生活道路、公園等の整備及び商業地域における開発の推進を図るものとします。

町は、土地利用計画に基づく適切な指導・誘導等により、安全・安心のまちづくりを促進します。また、市街地の環境の整備と防災性の向上に資するため、優良建築物等整備事業等の諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進します。さらに、市街地における安全性を高めるための計画的な整備を進め、広幅員道路、駅前広場、公園等の確保等により、一層の防災性の向上を図ります。

(2) 道路網の整備

道路は交通施設としての機能のほか、災害時における避難路として重要な防災空間となるため、道路網の整備は、既存道路の機能確保から早期に整備を図ります。

(3) 公園及び緑地の整備

公園及び緑地は、平時においては町民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たすことから、避難路として機能する道路の緑化も含めて、

防災空間（オープンスペース）を確保します。

（４）市街地の開発

都市基盤の整備は、都市防災上最も重要な課題といえる。都市基盤の未整備な地区では道路の不足や狭い道路幅員、また公共空地の不足などから、災害時における諸活動に多大な支障をきたすおそれがあるため、これらの地域では、市街地再開発事業等の面的整備により、一体的な整備を図り、良好な公共施設を備えた市街地環境整備を促進します。特に、都市計画法に基づく開発の許可に当たっては、安全性に配慮した指導を行います。

2. 建造物災害予防

主管課	まちづくり課
-----	--------

(1) 松田町まちづくり条例の遵守

良好な生活環境の創出により、健全かつ安全で災害にも強いまちづくりを推進するため、別に定められた「松田町まちづくり条例」に基づいたまちづくりを推進します。

(2) 不燃化及び耐震性建築の推進

今後建築物が密集し、震災により多く被害を生ずるおそれがある地域については、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進するものとします。

また、町の既存建築物については、耐震診断を行い、補強をするなどの措置の推進を図ります（資料編【資料52】建造物の耐震診断基準を参照）。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

町内には、安全性が危惧されるブロック塀（石塀を含む）の存在が見受けられます。ブロック塀（石塀を含む）の倒壊による避難経路の遮断や歩行者の被害を防止するため「危険ブロック等撤去費補助制度」と、「生垣設置奨励補助金」の活用によりブロック塀の転倒防止対策を促進するものです。

(4) 防災空間の確保

① 市街地の整備

地域の特性に応じ、新松田駅北口や南口において計画的な市街地や街並みを形成するものとします。

② 道路の整備

道路は、交通機能のほか、防火帯、避難路、緊急輸送道路等の防火空間としての機能をもっていることから、幹線道路の整備を図ります。

3. 公共施設等の安全確保

主管課	まちづくり課
関係課等	環境上下水道課

地震の発生により、道路、橋梁その他の公共施設等が被害を受けると、町民の日常生活に重大な支障が生ずるだけでなく、町民の避難、消防活動、医療活動その他の各種応急対策活動に困難をきたすこととなります。

このため、これらの公共施設等が地震の発生に対しても、その機能が確保されるよう、施設の危険箇所等の調査を実施するとともに、補修工事、耐震補強を実施するものとします。

(1) 道路、橋梁の整備

道路、橋梁等は、交通機能のほか、重要な防災機能を併せもっているため、早期に都市計画街路・幹線道路を整備します。

- ① 地震発生時において、歩行者が安全に通行できるよう歩道等の安全を期すものとします。
- ② 横断歩道橋の安全点検を実施し、補強等が必要となった横断歩道橋があった場合、必要な補強工事を実施します。

(2) 河川等の整備

地震の発生により河川管理施設が破壊し、水害等二次災害の発生が予想される河川については、必要に応じ改修、整備するものとします。

酒匂川、川音川、中津川、虫沢川の2級河川については、神奈川県に対し整備の促進を要請します。

(3) 上下水道施設の整備

① 上下水道の耐震化

老朽管については計画的に順次布設替えを実施し、地震に強い管路システムの形成を図る。速やかに応急復旧ができるよう必要な資機材を備えておくものとします。

② 応援体制の整備

給水系統相互間で配水の弾力的対応ができるよう協議を進める。具体的には、県西地域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援協定により、早期に隣接市町村間の協力が確保できる体制を整えるものとします。

(4) 公共建築物等の耐震性の強化

公共建築物、医療施設については、事前の耐震診断に基づき補強・補修工事を実施する一方、円滑な災害応急対策が可能な状態にします。

また、施設の耐震性に係るリストを公表するとともに、屋上に施設名や番号等を表示します。なお、避難所として使用する施設の耐震診断・改修状況は次のとおりとなっています。

番号	名 称	設置年度	改修状況
1	町屋地域集会施設	H 2 3	A
2	店屋場地域集会施設	H 1 1	A
3	神山地域集会施設	H 1 7	A
4	茶屋地域集会施設	H 1 4	A
5	河内児童センター	S 5 7	C
6	中丸地域集会施設	H 1 3	A
7	仲町地域集会施設	H 3	B
8	谷戸地域集会施設	H 2 9	A
9	沢尻地域集会施設	H 2 0	A
10	宮前地域集会施設	H 1	B
11	かなん沢・中里地域集会施設	H 2	B
12	城山地域集会施設	S 6 2	C
13	仲町屋地域集会施設	S 6 3	B
14	松田町民文化センター	S 5 6	E
15	松田町体育館	S 3 8	F
16	松田中学校屋内運動場	S 5 3	D
17	松田小学校屋内運動場	S 4 7	E
18	松田幼稚園	H 1	B
19	萱沼地域集会施設	H 2 9	A
20	弥勒寺多目的集会施設	H 1	B
21	中山地域集会施設	H 6	A
22	土佐原公民館	S 5 3	F
23	宇津茂地域集会施設	S 6 2	B
24	大寺地域集会施設	H 2 4	A
25	宮地多目的集会施設	S 6 0	C
26	虫沢地域集会施設	H 2 2	A
27	田代地域集会施設	S 6 2	C
28	湯の沢児童センター	S 5 5	E
29	寄幼稚園	S 5 8	C
30	寄中学校屋内運動場	H 1 2	A

凡 例	改修状況	区 分	説 明		棟数
	A	新耐震基準で建築された建物	2 5 年未満（平成元年以降）		1 2 棟
	B		2 5 年以上が経過し耐震診断を実施	改修が不要	7 棟
	C			改修を実施	5 棟
	D	新耐震基準に満たない建物	耐震診断を実施	耐震改修が不要	1 棟
	E			耐震改修を実施	3 棟
	F			耐震改修が未実施	2 棟

5. 火災予防

主管課	総務課
関係課等	まちづくり課 観光経済課

本町においては、新松田駅や松田駅周辺地区を中心に一部木造家屋が密集しており、住宅の密集化等により、地震にともなう大規模火災の発生が懸念されます。これまでの大震災においても、住宅密集地の被害は甚大でした。このため、小田原市消防本部との連携のもとに、発災時の出火防止及び火災予防のため指導の徹底を図るとともに、消防力の充実、危険物等の安全確保を図るものとします。また、火災の延焼を防ぐため、オープンスペースの確保・整備を図ることとします。

(1) 火災予防に関する指導

① 火災予防の徹底

一般家庭に対する指導

一般家庭を戸別に巡回したとき、それぞれ単独に、あるいは相当数の地域住民が集まったとき、住宅用火災警報器、消火器及び感震ブレーカーの設置、火災実験、消火器及び消火栓ホースの取扱い方等についての指導を行い、地震時における火災の防止と消火に関する知識の徹底を図ります。

② 防火思想の普及と知識の啓発

春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒を実施することにより、町民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図ります。

(2) 小田原市消防本部の実施する対策事項

① 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度を効果的に活用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

② 防火管理者の育成

学校、病院、工場等、消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を設置するよう指導します。さらに当該防火管理者に対し、地震防災応急管理計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備点検及び火気の使用等について十分指導します。

(3) 予防査察の強化指導

消防法に規定する予防査察については、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見し、予防対策に万全を期するよう指導します。

(4) 防火基準適合表示制度の推進

ホテル旅館等不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、小田原市消防本部により防火管理者、消防用設備等及び建築構造等の防火上一定の表示基準に適合しているか否か立入り調査を行い、適合している施設に「適マーク」を交付す

ることにより、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図るものとし
ます。

(5) 消防力の整備強化

消防力の充実・強化を図るため、消防力の基準の改正を踏まえて強化方策を策定し、消防組織や消防施設等の整備、強化を図ります。

① 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織を拡充・強化し、特に消防団員を確保するとともに常設消防の強化推進を図ります。

② 消防施設等の整備、強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備、強化を図るものとし
ます。

(6) 防災空間の確保

火災の延焼防止、避難場所として有効な公園・緑地の整備を一層進めるとともに、既存の公園等をライフスポット（自活のための要素を備え、災害時に自立できる拠点）として活用できるよう、飲料水確保施設、資機材の備蓄倉庫などの整備を行います。

また、道路についても延焼防止効果が高いことから、県道の整備拡充の要望、町道の拡幅等を積極的に推進します。特に、町道については、美観等の観点からポケットパークの整備について検討しているが、防災空間としての立場からもこうしたたまり空間（道路に付帯する休憩・駐車などのためのスペース）を確保します。

第3章 地震災害応急対策計画

基本的に『地域防災計画』の「第3章 災害応急対策計画」を準用するほか、次に掲げる「建築物等震後対策」を実施するものとします。

1. 建築物等震後対策

主管課	まちづくり課
-----	--------

地方自治体には、大規模地震災害が発生した際、町民の生命、生活の安全を確保する責務があります。道路、橋梁、鉄道等の交通網被害の応急復旧、及び電話の切断や混乱の解消、停電、水道管の破裂、断水、ガス管の破裂、ガス漏れの解決などライフライン被害からの早期立ち直りは、町民生活の基礎をなすものです。また、町民の安全な居住場所の確保も行政に課せられた大きな課題です。このとき、被災した現住家屋の居住利用を継続できるかどうかを判定する必要があります。このような問題意識に立ち、平成元年度、2年度の2か年にわたる神奈川県等の調査成果を踏まえ、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定制度が発足しました。本制度は、大規模地震が発生した際、地方自治体の要請により、ボランティアとしての民間建築士の協力を得て、被災した建物が引き続き利用できるかどうかの判定を緊急に行う制度（応急危険度判定制度）です。また、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度も実施されています。

(1) 応急危険度判定士、判定コーディネーターの育成

民間の建築士に対してその意義をPRし、「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する神奈川県震災建築物応急危険度判定講習を履修し、知事の認定を受けた応急危険度判定士の計画的育成を図ります。

また、本町において、建築物震後対策を担当し応急危険度判定士を指揮する、判定コーディネーターについても、人材を育成します。

県は、判定士の養成及び体制の整備、災害補償制度の維持と資機材の整備、判定コーディネーター及び被災宅地危険度判定士の養成等を行っています。

県が行うこうした被災建築物及び被災宅地に対応するための体制整備に対し、町は適切な役割分担に基づき、マニュアル等に沿って建築物等への事前対策を図り、被災町民の安全性を確保します。

(2) 既存建築物の把握及び判定実施計画の事前策定

町内の既存建築物について、耐震性を概略把握するとともに、学校等避難所としての利用が予定されている公共施設、医療施設等の判定実施計画の事前策定を図るものとします。

(3) 大規模地震発生後の対応

大規模地震発生後、町災害対策本部は町内の建築物等の被災程度の概略把握に基づ

き、速やかに応急危険度判定を実施するかどうかの判断を行います。応急危険度判定実施の判断を下した場合、県災害対策本部を通じ、関係諸機関等に応急危険度判定実施を依頼します。

- ① 学校・体育館などの避難施設及び病院などの医療施設の判定は、地震発生後緊急に行います。
- ② その他戸建て住宅、アパートなどの建物及び被災宅地の判定は、緊急輸送道路が確保された後、迅速に実施するものとします。

(4) 震災建築物応急危険度判定とその活用

判定士の協力を得て行われる震災建築物、被災宅地応急危険度判定の調査項目は、当該建物の不同沈下の傾斜の角度、内外装材の亀裂、瓦・ガラスなどの落下の危険性等であるが、被災住宅、被災宅地での居住継続が可能かどうかの判定は余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行います。

調査済	被災程度は少ない状況
要注意	ある程度の被災が認められ、居住、利用には要注意
危険	被災の程度が著しく危険

当該建築物、宅地の所有者、占有者は、判定結果を尊重し、当面の建物、宅地の使用について対応するものとします。

第4章 地震災害復旧計画

『地域防災計画』の「第4章 災害復旧・復興計画」を準用する。

第5章 東海地震に関する事前対策

1. 対策の目的及び基本方針

(1) 対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号 以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、同法第9条の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定め、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

2. 地震防災対策強化区域

町は大震法第3条第1項に基づき、地震防災対策強化区域に指定されています。

神奈川県内の地震防災強化地域

平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	秦野市	厚木市
伊勢原市	海老名市	南足柄市	寒川町	大磯町
二宮町	中井町	大井町	松田町	山北町
開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	

(1) 基本方針

- ① この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、また軽減するため、町域を対象として、町及び防災関係機関等と調整を密にし、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するためとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとします。
- ② この計画は、大震法第6条に基づく地震防災強化計画（以下「強化計画」という。）とします。
- ③ この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから地震発生まで又は発生するおそれなくなるまでの間における事前対応策を定めるものです。
- ④ この計画は、防災関係機関等とともに引続き研究協議し、各種防災施設の整備状況等を通じて、必要な補正、整備を図り、本計画内容を見直し、整備充実を期するものとします。

3. 予防対策

主管課	総務課
関係課等	庁内全ての課、局、室

(1) 計画方針

強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震防災応急計画の作成の促進、町民の意識向上等を図ります。

(2) 緊急整備事業

東海地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所、避難経路、消防用施設、学校施設をはじめ緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。このため、町は、これらの防災施設につき県が定めた地震対策緊急整備事業計画に基づき、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとしします。

(3) 地震防災応急計画の作成

学校、病院、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、あるいは警戒宣言発令時の災害防止と社会的混乱を避けるため、町民等の安全確保を目標にそれぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

(4) 東海地震に関連する情報の知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に関する防災意識の普及を啓発するとともに、警戒宣言が発せられた場合等に町民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、自主防災組織の育成、事業所等への指導強化を図るものとしします。

- ① 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 東海地震の予知に関する知識
- ③ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- ④ 東海地震の被害想定等に関する知識
- ⑤ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣町民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

4. 警戒宣言等発令時の対策

主管課	総務課
関係課等	庁内全ての課、局、室

(1) 計画方針

町及び防災関係機関は、大震法第9条に基づき警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間において、その大規模な地震に関し、地震災害の発生防止及び地震災害の発生した場合における被害の軽減を図るため、必要な警戒宣言発令時対策（地震防災応急対策）を実施するものとします。

(2) 地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発令された場合には、大震法第16条の規定に基づき、松田町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置します。また、県は、地震災害警戒本部を設置するとともに、県西地域県政総合センターに県警戒本部現地対策本部を設置します。

(3) 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地震の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1か所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	平時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域における歪計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、これを受けて警戒宣言等の対応がとられる。東海地域における歪計3か所での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制

(4) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、防災行政通信網による県からの一斉指令を受け、町は平時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制をとります。

なお、東海地震発生のおそれがなくなると認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(5) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合の対応

気象庁から東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合には、防災行政通信網による県からの一斉指令を受け、次のような対応を図ります。

① 警戒対策連絡会議の招集

速やかに、大震法第16条の規定に基づく町地震災害警戒本部を設置できるよう、「警戒対策連絡会議」を招集します。

② 警戒対策連絡会議の構成

警戒対策連絡会議は、町長、副町長、教育長、関係課等の長で構成します。

③ 警戒対策連絡会議の協議事項

東海地震に関連する情報を収集し、関係機関へ連絡するとともに、町民へ東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたことを広報します。

④ 職員の動員

あらかじめ定めてある配備編成計画に基づき指定されている職員が参集します。なお、本情報の解除にかかわる情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(6) 警戒宣言発令時の対応

① 町地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策に係る措置の実施にあたり、直ちに松田町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を松田町庁舎内に設置し、庁舎入り口に町警戒本部の表示を行うものとします。

町長が不在又は連絡がとれない場合は、次の者が意思決定者となります。

ア 副町長（第1順位）

イ 教育長（第2順位）

ウ 総務課長（第3順位）

② 町警戒本部の廃止

ア 警戒解除宣言が発令されたときは、町警戒本部を廃止するものとします。

イ 大規模な地震が発生し、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部を設置したときは、町警戒本部は廃止されたものとします。この場合、町警戒本部の事務は自動的に町災害対策本部に引き継がれ、町警戒本部の行った決定は、引き続きその効力を有するものとします。

③ 町警戒本部の業務

町警戒本部の業務は、次のとおりとします。

ア 町民への情報提供と呼びかけ

イ 警戒宣言及び地震予知情報等の受伝達

- ウ 防災関係機関の業務に係る調整
- エ 発災後における応急対策の事前準備
- オ 国・県への応援要請
- カ その他、地震防災応急対策の実施

④ 町警戒本部の組織及び運営

町警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、松田町地震災害警戒本部条例（資料編【資料53】松田町地震災害警戒本部条例を参照）及び松田町地震災害警戒本部要綱の定めるところによります。

⑤ 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、松田町地域防災計画第1章の3節に定めるとおりとします。

⑥ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町警戒本部長（町長、以下「町警戒本部長」という。）は、警戒宣言が発令された場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

(7) 町警戒本部要員の動員配備

職員は、東海地震注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発令されたときは、あらかじめ定められた場所へ自ら参集し、若しくは町長の命令により参集し、配備体制につきます。

① 職員の配備体制

職員は、東海地震注意情報の発表、又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所定の勤務場所等に参集し、配備につくものとします。

区 分	東海地震注意情報が発表されたとき	警戒宣言が発令されたとき	東海地震が発生したとき
本 部 設 置	警戒本部を速やかに設置できる体制を整える	警戒本部を設置する	災害対策本部を設置する
配 備 体 制	警戒宣言の発令に備え、必要な対策が行えるよう、指名されたすべての職員が配備につく (町本部2号配備)	警戒宣言発令時の応急対策が速やかに行えるようすべての職員が配備につく (町本部3号配備)	警戒本部の配備体制がそのまま災害対策本部へ移行する
職員参集基準	1 自ら東海地震注意情報が発表されたことを知ったとき。 2 町長の命令を受けたとき	1 自ら警戒宣言が発令されたことを知ったとき 2 警戒本部長の命令を受けたとき	

② 参集場所

職員の参集場所は、原則として平時の勤務場所とする。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
各課長等	警戒本部設置場所
課長から指名された職員	指定された場所
寄出張所職員	寄出張所

③ 動員の発令による配備の場合の伝達方法

動員の発令の伝達は次によるが、あわせて東海地震に関連する情報又は警戒宣言の概要についても伝達します。

ア 勤務時間中における伝達の方法

勤務時間中における伝達は、町長が庁内放送若しくは各課長等を招集して速やかに伝達します。

イ 勤務時間外における伝達の方法

休日、夜間時における伝達は、総務課から各課の長に連絡し、各課の長は、各課においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡します。

④ 配備状況の報告

各課局長等は、町警戒本部が設置されたときは、職員の配備状況について町警戒本部長に報告します。

(8) 警戒宣言前の準備行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表し、町では防災行政無線等を通じ、町民等に周知します。その際、防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受け入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発令します。

その場合、町及び防災関係機関は準備行動を終了します。

(9) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

① 東海地震に関連する情報の伝達

東海地域の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達され、県から町に伝達されます。

② 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められる場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発令します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達され、防災行政無線等により伝達されます。

町からの広報

・町防災行政無線 ・あんしんメール ・ホームページ ・広報車 ・電話

《地震防災信号》

警 鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒) ●———● (約15秒)
備考1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること 3 サイレンは、“約45秒鳴動して約15秒休む”ことが反復すること	

(10) 広報対策

警戒宣言が発令された場合の社会的混乱を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施します。

① 広報活動

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報や警戒宣言の内容、災害が予想される危険箇所及び避難対象地区などについて広報するとともに、町民等が踏まえるべき事項について呼び掛けを行います。広報活動にあたっては、町民や帰宅を急ごうとする人たちの混乱を防止するとともに、外国人をはじめ要配慮者への確実な情報伝達を行うものとしします。

なお、町民等に対する東海地震に関連する情報の広報については、具体的に取るべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行います。

② 広報内容

町民に伝達する情報の内容は、概ね次のとおりとします。

- ア 冷静な行動をとるべきこと
- イ 不用な火気の始末をすること
- ウ テレビ、ラジオ等の地震関係情報に注意すること
- エ 自動車による移動を自粛すること
- オ 家具等家屋内備品の倒壊及び落下防止措置をとること
- カ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること
- キ 特に必要のない限り、食料品の買い出し等の外出は自粛すること
- ク 電話の使用を自粛すること
- ケ 自宅を離れて避難する場合は、ブレーカーを切ること。また、離散家族に向けて避難先を明記したものを残しておくこと
- コ 事前避難対象地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- サ 東海地震に関連する情報の内容
- シ その他生活関連情報等、町民などが必要とする情報

(11) 町民への呼びかけ

警戒宣言発令時に町長は、町民に対し、警戒宣言発令に伴う町民の対応行動について、防災行政無線（同報無線）を通じて呼びかけるものとします。

（１２）情報パニックの防止対策

チラシや広報及び地域防災訓練、地震防災研修会の開催等を通じ、十分な啓発を図るとともに、自主防災組織の育成とあわせ、同組織を通じた正確な情報を提供することにより、流言、デマ等不適當な情報が氾濫し、パニックを招くことを防止します。また、駅周辺等における不特定多数の町民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、防災行政無線により広報を実施します。

（１３）町が管理運営する施設、設備の安全対策

町が管理し、又は運営する施設について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき応急措置は、次のとおりとします。また、具体的措置は、各施設管理者が別に定めるところによります。

① 道路等

道路管理者は、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管する道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通規制、工事中における道路工事の中断等の措置をとるものとします。また、河川等についてもこれに準じ、水門等の閉鎖などの措置を講じます。

なお、緊急点検、巡視等の具体的な実施方法及び体制については、各管理者が別に定めるものとします。

② 不特定多数の者が出入りする施設の基本的措置

ア 警戒宣言等の伝達等

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合は、来庁者及び職員に対し非常放送及び庁内放送により、迅速にその内容を伝える。

イ 来庁者の安全確保

必要に応じて来庁者に退避の指示を実施するとともに、安全な場所に誘導する。また、庁内残留者を把握する。

ウ 施設、設備の点検

通信設備、電気設備、機械設備等の点検を直ちに実施し、発災に備える。また、次の設備は、原則として使用禁止とする。

（ア）エレベーター

（イ）冷暖房

（ウ）その他必要以外の電気、機械の運転

エ 設備、備品の転倒、落下防止

（ア）窓ガラス等の飛散防止及び落下防止措置を行う。

（イ）ロッカー、書庫等の転倒防止措置を行う。

オ 出火防止措置

（ア）火気の使用は極力避けるように周知する。

（イ）ガス器具、火気使用場所の点検を行う。

（ウ）危険物等の点検、必要な措置を行う。

- 力 受水槽等の貯水確認
受水槽等を確認し、不足の場合は補給します。また飲料用として確保する。
- キ 消防用設備の点検
防火扉、火災報知器、屋内消火栓設備、消火器、避難設備等消防用設備の点検を実施する。
- ク 発電設備の点検
停電に備え、自家発電設備の点検、整備を実施する。
- ケ その他管理する施設、設備について特に必要であると認められる点検
- ③ 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 町警戒本部が設置される庁舎の管理者は、前記（２）の基本的措置を実施するほか、次の措置を行います。
 - （ア）自家用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - （イ）無線通信機等通信手段の確保
 - （ウ）町警戒本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - イ 避難所、救護所が開設される学校等の施設管理者は、町が行う避難所、救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ④ 工事中の建築物に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。

（１４）事前避難対策等

警戒宣言が発せられた場合、土砂災害警戒区域等に指定されている避難対象地区の町民等に対し、避難の勧告、指示を行います。

本町には、神奈川県調査により指定された土砂災害警戒区域（がけ崩れ）が44箇所（資料編【資料54】）、土砂災害警戒区域（土石流）が58箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）が30箇所（資料編【資料56】）存在します（なお、現在、土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）は調査中。）。また、酒匂川、川音川沿岸の住宅地には、マグニチュード7クラスの巨大地震が発生した場合、地盤が液状化することが懸念される液状化想定区域があり、これらの地域・地区に居住する町民に対しては、適切な情報提供とともに、必要があると認められるときは、避難勧告又は避難指示（緊急）を行わなければなりません。

一方、住宅密集地の火災については、延焼拡大すれば大きな被害が発生するので、町長は、警戒宣言が発せられた場合、状況を勘案しつつ、町民等の生命及び財産を保護するため、避難勧告又は避難指示（緊急）を行うものとします。大規模災害の発生が予想される場合には、広域避難場所への収容を検討し、早期に措置するものとします。

- ① 避難勧告又は避難指示（緊急）についての措置等
 - ア 防災行政無線、広報車等による避難勧告又は避難指示（緊急）等の周知
 - イ 県地震災害警戒本部への避難状況等の報告
 - ウ 県警察に対して、町が町民に向けて避難の勧告、指示等を行った旨の通知、及び警察官による避難誘導、交通規制等の措置の実施方の依頼

- エ 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
- オ 町警戒本部と避難所を結ぶ通信連絡網（可搬式無線通信機）の開設
- カ 避難終了後の地区について、県警察官、小田原市消防本部員及び町消防団員による防災防犯パトロールの実施
- キ 予想被害の規模と切迫性等を勘案し、多数町民の安全性を一時的にせよ確保する必要があると判断される場合の広域避難場所への誘導の指示

② 避難対象地区の事前周知

町は、事前避難対象地区の町民等に対して、次の事項をあらかじめ周知徹底を図るものとします。

- ア 避難対象地区の範囲
- イ 地震の発生に伴い想定される危険の種類及び内容
- ウ 避難場所
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難勧告又は指示の伝達方法
- カ その他避難に関する注意事項

③ 避難の実施

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第26条の規定に基づき、次により避難勧告又は避難指示（緊急）を行います。避難の方法は原則徒歩とします。山間地等、避難地までの距離が遠く、徒歩避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

（ア）町長は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の町民等に対し、避難の勧告又は避難指示（緊急）を行います。

（イ）警察官は、町長が前記（1）の措置を行ういとまがないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに避難対象地区の町民等に対し立ち退きを指示することができるものとします。

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、原則として次の内容を明らかにして実施するものとします。

- （ア）避難を要する理由
- （イ）避難勧告・避難指示（緊急）の対象区域
- （ウ）避難場所
- （エ）避難経路
- （オ）その他注意事項

ウ 避難措置の周知

避難勧告又は避難指示（緊急）をした者並びに機関は、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の町民等に対してその内容の周知を図ります。

（ア）避難対象地区町民等への周知徹底

避難措置の実施者はその内容について、避難地区の町民等に対し、防災行政無線、広報車等を通じて周知の徹底を図り、なお個別にも周知を図るものとします。

(イ) 松田警察署との連絡

町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、松田警察署と相互に連絡をとります。

エ 収容施設における措置

(ア) 町は、収容施設の管理者の協力を得て、避難者に対して次の措置をとるものとします。

- ・東海地震予知情報等の伝達
- ・警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- ・飲料水、食料、寝具等の供与
- ・施設の秩序維持
- ・その他避難生活に必要な措置

(イ) 町は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示します。

オ 事前避難体制の確立

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立をものとしします。

(ア) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられたときに、避難対象地区の町民等が迅速に避難行動を開始できるよう、町はあらかじめ避難対象地区の町民との連携を密にし、避難体制の組織化を図るものとします。

(イ) 町は、避難対象地区に、あらかじめ在宅高齢者（一人暮らし高齢者等）、病人等避難に際し介護を要する者の人数及び介護者の有無等について把握し、地区、自主防災組織等との協力体制を確立しておくものとします。また、外国人、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して避難誘導等、適切な対応を実施します。

(ウ) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子ども、病人等、災害時要援護者要配慮者の保護のため、国及び県、町が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において、避難生活を運営できるものとします。

(エ) 町は、各種防災施設の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、避難計画を見直すこととします。

(15) 発災に備えた資機材、人員等の配備

町長は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、防疫医療等の措置に係る体制について次のとおり定めます。

① 食料、生活必需品、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発令された場合、地震発生後の措置に備え、食料、生活必需品、その他必要な物資の調達については、町内商工業者、工場、その他と供給協定を締結し、在庫量を把握するものとします。

② 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

ア 防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合は、当該警戒宣言に係る地震が発

生した場合において、松田町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため必要な資機材の点検整備及び配備等の準備を行うものとしてします。

イ 必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法、配備人員等具体的な措置内容は、各機関に別に定めるものとしてします。

(16) 火災、水防等対策

① 防火対策等

東海地震注意情報等が発表されたときには、消防団、小田原消防本部は地震に伴う火災の発生を防止するため次の措置を講じます。

ア 火災発生の防止、初期消火についての町民への広報

イ あらかじめ予想される火災危険地域について、消防団員及び資機材の事前配置

ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言等の収集・伝達及び周知体制の確立

エ 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難、誘導及び避難路の確保

オ 施設、事業所等に対する地震災害応急対策計画実施の指示

カ 高所見張り及び警戒巡視の実施

キ 自主防災組織等の防災活動に対する措置

ク 救急・救助体制の確保

ケ その他必要な措置

東海地震注意情報等が発表され、地震に伴う水害の発生が予想されるときには、消防団、小田原消防本部は地震に伴う水害による被害を軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 地震に備えての要員の確保、配備

(イ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言等の収集と伝達体制

(ウ) 水門等の施設の点検

(エ) 水防用資機材の点検整備及び緊急調達体制の確保

(オ) その他必要な措置

(17) 警備対策

警戒宣言が発令されたとき、それにともなう社会的混乱と発災時に予想される治安状態の悪化に備え、町長は県警察に対しあらかじめ定めた方針にのっとり適切な措置を実施することを要請するものとしてします。警戒宣言発令時等の県警察の対応は概ね下記のとおりです。

① 県警察の実施する対策の基本方針

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、東海地震の発生に関わる県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して、迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施します。

② 警備体制の確立

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒

宣言が発せられた場合は、直ちに県警察本部に警察本部長を長とする県警戒警備本部を設置し、また、松田警察署に警察署長を長とする警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立します。

③ 県警察の実施する地震防災応急対策

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、町民等の混乱防止を図るため、次の活動を実施します。

ア 情報の収集、伝達

- ・町が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- ・各種情報の収集
- ・地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- ・東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- ・道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ・自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- ・犯罪の予防等のために町民がとるべき措置
- ・不法事案を防止するための正確な情報
- ・その他混乱防止のために必要な正確な情報

ウ 社会秩序維持

大規模地震災害に対する危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- ・正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の抑止
- ・民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防取締り
- ・危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防取締り
- ・避難にともなう混乱等の防止と人命の保護
- ・避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- ・自主防犯活動等に対する措置

エ 施設等の点検及び整備

県警察通信施設等をはじめ県警察庁舎、交通信号機、道路交通施設等に関し発災に備え、その機能を保持するため点検及び整備を実施する。

(18) 飲料水の確保対策

水道事業者は、東海地震注意情報が発せられた場合、応急対策計画に定めるもののほか、町民への飲料水供給を確保するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとします。

① 飲料水の供給の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発せられた場合、町民が緊急貯水を行うこと

に留意し、それにとまなう需要増加に対処して十分な飲料水の供給を確保し、給水を継続するものとします。

② 町民への指示

水道事業者は、広報車等を利用し、飲料水の貯水等、応急給水体制について指示を与えるものとします。

(19) 電力、通信対策

① 電力関係

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言発令並びに地震災害発生時においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

② 通信関係

東日本電信電話（株）等、電気通信事業者は、警戒宣言が発令されたとき、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言前から実施します。

(20) 園児、児童、生徒等の保護対策

① 幼稚園、学校の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平時の活動を維持しつつ、情報を収集するものとします。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられたときには、原則として園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡すものとします。

また、県西教育事務所を通じて、県教育委員会へ避難状況等を報告するものとします。

② 注意情報・警戒宣言発表時の対応

ア 園長・校長等は、学校等に警戒本部を設置し、東海地震注意情報のほか、必要な情報を把握し、的確な指揮にあたります。

イ 園児・児童・生徒等については、教職員の指導のもとに全員が園・学校待機とし、保護者等引き取りがあるまで保護します。

ウ 園長・校長等は、町教育委員会に避難・誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 園長・校長等は、各施設の保安措置をとります。

オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

③ 教職員の対処・基準

ア 東海地震注意情報が発表されたときは、園児・児童・生徒等を教室に集めます。

イ 園児・児童・生徒等の避難・誘導にあたっては、氏名、人員等の把握、異常の有

- 無等を明確にし、的確に指示します。
- ウ 学級担任等は、出席簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。
 - エ 障がいのある園児・児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮します。
 - オ 園児・児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にいきます。
 - カ 園児・児童・生徒等の帰宅は、地区別、方面別等班編成を工夫し、単独の下校は避けます。
 - キ 留守家庭等で帰宅できない園児・児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
 - ク 園児・児童・生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたります。

④ 登降園、登下校時、在宅の対策

- ア 登降園、登下校時に倒壊地震注意情報が発せられた場合は、状況に応じて直ちに登園、登校あるいは帰宅するよう指導しておきます。
- イ 交通機関利用時については、関係機関の指示に従うよう指導します。
- ウ 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。
- エ 園児・児童・生徒等の引き渡しに際しては、事前に引渡者を明確にしておきます。

(21) 交通対策

県警察は、警戒宣言が発令されたときは、交通の混乱や交通事故を防止するとともに、円滑な緊急輸送、町民等の安全な非難を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。町は、町民への警戒宣言発令時の交通規制等の情報を提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

① 通行禁区域及び通行制限区域の設定

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

② 緊急交通路の確保

県警察は、緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）の中から、交通の状況に応じて緊急交通路を確保します。

③ 一般運転者の行動の要綱

- ア 警戒宣言発令と同時に走行中の車両は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- イ 車両を置いて避難する場合には、車両をできる限り路外に止め、やむを得ないときは、道路の左端に駐車させる。この場合にあっては、エンジンを止めエンジンキーを付けたままにし、車両の窓を閉め、ドアをロックしないこと。

また、駐車するときは、避難する人の通行や、地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所に駐車しないこと。

ウ 警戒宣言発令後は、避難等のために車両を使用しないこと。

エ 危険物等を運搬する車両の運転者は、①の措置後、当該車両をできるだけ最寄りの空地等の路外に止め、発災時に引火爆発、漏洩等が生じないように、その措置の万全を図ること。

(22) 緊急輸送対策

町は、緊急輸送を実施するため、関係機関と協力し、あらかじめ指定した緊急輸送道路の円滑な確保に向け、準備を実施します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮します。

① 緊急輸送車両の任務

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示

イ 消防、水防、その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護

エ 施設及び設備の整備及び点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、その他当該大規模地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品、その他の物資の確保、清掃防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(ア) 緊急輸送車両の確認申請

(イ) 緊急輸送車両の確認申請は、県警察に対して行うものとします。

② 緊急輸送の実施

ア 警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりです。

(ア) 地震防災応急対策実施要員

(イ) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

(ウ) その他町警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

イ 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町警戒本部において必要な調整を行うものとします。

ウ 本町における緊急輸送ルートは、町警戒本部と各地区公共施設並びに町広域避難所を結ぶルートを指定するものとします。

エ 緊急輸送車両等の確保

(ア) 町及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送用車両等の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量及び確保先については、県トラック協会、運送会社等との輸送協定によるものとします。

(イ) 町は、輸送手段について、県に対し支援を要請することができます。

(23) 関係機関等との連絡調整及び応援要請

① 関係機関等との連絡調整

町は、警戒宣言発令時において、地震防災応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとします。

② 関係機関等への応援要請

町は、警戒宣言発令時において、地震防災応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとします。

(24) 施設、設備の点検及び緊急措置

警戒宣言の発令にともない、町長は、町内の道路や河川の管理者、及び公的施設整備の管理者に対し、以下の緊急措置をとるよう要請する。本町が管理する施設整備についても、同様の緊急措置をとるものとします。

① 道路

ア 道路管理者は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通規制、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとします。

イ 地震が発生した場合、災害が発生するおそれのある区域内では、警戒宣言が発せられた場合に実施する道路管理上の措置を講ずるものとします。

② 河川

河川管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の閉鎖、工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。

③ 施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置

ア 施設、設備の点検

地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、町が管理する施設、設備について、来庁者、通行人等の第三者に被害を及ぼさないよう点検を実施するものとします。

・火気使用設備の点検

警戒宣言が発令されたときは、火気使用は極力制限し、防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講じる。

・消防用設備の点検

火災報知装置、消火栓、防火戸の点検及び消火器の確認をする。

- 自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検をする。

- 受水槽等への緊急貯水
- 落下、倒壊、危険性のある備品等の点検

屋内にある蛍光灯、標示版及びロッカー等の転落、転倒しやすい備品の落下防止及び固定の措置を講じる。また、防犯灯等屋外の施設、設備についても点検及び警告措置を講じる。

- 発火、流失、爆発のおそれのある危険物の点検
- その他管理する施設、設備等についての必要な点検

イ 緊急にとるべき措置

- 防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食糧、飲料水、資機材（ラジオ、懐中電灯等）を確保

- 無線通信機等通信手段の確保

発災に備えて、防災行政無線、有線、その他の通信手段を確認、確保

④ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。なお、倒壊、落下等に対する補強・防止措置は実施します。

⑤ 避難所等の安全確認

町は、発災後の避難の実施に備えて、避難場所及びその他の避難施設について安全確保のための点検を行うものとします。

⑥ 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

町警戒本部からの指示の伝達及び情報収集は、避難場所又は応急救護所に携帯無線局を設置することにより行うものとし、未設置の場合の措置としては、無線機搭載の車両等の配備をもってあてるものとします。

(25) 鉄道等の公共輸送対策

警戒宣言が発令されたとき、町長は、本町の公共輸送をになう鉄道、及び路線バスを経営する事業者に対して、それぞれの地震防災応急計画にしたがった運行を要請するものとします。東海地震の強化地域に全域指定されている本町が要請する内容は、概ね次のとおりです。

① 鉄道

ア 鉄道事業者は、警戒宣言発令時に、原則として以下の方針に従い対応します。なお、注意情報発表時は、安全に配慮しながら運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

(ア) 町内を含む強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転し、そこで停車し、待機等の措置をとります。

(イ) 強化地域外を運転する列車に関しては、十分な安全を確保のうえ、安全に配慮しながら運行の継続を確保します。

(ウ) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後列車の運転を行います。

イ 東海旅客鉄道（株）

(ア) 強化地域に係る措置

a 列車の運行を中止

b 運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車

(イ) 強化地域外における措置

a 強化地域内への列車の進入は、禁止する。

b 折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

ウ 小田急電鉄（株）

(ア) 本町を含む強化地域内

原則として、最寄りの駅まで安全な速度で運行し、以後の運転を休止します。

(イ) 強化地域外

(警戒宣言当日)

休止区間を除き、45km/h以下で運行するものとする。なお、特別急行列車及び急行列車は運転を中止します。

(翌日以降)

地震に備えたダイヤを編成し、可能な範囲の運行に努めます。

② 路線バス

基本方針

ア 本町を含む強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を各社地震防災応急計画の定めるところにしたがい、運行を中止します。

イ 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時の運行計画の定めるところにより、安全に配慮しながら運行を継続します。

(ア) 警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置をとります。

(イ) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。

(ウ) 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のために適切な措置をとります。

(エ) 警戒宣言が発令された翌日以降については、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

(26) 帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられた時、公共交通機関の運行停止等により、発生する帰宅困難者については、次のように対処するものとします。

① 一斉帰宅者の発生の抑制

ア 基本原則の周知

町は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

イ 帰宅困難者への必要な情報の提供

町及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報を提供します。

② 帰宅困難者への支援

ア 避難場所の提供

帰宅の手段を失い、駅周辺や観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時滞在施設を提供します。一時滞在施設は、町立公民館（町民文化センター）、萱沼・城山・宮地・田代・河内の各地域集会施設及び湯の沢児童センターとします。

イ 避難誘導及び治安維持等

（ア）土地勘のない観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。

（イ）駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。

（ウ）町は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者等とも連携して行います。

ウ 松田警察署は、治安の維持を確保し、町等と連携し交通安全を確保します。

③ 帰宅困難者の把握

町は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握するものとします。

④ 避難場所における措置

町は、避難場所において次の措置をとります。

ア 町災害対策本部と避難場所との通信体制の確保

イ 災害時要援護者要配慮者等に対する救護措置

ウ 飲料水等の供給体制の確保

エ 交通機関の運行状況の把握及び周知

オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供

カ その他必要な措置

⑤ 県への報告

町災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力を要請します。

（27）医療機関・福祉施設対策

警戒宣言が発せられたとき、町は地震発生後の救急医療対策の事前準備対策を実施するとともに、医療機器、医薬品の調達準備等の措置をとるものとします。

① 地区医師会等に対する協力要請

町は、警戒宣言が発令されたとき、神奈川県医師会救護隊足柄上支部に医療救護班の編成を要請します。また、町において編成する医療救護班のみでは、応急救護対策が困難であると町長が認めるときは、県知事に対して、医療救護を要請します。

② 医療器材、医薬品の緊急調達の準備

町は医療救護活動に必要な医療器材及び医薬品の緊急調達を迅速に行うため、医薬品等の供給に関する協定書を締結している事業者等に対し、在庫量の確認その他必要な措置を実施するものとします。

③ 医療機関の対策

警戒宣言が発令されたとき、町内各医療機関は速やかにあらかじめ定められた対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに、医療機能を維持するものとします。

なお、警戒宣言発令時対策の概要は、概ね次のとおりとします。

ア 警戒宣言発令という事実の周知

イ 消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下・移動の防止及び出火防止対策を実施

ウ 入院患者等の安全の確保

エ 発災後への備え、医薬品、血液、治療材料等を確保するとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

④ 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発令した時、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため、次の措置をとるものとする。

ア 警戒宣言発令という事実の周知

警戒宣言が発せられたことについて、職員、利用者等への周知の徹底

イ 施設・設備の点検

ウ 落下物等の防止措置

エ 食料・飲料水等の確保

オ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

入所者等の保護のため、施設の安全性を考慮し、他の社会福祉施設等への移送あるいは保護者への引き渡しを実施します。

(28) 不特定多数の人々が入り出る施設の対策

町長は、警戒宣言が発令されたとき、小売店や不特定多数の人々が集まる施設に対し、次の対応を要請します。

① 警戒宣言発令時の対応

ア 小売店等の対応

警戒宣言発令時における営業は、概ね次のとおりとします。

食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う店舗については、従業員と食品の衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

イ 施設管理者の措置

不特定多数が入り出る施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

(ア) 情報の収集

(イ) 利用者等への情報伝達

(ウ) 退避誘導の確保

- a 非常出口、退避方向の指示
 - b 利用者の整理、誘導
 - c 退避場所及び経路の指示
- (工) 施設の点検・安全措置
- a 火気使用器具の使用停止
 - b ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
 - c ボンベ、燃料タンクの固定確認
 - d 消防用設備等の点検、作動確認
 - e 受水槽の確認、給水
 - f 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
 - g 非常持出品の準備
 - h その他必要な措置

(29) 金融機関の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払戻しについても、来店中の顧客の払戻しが終了次第停止します。ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等（現金自動支払機を含む。）の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めることとします。

警戒解除宣言が発せられた場合は、可及的速やかに平常の営業を行うことを求めます。

郵便局における業務の取扱を停止します。ただし、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金の払戻しの窓口取扱等を行い、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱を行うこととします。

(30) 事業所等の措置

① 警戒宣言が発令された時の事業所の対応

ア 防災管理者、保安管理者等を中心に地震災害を防止し、又は軽減するための体制を確立します。

イ テレビ、ラジオ等から十分な関係情報を入手し、その内容を顧客・従業員等に迅速・正確に伝達します。

ウ 事業所内で作成された地震防災応急計画ないしは防災計画に定められた役割分担にしたがって、地震災害を防止し、又は軽減するため、次の措置を実施します。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止します。

(イ) 建物の防火上、又は避難において重要な施設及び消火用設備等を点検します。

(ウ) 薬品類、危険物等の流出・漏洩防止を行います。

(エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止措置を実施します。

- エ 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。
- オ 飲料水、非常食糧、医薬品等を確保します。
- カ その他それぞれの事業所の特性に従い必要と思われる措置を講じます。

② 事業所等の従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで時差退社させます。

ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩又は自転車によるものとし、公共交通機関等の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、本町を含む強化地域内では鉄道の運転が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

(31) 緊急整備事業の推進

本町は、大規模地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、関連事業との整合を図りながら、早急に所管するところの各種防災関係施設の整備を図るものとします。

① 政令指定事業の促進

町は、大震法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進します。

② 政令指定外事業の整備促進

町は、大震法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設以外の震災対策関連事業についても、必要に応じその整備を促進します。

③ 地震防災対策特別措置法に基づき緊急に整備すべき施設の種類の種類

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画において整備すべき施設として、次のようなものがあげられます。

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 緊急輸送を確保するため必要な道路等
- オ 通信施設
- カ 耐震性貯水槽
- キ 備蓄倉庫
- ク 発電機
- ケ その他町長が必要と認める設備

(32) 救援対策等

① 食料の確保

ア 町は、東海地震注意情報が発令されたときは、震災害の発生に備えて直ちに次

のことは行います。

(ア) 食料調達体制の点検、確認

農林水産省（並びに関東農政局横浜地域センター）及び関係団体等と連携をとり、食料調達体制の確認を行うとともに、現在の食料の保有数量等を把握します。

イ 町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

② 給水

ア 飲料水の事前確保

町は、警戒宣言発令とともに、広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需要家（一般家庭、その他の施設）に対して飲料水確保のための緊急貯水と呼びかけます。

イ 給水量の確保

町は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

(ア) 町は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

(イ) 地震災害の発生に備えて、鋼板プールを速やかに使用できるよう体制を整えます。

③ 生活必需物資等

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。また、物資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

④ 物価高騰の防止等のための要請

町は、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価の高騰や、事業者による買占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。また、町民が落ち着いた消費行動が取れるよう生活必需品の供給状況等について、必要な情報を提供します。

5. 南海トラフ地震に関連する情報

昭和53年に施行された「大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という）」では、マグニチュード8クラスの大規模地震の前兆となる地殻変動を事前に検知できる可能性があるとする当時の科学的知見を踏まえ、切迫する大規模地震に対応した防災体制の整備強化を図ることとされてきました。

しかし、平成29年11月1日から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を気象庁がお知らせする「南海トラフ地震に関連する情報」の運用の開始に伴い、現在は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」は発表されなくなっています。

現行法である大震法の改正等を含め、南海トラフ地震に関する新たな防災対策への移行が行われるまでは従前のままの記載とします。

南海トラフ地震に関連する情報

(気象庁)

情報発表条件	
定 例	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場
臨 時	○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

※：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

第3編 風水害災害対策計画

この計画は、台風や集中豪雨といった大雨により発生するおそれのある「土石流」及び「がけ崩れ」災害について、町民の生命、身体を守ることを目的に土砂災害防止対策及び警戒避難体制等の応急対策について定めるものであります。

また、水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図（資料編【資料17】参照）を作成しています。浸水想定区域図は、平成29年の水防法の改正に基づき、神奈川県が酒匂川、川音川の氾濫に伴う浸水想定区域をシミュレーションにより指定したもので、年超過1000分の1規模の洪水を想定し、浸水の範囲と水深を示しています。平成30年に県から公表された浸水想定では、川音川の氾濫により松田町から大井町、小田原市まで被害が広がることから、町域を超えた広域避難について検討を進めています。

本町では、ひとたび大災害が発生した場合、大規模かつ複雑な被害を生じることが予想されるため、このような被害の拡大を事前に防止するため、町、県、防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、予防体策を積極的に推進します。

1. 災害時の応急活動対策

主管課	総務課安全防災対策室
関係課等	まちづくり課

災害発生直前の対策風水害は、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能です。したがって、被害を軽減するためには、町、関係機関、報道関係を通じた情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策がきわめて重要となります。その際に、町は、要配慮者に配慮するとともに、町民にとってわかりやすい情報を伝達します。

(1) 警戒及び注意の喚起

町は、平時から洪水等により浸水が予想される区域及びがけ崩れ等予想危険箇所等の関係町民に対して、周知徹底を図り、降雨時等に町民が混乱なく避難できるよう周知します。また、風水害が発生するおそれがあるときは、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報、土砂災害警戒情報等に十分注意します。さらに、洪水等により浸水が予想される区域等の警戒活動を行います。

(2) 災害未然防止活動

町は、災害の未然防止を図るため、県と協力して、随時、区域内の河川等を巡視します。水防上危険な箇所があったときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒を更に厳重に行い、事態に即応した措置を講じます。

(3) 避難のための立ち退き等

町長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害を防止するため、特に必要と認めるときは、まず初めに、町民に対して避難の準備及び要配慮者に対して

避難のための立ち退きの開始を呼びかけます。次に避難勧告又は指示を行います。なお、避難勧告等の発令では、次の基準を参考にします。

【避難勧告等の発令の判断基準(1)：一般的基準】

- ア がけ崩れ等により危険が切迫しているとき。
- イ 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、本町においても避難を要すると判断されるとき。
- ウ 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- エ 河川の水位が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- オ 避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- カ その他、町民等の生命又は身体を風水害から保護するため必要と認められるとき。

2. 水防対策

主管課	総務課安全防災対策室
関係課等	まちづくり課

本計画は、洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るための組織及び活動等について定めます。

(1) 水防組織

① 町水防本部の設置

水防活動の万全を期するため、町水防本部を設置する。町水防本部の組織及び所掌事務は別に定めるところによります。

② 水防隊の組織

町水防本部は、消防団をもって水防隊を編成する（資料編【資料27】水防隊編成図を参照）。

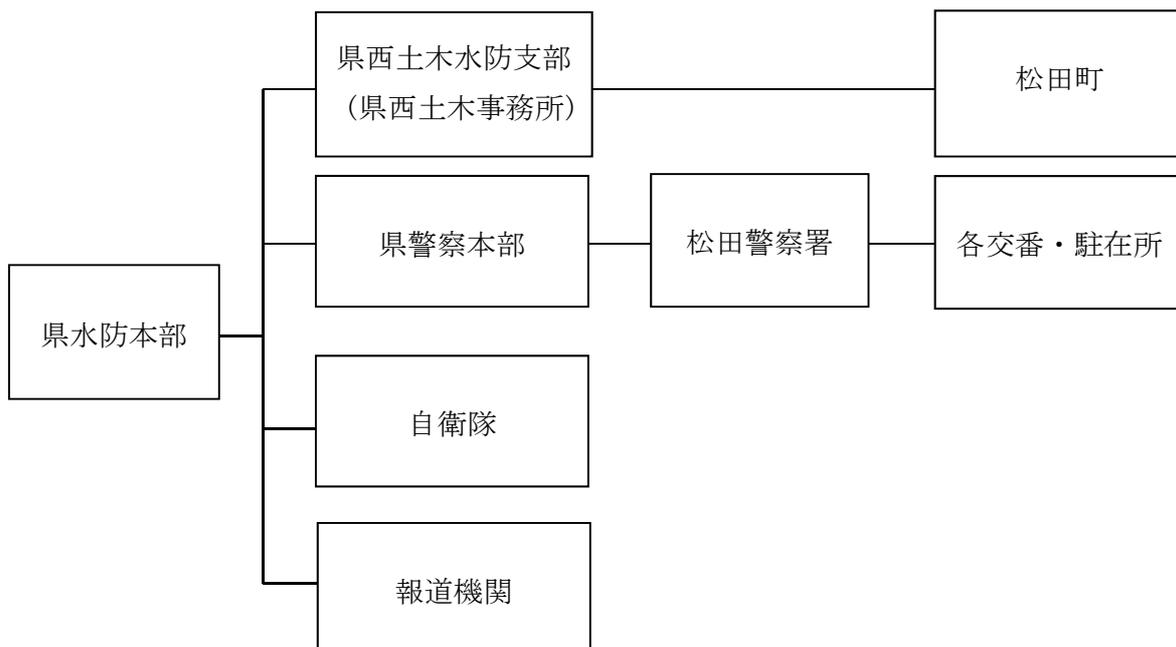
③ 指令及び情報交換

ア 町水防本部から発せられる水防活動に関する命令及び指令は、総務課から水防隊長に伝達されます。

イ 各部の災害情報は、総務課を通じて、水防隊長と交換されます。

(2) 水防警報

水防警報の取扱いは、神奈川県水防計画の定めるところに従うものとするが、その伝達系統は次のとおりとします。



水防警報の種類と内容

種類	内 容	発 表 基 準
待機	○出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ○水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、護岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、護岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関の出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、護岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川、護岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、護岸等の状況が解消したと認めるとき。

（3）警戒配備及び非常配備

① 1号配備（準備体制）

水防隊の副隊長（消防団副団長）以上は町水防本部に出勤し、他の隊員は全員自宅又は消防詰所に待機します。

② 2号配備（警戒体制）

水防隊の副隊長（消防団副団長）以上は1号配備と同様町水防本部に出勤し、他の隊員は全員消防詰所に待機します。

③ 3号配備（非常配備）

水防隊の各分隊長（消防団分団長）は、巡ら班を編成して管内の警らを行い、その状況を本部に連絡し、本部の指示により活動を開始します。

（4）水防資機材及び輸送

① 水防用資機材

ア 水防活動の万全を期するため常時、水防資機材を準備しておくものとします。

イ 備蓄場所

松田町第1水防倉庫、松田町第2水防倉庫

② 輸送

水防用資機材、要員等の輸送は消防機動力を活用して行うものとします。ただし、状況に応じ必要とする場合は、民間の車両の応援協力を要請します。

(5) 公用負担

① 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び水防隊長（消防団長）は次の権限を行使することができます。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土のう、竹木、その他資材の使用

ウ 運搬用具の使用

エ 工作物、その他障害物の処分

(6) 水防標識

① 水防のために出動する車両等は所定の標識を用いるものとします（資料編【資料47】水防標識を参照）。

② 水防要員である町職員は、所定の腕章を着用するものとします（資料編【資料49】水防腕章を参照）。

(7) 決壊等の通報及び措置

① 堤防等が決壊し、またこれに準ずるような事態が発生した場合には、これを発見した水防隊員又は町水防本部要員は直ちにその旨を町水防本部に通報するものとする。水防管理者は、これを県西土木水防支部長及び災害が予想される方面の隣接水防管理団体に通報しなければなりません。

② 水防管理者及び消防機関の長は堤防その他の施設が決壊したときにおいては、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないようにしなければなりません。

(8) 立退きの指示

洪水、その他により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立退き、又はその準備を指示することができます。水防管理者が指示したときは、松田警察署長及び県西土木水防支部長を経由して県水防本部長に遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(9) 水防信号

水防信号は次に掲げるものとします（資料編【資料50】水防信号を参照）。（昭和24年10月6日神奈川県水防信号規則）

① 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの

② 第2信号 水防隊員（消防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

- ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
- ④ 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

3. 土砂災害防止対策

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	まちづくり課

県では、平成24年に、町の意見を聞いて、土石流災害のおそれのある区域を把握し、土砂災害警戒区域等を指定しました。また、土砂災害により著しい被害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可、既存住宅の移転の勧告等を行うことになっています。

指定された地域では、豪雨等によるがけ崩れや土石流等の土砂災害の発生するおそれがあります。多くの家屋は、この山間地に散在しているため、がけ崩れや土石流等による被害は相当大なるものが予想されるものです。これらの被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、概ね次の対策を定めます。

(1) 避難計画の整備

町は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、土砂災害警戒区域（がけ崩れ・土石流）等（資料編【資料56】）における警戒、避難対策計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難場所の指定を進めます。また、危険な箇所に住する町民や事業所等の従業員に対し周知を徹底します。

(2) 土砂災害防止施設の整備等

県は、降雨、地震等によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等のうち、優先度の高い箇所から関係法に基づく区域指定を行い整備するとともに、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置し、町民に周知を徹底することになっています。また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行うことになっています。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に伴う土砂災害警戒区域等の指定状況

平成31年3月31日現在（県砂防海岸課）

土砂災害警戒区域（がけ崩れ）

資料編【資料54】

自然現象の種類	地区名	指定区域数	
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
がけ崩れ	寄	24	調査中
	その他地区	20	調査中

土砂災害警戒区域（土石流）

資料編【資料56】

自然現象の種類	地区名	指定区域数	
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
土石流	寄	38	18
	その他地区	20	12

(3) 土砂災害に関する避難勧告等の基準

土石流等の土砂災害に関する避難準備勧告、避難勧告及び避難指示等は、次の基準とします。

内閣府：避難勧告等に関するガイドライン② 平成29年1月

区 分	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ・数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されかつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に達」した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合

(4) 災害防止教育・指導

町は、土砂災害警戒区域等のがけ地の点検を土地管理者に奨励するとともに、必要に応じて崩落するおそれがある箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底します。また、これら土砂災害警戒区域等の周知徹底を行い、災害発生時における町民の避難誘導に十分配慮します。

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該土砂災害警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。

(5) 防災体制の整備等

各種公共的施設を土砂災害から守るために、町では施設の管理者に対して県と協

力して、土砂災害警戒区域等、避難場所、土砂災害警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立などの防災体制の整備をするよう指導します。

また、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造規制、特定の開発に対する許可や既存建築物の移転の勧告を行います。

（6）防災知識の普及徹底

がけ崩れや土石流等の災害の特殊性から、町民、特に危険な箇所の町民に対するがけ崩れや土石流等の土砂災害等の災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項です。この普及にあたっては、危険地域の町民に対して周知徹底を図る必要のある重点事項は、概ね次のとおりです。

① 関係町民が日常から準備しておくべき事項

ア 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。

イ 自分の住んでいる周りの裏山、がけ、溪流等の危険な箇所を把握しておく。

ウ 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

② がけを見回ってまず応急措置をする。

ア 崩れそうな土砂は取除く。

イ がけ側に雨水や汚水が流れこまないように、板や土のう等で排水路を作って水はけをよくする。

ウ がけ上の地盤の割れ目には、雨水が入らないように砂やモルタルを詰めること。

エ 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。

オ 木の仮土留でくさっている木材は、取り替えて補強すること。

カ 石垣等に亀裂の入っているところは修理し、崩れそうな石垣などは補強すること。

キ がけ下やがけの途中で湧き水のあるところは、特に危険なため、水はけの処理をよくすること。

③ がけの下の土地については、次のことに注意する。

ア がけ下を切土したままになっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。

イ がけの根元は、雨水、汚水、湧き水などが溜まらないように水はけをよくすること。

ウ 高いがけ下で石垣等だけでは安全とならないところは、防土堤をつくること。

④ がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意する。

ア 雨樋のない所には雨樋をつくること。

イ 下水や雨樋からの雨水は、流し放しにせず下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。

ウ 下水管で細いものや土等の詰まっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけを良くすること。

エ 吸い込み枳、池、ごみ捨ての穴などはつぐらないこと。

オ 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合って安全な排水施設をつくること。

⑤ 危険地域の居住者は、次のことに注意する。

ア 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。

イ 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。

ウ 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、老人や子供は早めに避難させること。

エ 平時から避難について心がけておくこと。

4. 浸水対策

主管課	総務課安全防災担当室
関係課等	まちづくり課

全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水被害が生じているため、町では、予防対策の推進を図ります。また、県では、水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図（資料編【資料17】参照）を作成しています。浸水想定区域図は、一定量以上の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。

（1）警戒水位に達した場合の情報伝達

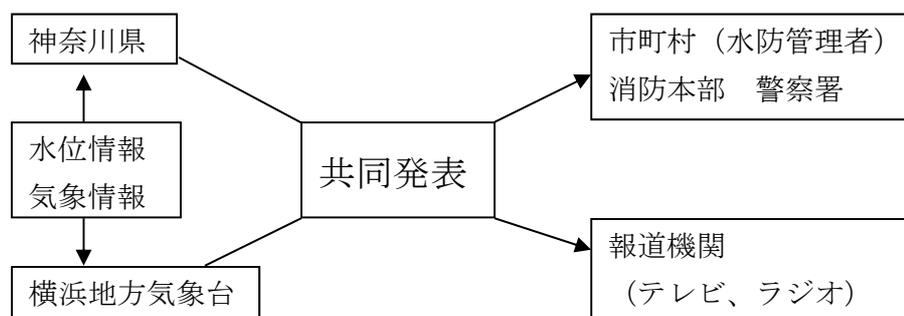
県においては、「水位情報を周知する河川」において、「避難判断水位（特別警戒水位）」の設定を行っています。「避難判断水位（特別警戒水位）」とは、氾濫するおそれのある危険水位には至らないものの、氾濫を警戒すべき警戒水位を超え、いつ氾濫してもおかしくない水位であり、町民が避難する時間を考えて設定されるものです。この水位に達したときには、国及び県は、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、ホームページや電話応答装置などで一般に周知します。この場合、町は迅速かつ確かな判断の基に避難が必要な地域町民に対し、避難勧告、指示等を発するものとします。

（2）避難体制の整備

町は、浸水想定区域図をもとに河川洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動に資するとともに、洪水等の災害に対する意識の高揚を図ります。

（3）洪水予報等の情報伝達

酒匂川洪水予報は、降雨の状況により今後の水位がどのように変化するかを神奈川県と気象台が予測し、一定の基準水位を超えると予想されるときに、関係機関及びテレビ、ラジオ等を通して発表するものです。その洪水予報等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び町民へ周知します。



洪水予報の種類

予報の種類	予報の意味等
氾濫注意情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。(避難準備情報の発令)
氾濫警戒情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれているとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。(避難勧告等の発令)
氾濫危険情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。(町民の避難完了)
氾濫発生情報	該当河川の洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。

出動等の目安

基準	出動等の目安
水防団待機水位	水防団が出動するための待機する水位
氾濫注意水位	避難準備情報等の発令判断の目安、町民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団出動の目安となる水位
避難判断水位	避難勧告等の発令判断の目安、町民の非難判断の参考となる水位
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

基準水位

(神奈川県雨量水位情報)

河川名	酒匂川		川音川	中津川
	平山(山北町)	宮下	川音	田代橋
水防団待機水位	2.00m	1.40m	0.40m	1.10m
氾濫注意水位	3.00m	2.30m	0.70m	1.40m
避難判断水位	4.80m	2.80m	0.95m	3.05m
氾濫危険水位	6.00m	3.80m	1.80m	4.20m

第4編 特殊災害対策計画

本計画は、地震災害及び風水害以外の自然災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定めるものです。特殊災害対策として、火山災害対策、危険物等の災害対策、大規模事故対策、放射性物質災害対策を示します。なお、特殊災害については、その性質上、本町単独での対応が難しいことも予想されるため、町は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応するものとします。

第1章 火山災害対策計画

主管課	総務課
-----	-----

富士山、又は箱根山等が噴火したときは、町内では、噴出物や降灰等による負傷者の発生や農作物の被害、土石流、河川の氾濫などの被害の可能性が考えられます。

火山災害については、その活動状況から災害発生の危険性をある程度予測することが可能であることから、本節では、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条の規定に基づき、箱根火山又は富士山が噴火した場合における火山情報の伝達体制等について、必要な事項を定めるものとします。

（1）異常現象発見の通報義務

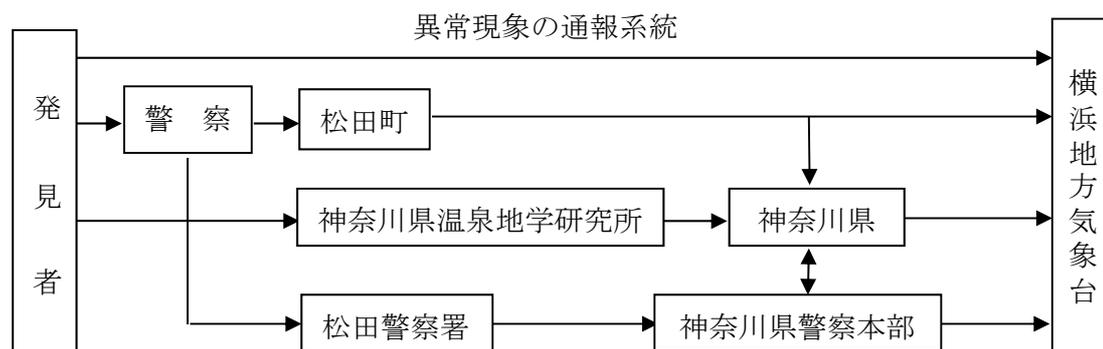
火山活動に関する異常な現象を発見した者は、直ちに町長若しくは松田警察署に通報するものとする。町長が通報を受けた場合、速やかに関係機関に伝達します。

① 通報を要する異常現象

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれにともなう降灰砂等
- イ 火山地帯での火映又は鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での湧泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

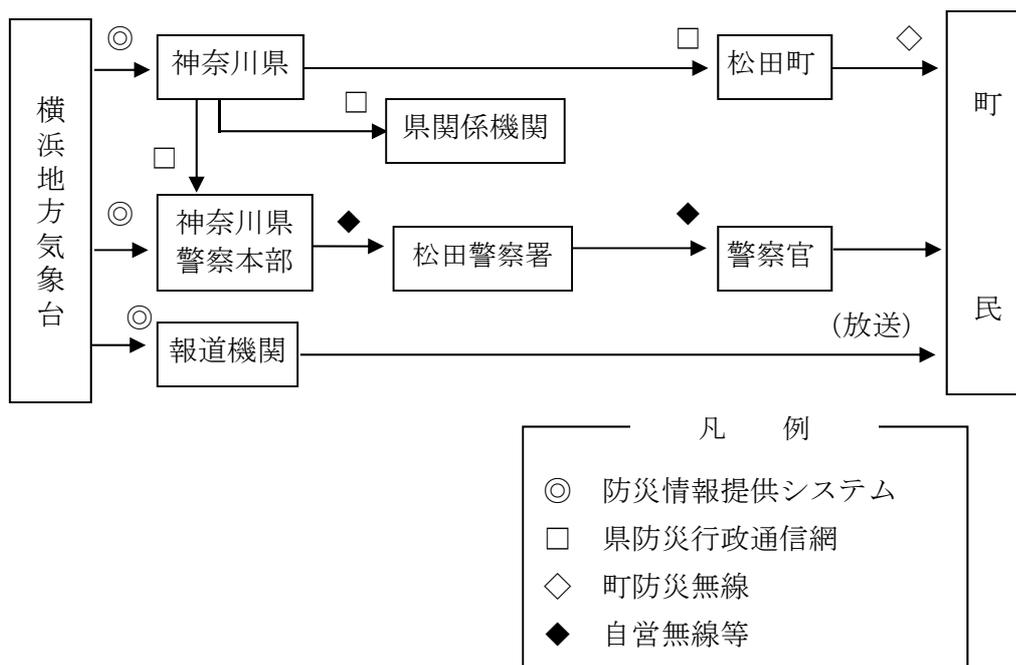
② 異常現象の通報系統

異常現象については、次の図に掲げた経路に従い、通報するものとします。



③ 火山情報の通報及び伝達体制

火山情報の通報及び伝達系統図は、概ね次のとおりとします。



④ 火山情報の発表と伝達系統

平成19年4月1日の気象業務法等の改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）及び火山活動度レベルは廃止され、これに代り、新たに噴火警報・予報及び噴火警戒レベルが定められました。

噴火警報・予報の種類及び噴火警戒レベル

噴火警報・予報の種類	噴火警報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で、発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
	噴火予報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予測される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や町民等が取るべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警戒及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。町民や登山者・入山者等に必要防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。	

富士山噴火警戒レベル表

(気象庁)

略 称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況
噴火情報	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予測される(可能性が高まっている)。
火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予測される。
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予測される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(2) 救助・救急活動

① 町民及び自主防災組織の役割

町民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関と協力します。

② 救助・救急活動

町は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

その他、救助・救急活動については、第3章の「13.医療救護計画」及び「24.消防計画」により実施します。

(3) 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。なお、火山災害の場合、噴火の形式によって熱傷や呼吸器系への障がいが起こる場合や火山礫による裂傷等、負傷の状況も多岐にわたるため、火山災害の状況に係る情報を入手しつつ、応援活動を実施するものとします。

(4) 避難対策

火山の異常現象に基づく危険地域の居住者や観光客等に対する避難の勧告・指示については、『松田町地域防災計画』第3章の「8. 避難計画」を準用します。

第2章 その他特殊災害対策計画

1. 危険物等の災害対策

主管課	総務課
-----	-----

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が高いです。これらの安全対策については、国・県が関係法令の定めるところに従い、規制、取締り、指導等を進めています。本町としては、町内に存在する危険物等及び本町を通過する危険物等の事故から、町民の生命と安全、財産を守るため、国・県の関係行政に協力し、災害予防を行います。また、万一危険物等の事故が発生した場合においては、警察等関係機関とともに人命の救助を第一に対応するものとします。

(1) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物

① 火災予防対策

危険物については、消防法や危険物の規制に関する政令、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法に規制されています。本町は、これら根拠法に基づいて展開される国・県の関係行政に積極的に協力し、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の爆発漏洩等による災害の発生を未然に防止するものとします。

ア 自主保安体制の整備

町及び防災関係機関は、危険物等の爆発、漏洩等による災害の発生を防止するため、町、県及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備するものとします。

(ア) 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実

(イ) 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実

(ウ) 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実

(エ) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

イ 危険物等を取扱う事業者等についての対策

町内の危険物等を業務上取扱う事業者等に対し、関係法令の遵守を徹底させることと防災関係機関の指導に従うことを要請するとともに、以下の措置を講ずることを求めます。

(ア) 従業員全体への保安思想の啓発

(イ) 危険物等管理責任者の各種の講習会及び研修会への参加

(ウ) 事業所内における防災訓練の徹底

(エ) 事業所内における自主保安体制の整備

(オ) 隣接事業所との発災時の相互応援に関する協定の締結

ウ 危険物等取り扱い事業者への指導

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町及び県は、関係機関と協力して製造施設等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動車両に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性を確保します。

2. 大規模事故対策

主管課	総務課
-----	-----

鉄道や航空機は現代生活にとって必須不可欠な交通手段であるが、ひとたび事故が発生すると不可逆的な大惨事となります。地域防災計画としては、このような大規模事故に対しても万一の備えをしておく必要があります。

(1) 鉄道

① 災害予防対策

本町を通過している小田急電鉄及びJR東海の両社に対し、以下の災害予防対策の実施を強く求めるものとします。

ア 保安対策

橋梁等構造物の点検補修を日常的に行うほか、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、列車無線装置等を取り入れ運転保安度の向上を行います。また、踏切支障通報装置の導入や踏切道の立体化を推進し、事故を未然に防止します。

イ 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとに防災対策に必要な訓練を実施します。

ウ 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報します。

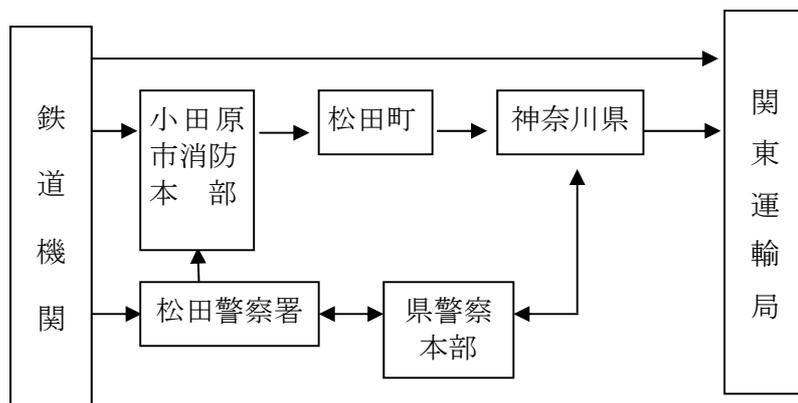
② 災害応急対策

ア 大規模鉄道事故発生時の対応

本町は、列車の火災、衝突、脱線等の鉄道事故による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、警察機関と協力し、当該鉄道会社と密接な連絡をとるとともに、神奈川県及び関東運輸局とも十分連携し、応急対策を行います。

また、町長は、神奈川県、日本赤十字社及び地元医師会に対して、医療救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行うことを要請します。

大規模鉄道災害発生時の連絡系統図は、概ね次のとおりとします。



イ 鉄道会社の措置

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、当該鉄道会社に対し、以下の災害応急対策の実施を要請します。

(ア) 活動体制及び情報連絡体制

各鉄道会社は、それぞれの計画に基づき整備している事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を実行します。

(イ) 災害発生時の広報対策

利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。

(ウ) 事故時の応急措置

事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、2次的事故の防止に万全の措置を講ずるとともに、その救急措置及び復旧については、もっとも安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行います。

なお、必要により、松田警察署及び小田原市消防本部に出動、救援を要請します。

また、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該鉄道会社の内部に事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

(2) 航空災害対策

町内で大規模な航空機事故が発生した場合、関係機関と協力し、人命の救助、負傷者の応急処置及び二次災害の防止を図るものとします。

① 災害応急対策への備え

災害時の情報通信手段について、平時よりそれを確保し、無線設備の点検を定期的実施するとともに他の防災関係機関等との連携を図るものとします。また、県及び関係機関との調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立を図るものとします。

② 事故現場への立ち入り制限の実施

航空機が墜落した場合には、爆発等の二次災害が発生する危険性があるとともに、事故原因の調査・究明を行うため、事故現場を保全する必要があります。このため、町は松田警察署及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入りを制限します。

3. 放射性物質災害対策

主管課	総務課
関係課等	観光経済課

(1) 災害予防対策

放射性物質の取扱事業所等に対する指導、監督は、防災対策を含めて文部科学省の所管となっているが、ここでは主に町が放射性物質の漏洩等による災害の発生を未然に防止するための予防措置について、基本的事項を定めます。

① 取扱事業所等の把握

町は、放射性同位元素使用事業所を把握します。

② 取扱事業所に対する指導

ア 保安規程の整備

イ 従業員に対する防災教育、操作員の教育訓練の実施

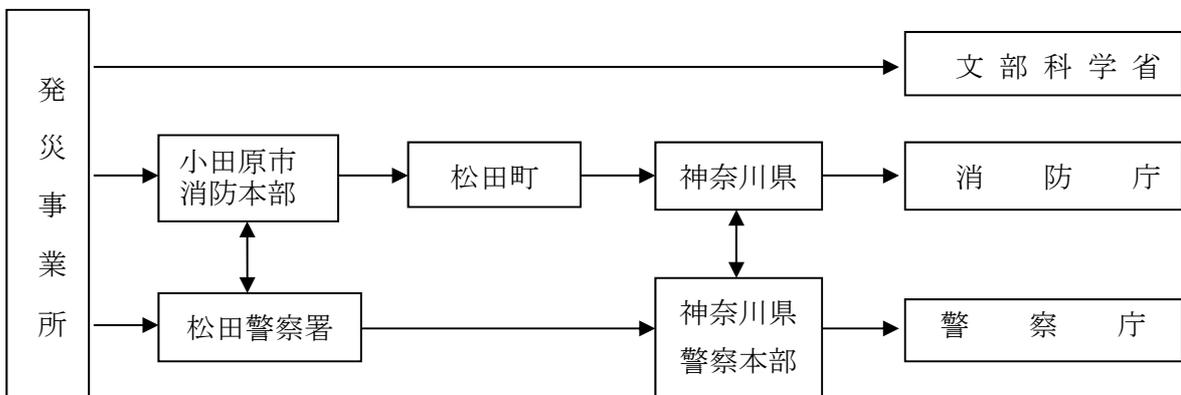
ウ 自主防災組織の編成

エ 防災計画の作成及び計画に基づく訓練の実施

(2) 災害応急対策

① 災害発生時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、概ね次のとおりとします。



② 町及び関係機関の措置

町及び関係機関の措置は、放射性物質による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県及び文部科学省とも十分連携し応急対策を行います。

ア 町及び消防部の措置

(ア) 人命の救出

(イ) 消火、応急活動の実施

(ウ) 警戒区域の設定

(エ) 周辺町民に対する災害広報の実施

(オ) 周辺町民に対する避難の指示、勧告

イ 警察の措置

(ア) 負傷者の救出、救護

- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 周辺町民の避難誘導
- (エ) 周辺道路の交通規制
- (オ) 死体の検分
- (カ) その他必要な措置